

上山市地域防災計画

上山市防災会議

上山市地域防災計画 追録加除整理一覧表

追録の加除整理が終わったら、必ず、内容現在と加除整理の年月日をこの表に記入してください。

台本 平成25年3月

追録号数	内容現在	加除整理	整理者印
第1号	平成26年 4月 1日	平成 年 月 日	
第2号	平成27年 3月18日	年 月 日	
第3号	平成28年 3月22日	年 月 日	
第4号	平成29年 3月29日	年 月 日	
第5号	平成31年 3月26日	年 月 日	
第6号	令和 2年 3月26日	年 月 日	
第7号	令和 4年 3月25日	年 月 日	
第8号	令和 5年 3月30日	年 月 日	
第9号	年 月 日	年 月 日	
第10号	年 月 日	年 月 日	
第11号	年 月 日	年 月 日	
第12号	年 月 日	年 月 日	
第13号	年 月 日	年 月 日	
第14号	年 月 日	年 月 日	
第15号	年 月 日	年 月 日	
第16号	年 月 日	年 月 日	
第17号	年 月 日	年 月 日	
第18号	年 月 日	年 月 日	
第19号	年 月 日	年 月 日	
第20号	年 月 日	年 月 日	
第21号	年 月 日	年 月 日	
第22号	年 月 日	年 月 日	
第23号	年 月 日	年 月 日	
第24号	年 月 日	年 月 日	
第25号	年 月 日	年 月 日	

目次

第1編 総則

第1章 計画の目的	I-1
第2章 計画の内容	2
1 計画の内容	2
2 山形県地域防災計画との関係	2
3 計画の修正	2
第3章 防災の基本方針	3
1 地震	3
2 水害	3
3 台風	4
4 火災	4
5 土砂災害	4
6 雪害	4
7 火山	4
8 原子力災害	4
第4章 市の概要	5
1 自然的条件	5
2 社会的条件	6
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
1 上山市	7
2 山形県	8
3 指定地方行政機関	10
4 自衛隊	11
5 指定公共機関	11
6 指定地方公共機関	13
7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	14
第6章 市民・事業所の基本的責務	15
1 市民の責務	15
2 事業所の役割	15

第 2 編 震災対策編

第 1 章 災害予防計画	Ⅱ-1
第 1 節 基本方針	1
1 地震災害対策の具体的方針	1
第 2 節 防災知識の普及計画	2
1 市職員に対する教育	2
2 防災関係機関における防災教育	2
3 住民に対する防災知識の普及	2
4 事業所等に対する防災知識の普及	3
5 学校教育における防災教育	4
6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育	4
第 3 節 地域防災力強化計画	6
1 自主防災組織の育成	6
2 企業（事業所）等における防災の促進	8
第 4 節 災害ボランティア受入体制の整備計画	10
1 災害ボランティアの定義と位置付け	10
2 一般ボランティアの役割及び受入体制の整備	10
3 専門ボランティアの役割及び受入体制の整備	10
4 上山市災害医療救護ボランティアの充実	11
5 消防ボランティアの活用	11
6 活動環境の整備	11
第 5 節 防災訓練実施計画	12
1 防災訓練の実施	12
2 防災訓練の種類及び内容の整備	12
3 防災関係機関の防災訓練	13
4 学校の防災訓練	13
5 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練	13
6 訓練方法の検討	14
7 実践的な訓練の実施と事後評価	14
8 隣接市町等が実施する防災訓練への参加	14
第 6 節 避難体制整備計画	15
1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と事前周知	15
2 避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備	17
3 避難誘導體制の整備	18
4 防災上特に注意を要する施設の避難計画	18
5 福祉避難所の指定	18
6 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定	19
第 7 節 救助・救急体制整備計画	20
1 住民に対する防災意識の啓発	20

2	民間等による救助・救急支援体制の確保	Ⅱ－20
3	消防隊の救助・救急体制の整備	20
4	消防団の充実強化	20
5	情報収集体制の整備	20
6	医療機関との情報伝達体制の整備	20
第8節	火災予防計画	21
1	出火防止対策	21
2	消防用設備等の適正な維持管理指導	21
3	初期消火体制の強化	21
4	消防施設等の整備	22
5	通信手段・運用体制の整備	22
6	震災消防計画の整備	22
第9節	医療救護体制整備計画	23
1	初期医療体制の整備	23
2	医療救護体制等の整備	23
第10節	地震防災施設等整備計画	24
1	整備対象施設等	24
2	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	24
第11節	防災用通信施設災害予防計画	26
1	防災用通信施設の整備状況	26
2	通信設備の災害予防措置	26
3	通信機器の必要数の確保	26
4	電気通信設備等の活用	26
第12節	地盤災害等予防計画	28
1	土砂災害危険箇所の調査・周知	28
2	土砂災害予防対策の推進	28
3	地盤沈下の防止	30
4	軟弱地盤等液状化対策の推進	30
5	災害防止に配慮した土地利用の誘導	30
6	被災宅地危険度判定体制の確立	30
第13節	孤立集落予防計画	31
1	孤立するおそれのある集落の把握	31
2	連絡手段の確保	31
3	災害に強い道路網の整備	31
4	要配慮者の実態把握	31
5	自主防災組織の育成	31
6	避難所の確保	32
7	防災資機材の整備	32
8	臨時ヘリコプター発着所の確保	32
9	食料品等生活必需品の備蓄	32

第 14 節 建築物災害予防計画	Ⅱ－33
1 公共建築物の耐震化の推進	33
2 教育施設の耐震化の推進	33
3 一般建築物の耐震性強化	33
4 建築物の火災耐力の向上促進	34
5 地震保険の普及・啓発	34
6 空き家対策	34
第 15 節 危険物等施設災害予防計画	35
1 危険物施設等の災害予防対策	35
2 ガス等の災害予防対策	35
3 火薬類の災害予防対策	35
4 毒物及び劇物の災害予防対策	35
第 16 節 輸送体制整備計画	36
1 緊急輸送路の確保	36
2 地域内輸送拠点候補地の指定	36
3 緊急通行車両確保のための事前対策	36
4 燃料の確保	37
第 17 節 農地・農業用施設災害予防計画	38
1 各施設に共通する災害予防対策	38
2 農道施設の災害予防対策	38
3 用排水施設の災害予防対策	38
4 ため池施設の災害予防対策	38
第 18 節 ライフライン施設の災害予防計画	39
1 上水道施設災害予防計画	39
2 下水道施設災害予防計画	41
3 電力供給施設災害予防計画	43
4 電気通信施設災害予防計画	43
5 ガス供給施設災害予防計画	44
第 19 節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備計画	46
1 食料、飲料水及び生活必需品等の確保	46
2 飲料水等の確保	47
3 医薬品等の確保	47
4 防災資機材等の整備	47
第 20 節 相互応援等計画	48
1 山形県上ノ山市・宮城県刈田郡七ヶ宿町消防応援協定書	48
2 山形県広域消防相互応援協定書	48
3 東南村山管内消防相互応援に関する申し合せ事項	48
4 緊急時における廃棄物処分相互援助協定書	48
5 山形県消防広域応援隊に関する覚書	48
6 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定	48
7 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について	48

8	消防相互応援協定書	Ⅱ－48
9	災害時における上山市内郵便局と上山市との協力に関する覚書	49
10	山形県消防防災ヘリコプター応援協定	49
11	日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」	49
12	山形広域市町災害時相互応援に関する協定	49
13	山形広域市町災害時相互応援に関する協定実施細目	49
14	東北中央自動車道における消防相互応援協定書	49
15	災害時における応急対策業務に関する協定	49
16	水道施設の災害に伴う応援協定書	49
17	災害時の情報交換に関する協定	49
18	災害時における物資調達に関する協定	49
19	災害時における相互応援に関する協定書	50
20	災害時における物資供給に関する協定書	50
21	災害時における福祉避難所の確保に関する協定書	50
22	災害時相互応援に関する協定	50
23	災害時における避難所利用の協力に関する覚書	50
24	警察署使用不能時における施設使用に関する協定書	50
25	災害時における相互応援に関する協定書	50
26	災害時における物品の供給協力に関する協定書	50
27	上山市消防本部放送設備を利用した防犯情報等の広報に関する覚書	50
28	災害時における応急対策用燃料（石油類）の供給応援に関する協定書	51
29	災害時における応急対策用燃料（液化石油ガス）の供給応援に関する協定書	51
30	蔵王山火山防災協議会の運営に要する経費の覚書	51
31	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	51
32	災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定書	51
33	災害時における相互応援に関する協定書	51
34	災害時における相互応援に関する協定書	51
35	災害時におけるタイヤ業務の支援協力に関する協定	51
36	山形防災行政無線局の設置及び管理運用に関する協定書	51
37	災害時における放送要請に関する協定	52
38	緊急時解放備蓄型自動販売機に関する覚書	51
39	災害時の医療救護活動に関する協定書	51
40	災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定	51
41	災害時の医療救護活動等に関する協定書	51
42	災害時の医療救護活動等に関する協定書	51
43	災害時における避難所等利用の協力に関する覚書	51
44	災害時における消防活動応援に関する協定	52
45	災害に係る情報発信等に関する協定	52
46	災害時の協力に関する協定書	52
47	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	52
48	災害時における遺体の搬送等に関する協定書	52

49	災害発生時における宿泊施設等の提供に関する協定書	Ⅱ－53
50	災害発生時における医薬品の供給に関する協定書	53
51	上山市及び上山警察署における災害相互協力協定書	53
52	災害時における被災者支援に関する協定書	53
53	災害時における下水道管路施設復旧支援協力に関する協定	53
第 21 節	文教施設における災害予防計画	54
1	学校の災害予防対策	54
2	学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策	55
第 22 節	要配慮者の安全確保計画	56
1	在宅の要配慮者対策	56
2	社会福祉施設等における防災体制の整備	59
3	外国人の安全確保対策	59
第 2 章	災害応急計画	61
第 1 節	災害対策本部等の設置	61
1	災害対策連絡本部の設置	61
2	災害対策本部の設置	61
3	業務継続性の確保	66
4	迅速かつ円滑な災害対応対策、災害復旧・復興への備え	66
5	複合災害への対応	66
第 2 節	動員・配備計画	67
1	配備基準	67
2	勤務時間外における職員の参集	67
第 3 節	広域応援・受援計画	68
1	他団体等への応援要請	68
2	消防の広域応援	69
3	広域応援・受援体制	69
第 4 節	自衛隊災害派遣要請計画	70
1	自衛隊の災害派遣基準等	70
2	自衛隊災害派遣による救援活動の区分	70
3	自衛隊災害派遣要請の手続き	70
4	自衛隊の自主派遣	70
5	派遣部隊の受入体制の整備	71
6	派遣部隊の撤収要請	71
7	救援活動経費の負担	72
第 5 節	県消防防災ヘリコプター緊急運航要請計画	73
1	ヘリコプターの緊急運航要請	73
2	活動拠点の確保	73
第 6 節	技術者等動員計画	74
1	技術者の従事命令等	74
2	労働者の確保	74

第 7 節	災害情報収集・伝達計画	Ⅱ－76
1	山形地方気象台等から発表される情報	76
2	通信手段の確保	77
3	災害情報の収集・伝達	77
4	被害状況の調査	78
5	被害関連情報の発信	78
第 8 節	広報計画	79
1	基本方針	79
2	広報活動における各機関の役割分担	79
3	被災者等への情報伝達活動	80
4	地震発生後の各段階における広報事項	80
5	放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供	81
6	安否情報の提供	82
7	広報活動実施上の留意点	82
8	広聴活動	82
第 9 節	避難計画	83
1	住民等の自主的避難	83
2	行政の避難指示等に基づく避難	83
3	学校・病院等における避難	86
4	警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令	86
5	帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供	87
第 10 節	避難所運営計画	88
1	避難所等への受入れと必要な措置	88
2	避難所の運営管理	89
3	避難後の状況の変化に応じた措置	90
4	避難所運営に係る留意点	90
第 11 節	孤立集落対策計画	93
1	主な対策活動	93
2	対策活動の内容	93
第 12 節	救助・救急計画	96
1	救助・救急の活動体制	96
2	負傷者等の搬送	96
3	惨事ストレス対策の実施	97
第 13 節	消火活動計画	98
1	初期消火活動	98
2	震災時における消火活動の優先	98
3	非常時配備態勢及び部隊編成	98
4	情報収集等	99
5	避難場所の防護等	99

第 14 節	水害対策計画	Ⅱ－100
1	被害状況の調査	100
2	住民の安全確保等	100
3	被害拡大防止措置	100
4	応急復旧	101
第 15 節	医療救護計画	102
1	医療救護所の設置	102
2	医療救護班の編成	102
3	負傷者等の搬送	102
4	医薬品等の調達	102
第 16 節	危険物等施設災害応急計画	103
1	危険物等施設の災害応急対策	103
第 17 節	行方不明者等の搜索及び遺体の処理・収容・埋火葬計画	104
1	行方不明者等の搜索	104
2	遺体の収容処理	104
3	遺体の埋火葬	105
4	広域応援体制	105
第 18 節	交通確保計画	106
1	被害調査の実施	106
2	迂回路の選定	106
3	交通規制の実施	106
4	道路交通確保	107
5	緊急通行車両の確認等	107
6	災害発生時の自動車運転者のとるべき措置	107
第 19 節	緊急輸送計画	109
1	優先すべき輸送需要	109
2	緊急輸送体制の確立	109
3	応援要請	110
第 20 節	地盤災害応急計画	111
1	被災状況の調査	111
2	被害の拡大防止	111
第 21 節	ライフライン施設の応急計画	112
1	上水道施設災害応急計画	112
2	下水道施設災害応急計画	113
3	電力供給施設災害応急計画	114
4	電気通信施設災害応急計画	115
5	ガス供給施設災害応急計画	115
第 22 節	食料供給計画	117
1	食料の調達	117
2	炊き出しの実施	117

3 国によるプッシュ型支援	II-117
4 食料の配分	118
第23節 給水計画	119
1 給水の基準	119
2 応急給水対策	119
第24節 生活必需品供給計画	121
1 物資の調達	121
2 生活必需品の供給	121
3 国によるプッシュ型支援	122
第25節 保健衛生計画	123
1 活動体制の確立	123
2 防疫等資器材の確保	123
3 保健衛生対策の実施	123
4 心のケア対策（精神保健相談）	124
5 被災動物対策の実施	124
第26節 廃棄物処理計画	125
1 災害廃棄物処理	125
2 ごみ処理	126
3 し尿処理	126
第27節 文教対策計画	127
1 学校の応急対策	127
2 学校給食センターの応急対策	129
3 学校以外の文教施設の応急対策	129
4 文化財の応急対策	129
第28節 要配慮者の応急対策計画	130
1 在宅の要配慮者対策	130
2 社会福祉施設等における要配慮者援護者対策	131
3 外国人の援護対策	131
4 団体旅行客対策	132
第29節 応急住宅対策計画	133
1 被災住宅状況等の把握	133
2 応急仮設住宅の建設	133
3 住宅の応急修理	134
4 公営住宅の活用	134
第30節 災害救助法の適用及び運用	135
1 災害救助法の適用基準	135
2 適用の手続	135
3 救助の実施	135
4 実施状況の報告	136
5 り災者台帳及びり災証明	136

第31節 自発的支援の受入計画	Ⅱ-137
1 災害ボランティアの受入れ及び活動支援	137
2 義援物資の受入・配分	138
3 義援金の受入・配分	138
第3章 災害復旧・復興計画	140
第1節 災害復旧・復興計画	140
1 災害復旧・復興の基本方向の決定等	140
2 災害復旧計画	140
3 災害復興計画	141
第2節 被災者の生活再建等への支援	143
1 被災者のための相談	143
2 災害弔慰金等の支給及び生活資金の貸付	143
3 住宅対策	144
4 被災証明の発行	145
5 税負担等の軽減	145
6 雇用対策	145
7 被災者への精神的なケア	145
第3節 産業復興の支援	146
1 中小企業関係融資	146
2 農林業関係融資	146
第4節 激甚災害の指定	147
1 激甚災害に関する調査	147
2 激甚災害指定の手続き	147
3 特別財政援助の交付（申請）手続き	147
4 激甚災害指定基準	147

第3編 風水害対策編

第1章 災害予防計画	Ⅲ-1
第1節 基本方針	1
1 風水害対策の具体的方針	1
第2節 防災知識の普及計画	2
1 市職員に対する教育	2
2 防災関係機関における防災教育	2
3 住民に対する防災知識の普及	2
4 事業所等に対する防災知識の普及	4
5 学校教育における防災教育	5
6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育	5
7 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策	5
第3節 地域防災力強化計画	6
1 自主防災組織の育成	6
2 企業（事業所）等における防災の促進	6
第4節 災害ボランティア受入体制の整備計画	7
第5節 防災訓練実施計画	8
1 学校の防災訓練	8
2 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練	8
第6節 避難体制整備計画	8
1 避難場所及び避難所の指定と事前通知	9
2 避難指示等発令体制の整備	11
3 避難指示等に係る施設、設備、資機材等の整備	15
4 避難誘導体制の整備	15
5 防災対策上特に注意を要する施設の避難計画	16
6 福祉避難所の指定	16
7 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定	16
第7節 医療救護体制整備計画	17
第8節 水害予防計画	17
1 治山対策	17
2 治水対策	17
3 情報の収集、伝達体制の整備	18
4 水害防止対策等の実施	18
第9節 土砂災害予防計画	18
2 土砂災害予防対策の推進	18
第10節 建築物災害予防計画	19
1 建築物の火災耐力の向上促進	19
2 建築物の災害予防対策の推進	19

第 11 節	輸送体制整備計画	Ⅲ－20
第 12 節	ライフライン施設の災害予防計画	20
第 13 節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備計画	21
第 14 節	相互応援等計画	21
第 15 節	要配慮者の安全確保計画	21
第 2 章	災害応急計画	22
第 1 節	水防計画	22
1	水防組織	22
2	洪水予報等の発表基準	24
3	水防情報連絡系統図	27
4	水防活動	30
5	応援	31
第 2 節	災害対策本部等の設置	32
第 3 節	動員・配備計画	32
第 4 節	広域応援計画	32
第 5 節	自衛隊災害派遣要請計画	32
第 6 節	県消防防災ヘリコプター緊急運航要請計画	32
第 7 節	技術者等動員計画	32
第 8 節	災害情報収集・伝達計画	33
1	気象に関する情報	33
2	通信手段の確保	39
3	災害情報の収集・伝達	39
4	被害状況の調査	39
5	被害関連情報の発信	39
第 9 節	広報計画	39
第 10 節	避難計画	40
1	住民等の自主的避難	40
2	行政の避難指示等に基づく避難	40
3	学校・病院等における避難	47
4	警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令	48
5	帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供	48
第 11 節	避難所運営計画	48
第 12 節	救助・救急計画	48
第 13 節	医療救護計画	48
第 14 節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・収容・埋火葬計画	48
第 15 節	交通確保計画	48
第 16 節	緊急輸送計画	49
第 17 節	土砂災害応急計画	49
第 18 節	ライフライン施設の応急計画	49
第 19 節	食料供給計画	49

第 20 節	給水計画	Ⅲ－49
第 21 節	生活必需品供給計画	50
第 22 節	保健衛生計画	50
第 23 節	廃棄物処理計画	50
第 24 節	文教対策計画	50
第 25 節	要配慮者の応急対策計画	50
第 26 節	応急住宅対策計画	51
第 27 節	災害救助法の適用及び運用	51
第 28 節	自発的支援の受入計画	51
第 3 章	災害復旧・復興計画	52
第 1 節	災害復旧・復興	52
第 2 節	被災者の生活再建等への支援	52
第 3 節	産業復興の支援	52
第 4 節	激甚災害の指定	52

第4編 個別災害対策編

第1章 雪害対策	IV-1
第1節 災害予防計画	1
1 雪害対策の具体的方針	1
2 気象情報の伝達	1
3 雪崩危険箇所の把握及び周知	1
4 火災防止	1
5 道路交通の確保計画	1
6 通信・電力の確保	1
7 住民への啓発	2
第2節 災害応急計画	2
1 道路交通の確保	2
2 上山市豪雪対策本部の設置	3
3 公共建物等の積雪の除去及び通路の確保	3
4 雪崩及び暴風雪のため遭難した者の救出	3
第2章 火山災害対策	4
第1節 災害予防計画	4
1 火山活動に伴い予想される主な現象及び概要	4
第2節 災害応急計画	5
1 噴火警報等の発表及び伝達	5
2 上山市災害対策本部の設置	10
3 警戒避難体制の整備	10
4 防災知識の普及	15
5 その他	15
第3章 原子力災害対策	16
第1節 災害予防計画	16
1 本市と近隣原子力発電所との距離	16
2 活動体制	16
3 平時におけるモニタリング	16
4 防災体制の整備	16
5 防災知識の普及等	16
第2節 災害応急計画	17
1 上山市災害対策本部の設置	17
2 モニタリングの強化及び対応	17
3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	18
4 住民への情報伝達	19
5 風評被害の軽減等	19
6 市外からの避難者の受入れ	19

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定により、市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、上山市（以下「市」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務、又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産並びに市域を災害から保護することを目的とする。

第2章 計画の内容

1 計画の内容

この計画は、市域において想定される災害に対して、次の事項を定めるものである。

(1) 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度に食い止めるための事前措置について定める。

(2) 災害応急計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防衛措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について定める。

(3) 災害復旧計画

災害復旧実施にあたっての方針について定める。

2 山形県地域防災計画との関係

この計画は、山形県地域防災計画と整合性を有するものである。

3 計画の修正

上山市防災会議（以下「市防災会議」という。）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市地域防災計画を社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは、これを修正する。

第3章 防災の基本方針

災害を完全に防ぐことは不可能であり、被災しても人命が失われないことを最重要視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう備える「減災」の考え方を基本とする。

1 地震

地震は、発生の予知が難しく、短時間に大災害が発生するおそれがある。土砂崩れ等の土砂災害、建物の倒壊、火災の発生、交通通信網の寸断等、被害が拡大することが予想されるため、避難計画の充実や公共建築物の耐震化を図る。

また、大規模な地震が発生した場合、同時多発する被害に対応するためには、住民や地域社会の災害対策活動が不可欠である。住民に対する防災知識の普及と自主防災組織の強化など、地域の防災力の強化を図る。

なお、この計画の作成にあたっては、平成14年に国の地震調査研究推進本部地震調査委員会が公表した「山形盆地断層帯の評価」及び山形県が実施した「山形盆地断層帯の被害想定調査」等を参考とした。評価では、全体でマグニチュード7.8程度の地震発生可能性があることが指摘されている。平成19年に地震調査委員会による評価の見直しが行われ、山形盆地断層帯南部ではマグニチュード7.3程度の地震が発生すると推定されており、令和4年1月1日を基準日とした長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード7.3程度の地震が発生する確率は、1%（Aランク）と公表されている。

山形盆地断層帯地震被害想定（上山市域分）

区 分		冬 期 タ 方	冬 期 早 朝	夏 期 昼 間
地震の規模		マグニチュード7.8	マグニチュード7.8	マグニチュード7.8
計測震度		5強～7	5強～7	5強～7
建物被害棟数	全壊	2,163 棟	2,163 棟	1,751 棟
	半壊	2,812 棟	2,812 棟	2,574 棟
出火件数		17 件	7 件	2 件
焼失棟数		41 棟	12 棟	2 棟
死者数		109 人	129 人	81 人
負傷者数		1,064 人	1,187 人	868 人
罹災者数		7,698 人	7,653 人	6,640 人
避難所生活者数		3,657 人	3,627 人	3,079 人
断水世帯率		27.5%	27.5%	25.4%
停電世帯数		4,800 世帯	4,800 世帯	4,637 世帯
電話不通加入者数		3,249 人	3,249 人	2,951 人

2 水害

本市のこれまでの災害発生原因の多くは、集中豪雨又は台風に伴う大雨によるもので占めている。その特徴は、山間部から平野部にかけての小河川の氾濫と小河川が須川及び本沢川にすべて合流するため、堤防の決壊等による水害が多く発生している。市は、県が指定する洪水予報河川・水位周知河川や浸水想定区域について、住民に対し周知を図るとともに警戒避難体制について確立する。

近年、河川改修事業の推進、治水ダムの建設等により、災害の規模、件数は減少しているものの、

新たな問題として、市街地の雨水側溝や農地の水路等が整備されたことにより、道路（側溝）等の内水氾濫による災害が発生しているため、河川改修事業の一層の促進と都市基盤整備の充実を図る。

3 台風

台風による災害は、台風が太平洋側を通過する場合には大雨の時が多く、日本海側を通過する場合は暴風雨に見舞われることが多い。

特に、農林業施設や農作物への被害、火災などの二次災害に十分注意し、被害の軽減に努める。

4 火災

本市には県内有数の温泉地があり、市街地はホテル、旅館等の中高層建築物や商店、一般住宅等が連立密集している。このため、火災発生時には大規模火災になる危険性があることから、今後とも自衛消防隊、自主防災組織、消防団と連携を図り火災予防対策を推進し災害の未然防止に努める。

また、住宅火災における高齢者等の要配慮者が、逃げ遅れにより多数犠牲になっているため、住宅用火災警報器等の普及促進や火気使用時の注意を喚起し、防火意識の高揚を図り被害の軽減に努める。

5 土砂災害

融雪や大雨時期に、地すべり、がけ崩れ等による被害が予想される危険区域は、傾斜地の多い本市には、数多くある。

これまで、危険箇所については、順次災害防止対策事業を実施しているが、依然として危険箇所が多いことから、地域住民の安全性を確保するため、市は、県が指定する土砂災害警戒区域等について周知を図るとともに、住民の警戒避難体制について確立する。また、防災対策として災害防止対策事業の促進を図る。

6 雪害

本市は、平野部と山間部において、降雪量及び積雪量に大きな格差があり、山間部では2mを超えるところもある。

大雪時には、市民生活に大きな影響を与える被害が発生することから、除排雪活動等の充実を図る。また、農業用施設及び農作物の被害や融雪時期のがけ崩れ、落石等が発生するため、なだれ防止対策、危険箇所の監視体制の強化及び市民への注意喚起を図る。

7 火山

本市は、活火山である蔵王山を有しているため、噴火による噴石や火山灰、火山泥流などの火山現象を早期に把握するとともに、適格な避難情報の提供に努め、住民、登山者及び観光客等の生命と財産を守るため万全を期す。

8 原子力災害

近隣県の原子力発電所で大規模な事故が発生した場合に、屋内退避、避難誘導等の防護活動等を実施し、原子力災害による被害並びに市民の健康の保護及び不安の軽減を図るため万全を期す。

第4章 市の概要

1 自然的条件

(1) 位置

本市は、山形県の東南部にあって、極東東経 140° 27′、極西東経 140° 11′、極南北緯 38° 03′、極北北緯 38° 13′ に位置し、東西 23.10km、南北 18.80 km、周囲 84.00km、面積 241.00km² を有し、上山盆地を中心に、南東部の蔵王山一体の山岳地帯と西部丘陵地帯に囲まれた地域である。

(2) 地形・地質

上山盆地は、奥羽山脈の西側に連なって発達する内陸盆地の一つで、半円形を呈し、奥羽本線に沿って村山盆地に連なっている。この盆地の特性は、盆地内に堆積した扇状地が全面積の約半分を占めている。

周囲の山岳地帯の蔵王山は、隆起した基盤上に噴出した新しい火山で、輝石安山岩で構成されていて典型的な火山地形を呈している。東部及び南部の分水嶺付近の山嶺は、主として緑色凝灰岩層からなり、岩質は軟らかく激しい侵蝕を受け、現在見られるような急峻な地形を呈している。

また、東部の呑岡山、南部の大石田山、西部の虚空蔵山は石英粗面岩、東部の三吉山、葉山は安山岩で構成され、両者とも岩質が堅く、侵蝕作用によく堪えるため孤立した山相を示し、単調な地形となっている。

龍山火山から流出した泥流は、蔵王川以北に分布しているが、その先端部は久保手付近まで及んでいる。このため、上山盆地は、孤立した湖水であったものが、須川によって侵蝕され、現在のよう村山盆地と連絡するに至っている。

西部丘陵地帯は、出羽丘陵南部に位置し大半が硬質頁岩であり、頁岩は凝灰岩や火山灰が水没堆積してできた水成岩である。それに火山性の大平山や石英粗面岩の経塚山、白禿山、高新山が連互し、それより西の山元地区は、新第三期系の堆積岩で形成されており、地すべり、急傾斜地等の土砂災害危険箇所が多く存在している。

(3) 河川

本市の河川は、南東部山岳に源を持つ須川、蔵王川、西部丘陵に源を持つ本沢川、中川溝状盆地に源を持つ前川とに大別される。

市内の幹川をなす須川は、菖蒲川、金山川、柏木川、生居川、酢川と市内の東部、南部を流れる小河川を大部分相合し、最上川に合流する。蔵王川は、蔵王連峰の沢々の水を集める仙人沢と蔵王沢が合流し、西流しながら北部で須川に合流する。

また、市街地を流れる前川は、南部山岳より流れる思川、蓬萊川、西部丘陵より流れる濁川、カラジク川、高松川、河原期川、荒町川、八幡堂川などの小河川を相合し、北流して須川に合流する。

本沢川は、相沢川、田尻川などの山元地区の小河川を相合し、須川に合流する。

(4) 気候

本市の気候は、上山盆地と南東部の山岳地帯、西部丘陵地帯で大きく相違し、降雨量、積雪量を比較するとその格差が顕著に表れる。

山岳地帯は、10月中旬に初雪を観測し、11月下旬には根雪となる。また、最大積雪深も2mを

超え、4月下旬まで根雪期間が続く。

平野部は、11月中旬に初雪が降り、12月下旬から3月中旬まで根雪となり、最大積雪深は、平均60～70cmと山岳地帯、西部丘陵地帯に比較して少ない。

降水量は、平成29年から令和3年までの5年間の年間平均1,153mmで、特に6月から9月までの梅雨期、台風シーズンに多く、災害発生の時期もこの期間に集中する。降雨（雪）日数は年間の約44%となっている。気温は、内陸盆地型気候のため寒暖の差が大きく、最低気温は1月、2月に－10℃を下回り、最高気温は8月に35℃以上を記録する。平均気温では、1月、2月は氷点下と寒さが続くが8月には約25℃まで高くなる。

2 社会的条件

(1) 人 口

ア 人口の推移

(各年国勢調査による)

る)

年 次	世 帯 数	人口 (単位：人)		
		総 数	男	女
平成12年	10,688 世帯	36,886 人	17,588 人	19,298 人
平成17年	10,956 世帯	36,013 人	17,091 人	18,922 人
平成22年	10,751 世帯	33,836 人	16,036 人	17,800 人
平成27年	10,694 世帯	31,569 人	14,951 人	16,618 人
令和2年	10,537 世帯	29,110 人	13,909 人	15,201 人

イ 年齢別人口

(令和2年国勢調査による)

年齢区分	0～14 歳	15～34 歳	35～64 歳	65 歳以上	総人口
人数	2,712 人	4,115 人	10,731 人	11,386 人	29,110 人
構成比	9.4%	14.2%	37.1%	39.3%	100.0%

ウ 昼夜間人口

(令和2年国勢調査による)

夜間人口	昼間人口	流入超過	流入人口	流出人口
29,110 人	27,658 人	-1,452 人	5,427 人	6,879 人

(2) 産業

(農林業センサス、経済センサス活動調査、商業統計調査による)

る)

農業 (R2 現在)	工業 (R3 現在)		商業 (H28 現在)	
総農家数	事業所数	従業者数	商店数	従業者数
1,093 戸	79 事業所	3,053 人	305 店	1,498 人

第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連絡・協力し、次に掲げる事務又は業務を総合的かつ計画的に実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

1 上山市

市は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたる。

(1) 上山市

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
1 上山市防災会議に関する こと	1 上山市災害対策本部の設置 及び運営に関すること	1 被災者のための相談に関す ること
2 上山市内における公共的団 体及び住民の自主防災組織の 育成指導に関すること	2 指定地方行政機関の長等及 び県知事に対する職員の派遣 要請、並びに他の市町村長に 対する応援の要求に関するこ と	2 見舞金等の支給等に関する こと
3 災害及び防災に関する科学 的研究とその成果の実現に関 すること	3 県知事の委任を受けて行 う、災害救助法に基づく被災 者の救助に関すること	3 雇用の安定に関すること
4 防災に係る気象、地象及び 水象の観測、予報その他の業 務に関する施設、設備及び組 織の整備並びに災害の予警報 伝達の改善に関すること	4 損失及び損害補償並びに公 的徴収金の減免等に関するこ と	4 住宅対策に関すること
5 防災意識の高揚及び災害安 全運動に関すること	5 災害情報の収集に関するこ と	5 租税の特例措置に関するこ と
6 防災に係る教育及び訓練に 関すること	6 災害広報に関すること	6 農林漁業者及び中小企業等 に対する金融対策に関するこ と
7 通信施設及び組織の整備に 関すること	7 災害予警報等の情報伝達並 びに避難の勧告、指示及び警 戒区域設定に関すること	7 公共施設等の災害復旧に関 すること
8 水防、消防、救助その他の 災害応急に関する施設及び組 織の整備並びに物資及び資機 材の備蓄に関すること	8 被災者の救助に関すること	8 その他必要と認めた措置に 関すること
9 治山治水その他市域の保全 に関すること	9 消防活動及び浸水対策活動 に関すること	
10 建物の不燃堅ろう化、その 他都市の防災構造上の改善、 災害危険区域の指定及び対策 に関すること	10 緊急輸送の確保に関するこ と	
10 災害発生の防御又は拡大防 止のための措置に関すること	11 ライフラインの確保に関す ること	
11 その他必要と認めた措置に 関すること	12 公共土木施設、農地・農業 用施設及び林地・林業用施設 等に対する応急措置に関する こと	
	13 農産物、家畜、林産物及び 水産物に対する応急措置に関 すること	
	14 食料その他の生活必需品の 供給に関すること	
	15 食料その他の生活必需品の 需給計画に関すること	

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
	16 被災児童及び生徒に対する 応急の教育に関する事 17 被災要援護者に対する相談 及び援護に関する事 18 その他必要と認めた措置に 関する事	

(2) 上山市消防本部

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
1 災害に対する予防、防御と 拡大防止対策に関する事 2 消防機材の整備充実と訓練 の実施に関する事	1 災害時における人命救助対 策に関する事 2 災害時における危険物の災 害防止対策に関する事	

(3) 上山市消防団

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
1 水防、消防、救助その他災害 応急措置に関する施設及び組 織の整備、並びに物資及び資 器材の備蓄に関する事 2 防災に係わる教育及び訓練 に関する事	1 消防、水防その他応急処置 に関する事 2 被災者の救護、救助その他 保護に関する事	

2 山形県

(1) 山形県

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
1 山形県防災会議に関するこ と 2 防災関係機関相互の総合調 整に関する事 3 災害及び防災に関する科学 的研究とその成果の実現に関 する事 4 防災に係る気象、地象及び 水象の観測、予報、情報その 他の業務に関する施設、設備 及び組織の整備並びに災害の 予報及び警報の伝達の改善に 関する事 5 防災思想の普及及び災害安 全運動に関する事 6 防災に係る教育及び訓練に 関する事 7 通信施設及び組織の整備に 関する事 8 水防、消防、救助その他の	1 山形県災害対策本部の設置 及び運営に関する事 2 防災関係機関相互の総合調 整に関する事 3 上山市の実施する被災者の 救助の応援及び調整に関する 事 4 自衛隊の災害派遣要請に関 する事 5 指定行政機関に対する職員 の派遣要請に関する事 6 建設機械及び技術者の現況 把握並びにその緊急使用又は 従事命令に関する事 7 損失及び損害補償並びに公 的徴収金の減免等に関するこ と 8 応急措置のための財産又は 物品貸付けに関する事 9 上山市の実施する消防活動	1 被災者のための相談に関す る事 2 見舞金等の支給等に関する 事 3 雇用の安定に関する事 4 生活関連物資の需給・価格 状況の調査等に関する事 5 住宅対策に関する事 6 租税の特例措置に関するこ と 7 農林漁業者及び中小企業等 に対する金融対策に関するこ と 8 公共施設等の災害復旧に関 する事

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること 9 治山・治水、その他県土の保全に関すること 10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること 11 災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること 12 在宅の要配慮者対策に関すること	及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること 10 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 11 災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関すること 12 災害広報に関すること 13 緊急輸送の確保に関すること 14 ライフラインの確保に関すること 15 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること 16 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 17 食料その他の生活必需品の需給調整に関すること 18 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 19 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること 20 被災要援護者に対する相談及び援護に関すること 21 その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること	

(2) 山形県警察本部（上山警察署）

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
1 災害警備用の装備、資機材及び地震対策用の交通安全施設の整備充実に関すること 2 災害警備の教養訓練に関すること 3 防災広報に関すること	1 災害情報及び交通情報の収集に関すること 2 被災者の救助及び避難誘導 3 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関すること 4 行方不明者の調査及び死体の検視に関すること 5 犯罪の予防・取締り、混乱の防止、その他秩序の維持に関すること	

3 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
農林水産省 東北農政局 山形農政事務所		1 災害時における応急食料の供給に関する事 と	
山形森林管理署	1 治山事業、地すべり 対策事業及び保安林整 備管理事業の実施に関 すること 2 防災教育及び防災訓 練の実施並びに森林火 災の防止に関する事 と	1 災害情報の収集、災 害復旧用材の供給に関 すること	1 林地、林道及び林業 施設の災害復旧に関す ること
東北財務局 山形財務事務所			1 金融機関の業務運 営の確保に関する事 と 2 県及び市町村の災害 対策に係る地方債に関 すること 3 県及び市町村に対す る災害つなぎ資金の融 通に関する事 と 4 公共団体が応急措置 の用に供する普通財産 の貸付けに関する事 と
東北運輸局 山形運輸支局	1 運輸関係事業の防災 体制を確立するための 指導及び防災訓練の実 施並びに安全確保に関 すること	1 災害情報の収集連絡 及び伝達に関する事 と 2 緊急輸送車両の斡旋 並びに公益、確保、輸送 の命令に関する事 と	1 復旧用資機材の輸送 に係る指導及び援助に 関すること
仙台管区気象台 山形地方気象台	1 防災気象情報の理解 促進、防災知識の普及 啓発に関する事 と 2 地方公共団体が行う 防災対策に関する技術 的な支援・助言に関す ること 3 気象業務に必要な観 測、予報及び通信施設 の整備に関する事 と	1 気象、地象、地動及 び水象の観測並びその 成果の収集及び発表に 関すること 2 気象、地象（地震に あつては、発生した断層 運動による地震動に限 る）及び水象の予報 並びに警報等の防災気 象情報の発表、伝達及 び解説に関する事 と	1 気象、地象（地震に あ つては、発生した断層 運 動による地震動に限 る） 及び水象の予報並びに 警報等の防災気象情報 の発表、伝達及び解説 に 関すること
東北地方整備局 山形河川国道 事務所	1 防災上必要な教育及 び訓練の実施並びに一 般住民の防災意識の高 揚、防災知識の普及に 関すること 2 通信施設、観測施 設、防災用機械、資機 材の整備に関する事 と 3 災害危険箇所におけ る河川、砂防、道路施 設等の防災事業推進に 関すること 4 重要水防区域、地す べり防止区域及び道路	1 災害に関する情報の 収集及び予警報の伝達 等に関する事 と 2 水防活動、土砂災害 防止活動及び避難誘導 等に関する事 と 3 建設機械及び技術者 の現況把握に関する事 と 4 災害時における復旧 資材の確保に関する事 と 5 災害発生が予想され るとき又は災害時にお	1 二次災害の防止及び 迅速な復旧に関する事 と

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
東北地方整備局 山形河川国道 事務所	通行規制区間における 必要な措置並びに土石 流危険区域の指導に関 すること 5 官庁施設の災害予防 措置に関する事 6 雪害予防施設及び除 雪体制の整備に関す ること	ける応急工事等の実施 に關すること 6 緊急を要すると認め られる場合の緊急対応 の実施に關すること	
山形労働基準 監督署	1 大規模な爆発、火災 等の労働災害の原因と なるおそれのある災害 の防止に關すること	1 災害応急工事等の監 督指導、二次災害発生 の防止に關すること	1 災害復旧工事等の監 督指導、被災事業場の 操業再開時における災 害防止に關すること

4 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
陸上自衛隊 (第六師団)	1 防災関係資料の基礎 調査、関係機関との連 絡調整、災害派遣計画 の作成、防災訓練、防 災関係資機材等の整備 点検に關すること	1 災害派遣初動の準備 体制強化及び関係機関 への連絡員の派遣、情 報収集等並びに災害関 係予報及び警報の伝達 に対する協力、関係機 関からの要請若しくは 緊急事態に伴う部隊等 の派遣に關すること 2 被害状況の把握、避 難の援助、遭難者等の 搜索救助、水防活動、 消防活動、道路又は水 路啓開に關すること 3 診察、防疫、病虫害防 除等の支援に關するこ と 4 人員及び物資の緊急 輸送、炊飯及び給水の 支援、救援物資の無償 貸付又は譲与、交通規 制の支援に關すること 5 危険物の保安及び除 去、その他臨機の必要 に対し自衛隊の能力で 対処可能な措置に關す ること	1 自衛隊法第100条に 基づく土木工事等の受 託に關すること

5 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
日本郵便株式会社 (上山郵便局)	1 災害発生時の郵政事 務の運営確保体制整備 に關すること		1 為替貯金業務及び簡 易保険業務の非常取扱 いに関する事

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
日本郵便株式会社 (上山郵便局)			2 被災者に対する郵便葉書及び郵便書簡の無償交付等非常取扱いに関すること 3 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立の短期融資に関すること 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
東日本電信電話株式会社 山形支店	1 高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	1 気象警報の伝達に関すること 2 災害時における通信の確保、利用調整に関すること 3 災害用伝言ダイヤル「171」に関すること 4 特設公衆電話の設置に関すること	1 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関すること 2 電気通信施設の災害復旧に関すること
東北電力ネットワーク株式会社 山形電力センター	1 発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること	1 災害時における電力供給の確保及び調整に関すること	1 電力供給施設の災害復旧に関すること
日本通運株式会社 山形支店		1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること 2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること	
東日本旅客鉄道株式会社 かみのやま温泉駅	1 線路及び建設物の警備、保存及び管理に関すること 2 鉄道林の新設、改良、保存及び管理に関すること	1 送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保に関すること 2 列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関すること 3 気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等応急体制の確立に関すること 4 災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関すること	1 線路等鉄道施設の災害復旧に関すること
日本銀行 山形事務所			1 通貨の供給の確保に関すること 2 金融機関による非常金融措置の実施に関すること

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
日本銀行 山形事務所			3 各種金融措置の広報 に關すること
日本赤十字社 山形県支部		1 災害時における傷病 者の医療救援に關する こと 2 赤十字ボランティア 活動の指導に關するこ と 3 義援金の募集受付に 關すること 4 被災者に対する救援 物資の配分に關するこ と	
日本放送協会 山形放送局	1 災害予防の放送に關 すること	1 気象予報、注意報、 警報、災害情報等の放 送に關すること 2 救援奉仕活動及び奉 仕団体等の活動に対す る協力に關すること	1 放送施設の災害復旧 に關すること
東日本高速道路 株式会社 (東北支社山形 管理事務所・山 形工事事務所)	1 高速自動車国道東北 中央自動車道相馬尾花 沢線(以下「東北中央 自動車道」という。)の 災害防止に關すること	1 災害時の東北中央自 動車道における輸送路 の確保に關すること 2 災害時における緊急 車両の通行料金免除に 關すること	1 東北中央自動車道の 災害復旧に關すること

6 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
山形放送株式会社、 株式会社山形テレビ、 株式会社テレビユー山形、株式会社 さくらんぼテレビジョン、株式会社 エフエム山形	1 災害予防の放送に關 すること。	1 気象予報、注意報、 警報、災害情報等の放 送に關すること。 2 救援奉仕活動及び奉 仕団体等の活動に対す る協力に關すること。	
山交バス株式会社 本社 第一貨物株式会社		1 災害時における自動 車輸送の確保及び緊急 輸送の実施に關するこ と。	
土地改良区 (上山市) (最上川中流) (龍湖)	1 水門、水路、ため池 及び農道、その他農業 用施設の整備及び維持 管理に關すること。	1 農地及び農業用施設 の被災状況調査に關す ること。	1 農地及び農業用施設 の災害復旧に關するこ と。
上山市医師会		1 災害時における医療 救護に關すること。	

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	災 害 応 急 対 策 ・ 災 害 復 旧 等
上山市商工会	1 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること。 2 救助用物資の確保についての協力に関すること。 3 復旧資材の確保についての協力及び斡旋に関すること。
農業協同組合、 森林組合等 農林関係団体	1 共同利用施設の応急対策に関すること。 2 共同利用施設の復旧に関すること。 3 肥料、飼料等の応急確保 4 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。
危険物関係施設の 管理者	1 災害時における危険物の保安措置に関すること。
上山市 社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。 2 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。
病院等経営者	1 防災に関する施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関すること。 2 災害時における収容患者の避難誘導に関する事項 3 被災負傷者等の収容に関すること。 4 災害時における医療、助産等の救護に関すること。 5 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設 経営者	1 防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に関すること。 2 災害時における収容者の避難誘導に関すること。
上山建設クラブ等 建設業者	1 防災対策資機材、人員の確保に関すること。 2 障害物の除去等応急復旧対策に関すること。
社団法人山形県エ ルピーガス協会上 山支部	1 液化石油ガス消費設備の安全指導に関すること。 2 応急燃料の確保に関すること。 3 被災地に対する燃料の供給に関すること。
自主防災組織	1 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、感染症予防物資の供給、防 犯に対する協力に関すること。 2 市が実施する応急対策についての協力に関すること。
その他公共的団体 及び防災上重要な 施設の管理者	1 それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

第6章 市民・事業所の基本的責務

市民及び事業所は、災害対策基本法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に防災に寄与するよう努めなければならない。

1 市民の責務

市民は、「自らの命は自ら守る」（自助）という防災の原点に立ち、積極的に防災対策に努めるとともに、地域の一員として「自分たちの地域は自分たちで守る」（共助）という連帯感のもと、地域の防災に寄与しなければならない。

（1）自己管理

災害に備えて食料、飲料水等の備蓄や建築物の補強、家具の転倒防止措置等を自ら実施するよう努める。

（2）地域への協力

地域住民が協力して救助、初期消火等の応急対策活動が実施できるよう、地域の実情に即した自主防災組織の充実に努める。

（3）市及び関係機関への協力

市及び関係機関が実施する防災に関する事業及び災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力する。

2 事業所の役割

事業所は、事業所内の防災体制の充実を図るとともに、地域の一員であることを自覚し、積極的に地域の防災に寄与するよう努めなければならない。

（1）自己管理

災害発生に備えて、自衛消防組織等の防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全確保に努める。

（2）地域への協力

積極的に地域の防災対策に協力し、地域の防災に寄与するよう努める。

（3）市及び関係機関への協力

市及び関係機関が実施する防災に関する事業及び災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力する。

第 2 編 震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、大地震による災害の未然防止と被害の軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために事前に実施すべき防災対策について定めるものである。

1 地震災害対策の具体的方針

- (1) 住宅、公共施設、設備等の耐震化を推進する。
- (2) 地震災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る。
- (3) 自主防災組織を育成し、地域の防災力を高める。
- (4) 地震発生時に、速やかに災害対策活動ができる体制づくりを進める。
- (5) 被災時の速やかな支援活動のための体制づくりを進める。
- (6) 災害に強いライフラインの整備を進める。
- (7) 総合的、計画的に地震災害対策を実施する。

第2節 防災知識の普及計画 （庶務課、健康推進課、福祉課、学校教育課、消防本部）

市及び防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員等に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

1 市職員に対する教育

市は、職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するために、地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- （１）上山市地域防災計画と市の防災対策に関する知識
- （２）災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- （３）職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- （４）防災対策の課題

2 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施する他、県及び市が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加するものとする。

3 住民に対する防災知識の普及

大規模な地震が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、市は、防災訓練や啓発活動等を通して住民に対する防災知識の普及を図る。

（１）啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

- （ア）住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- （イ）非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- （ウ）最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）
※ローリングストック法: 普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法
- （エ）自動車へのこまめな満タン給油
- （オ）保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- （カ）高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- （キ）家族が服用している医薬品の情報等の把握
- （ク）本市の災害史や地域の危険情報の把握
- （ケ）地震体験車や県防災学習館等による地震の擬似体験
- （コ）ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）

イ 地震発生後の行動等についての啓発事項

- （ア）緊急地震速報発表時の行動
- （イ）避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性

バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な行動

(ウ) 自らの身を守る安全確保行動

(エ) 自動車運転時の行動

(オ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動

(カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路の確認

(キ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(ク) 応急救護の方法

(ケ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

(コ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

(サ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

(シ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(ス) ペットとの同行避難

(セ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

(2) 啓発方法

市は、パンフレット等の配布や、防災DVD等の貸し出し、市報、ホームページ等の活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、地域における自主防災組織、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など様々な機会を通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

(3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

4 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な地震が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、市は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

(ア) 施設の耐震診断や備品・機器・ブロック塀等の転倒防止対策

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用）

(エ) 自動車へのこまめな満タン給油

(オ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(カ) 本市の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

(キ) 地域住民との協力体制の構築

(ク) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

イ 地震発生後の行動等についての啓発事項

(ア) 緊急地震速報発表時の行動

(イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動

(ウ) 自らの身を守る安全確保行動

(エ) 自動車運転時の行動

(オ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動

(カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路の確認

(キ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(ク) 応急救護の方法

(ケ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

(コ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

(サ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

(シ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(2) 啓発方法

市は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験車の貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等に対する防災セミナーの開設や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

5 学校教育における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

市は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、地震発生時に起こる危険や災害時の対応、本市の災害史等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。また、市は、学校における消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ア 児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。

イ 児童生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導する。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 市教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、地震災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びに旅館や大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について従業員等に周知徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) 旅館、ホテル等における防災教育

旅館やホテルにおいては、宿泊客の安全を図るため、従業員等に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう従業員等に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

第3節 地域防災力強化計画

(庶務課、消防本部)

大規模災害が発生した場合の被害を軽減するためには、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び事業所等による自発的かつ組織的な防災活動（自助・共助）が極めて重要であることから、地域、事業所等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

1 自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

市は、災害対策基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

防災関係機関は、市が行う自主防災組織の育成整備活動への協力に努める。

(2) 育成強化対策

ア 市は、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

(ア) 編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

a 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

b 編成上の留意点

- (a) 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討
- (b) 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応
- (c) 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加
- (d) 地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団OB等）の活用
- (e) 地域内婦人部等との連携

(イ) 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

(ウ) 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

- a 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）
- b 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）。
- c 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）。
- d 情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）。
- e 出火防止及び初期消火に関すること（消火方法、体制等）。
- f 救出及び救護に関すること（活動内容、消防機関等への連絡）
- g 避難誘導及び避難生活に関すること（避難の指示の方法、要配慮者への対応、ペット同行避難者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等）
- h 給食及び給水に関すること（食料・飲料水の確保、炊き出し等）。
- i 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること（調達計画、保管場所、管理方法等）

イ 自主防災リーダーの育成

市は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災リーダーの育成に努める。

- (ア) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。
- (イ) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー（その職務を代行しうる者）も同時に育成すること
- (ウ) 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること。

ウ 訓練・研修の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練及び避難所設置・運営訓練等の各種訓練を行い、災害への実践的な対応力を強化するよう努める。

また、市は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、市の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

エ 防災資機材の整備等

市は、県が実施する自主防災組織への支援や財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」等を積極的に活用し、自主防災組織に対し、防災資機材の整備を促すとともに、地域防災活動の拠点（防災センター等）、消防水利（防火水槽等）及び広場（避難経路、避難場所等）の整備を積極的に行うことを促すことにより、自主防災組織を活性化し、災害時に効果的な活動ができるよう努める。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。

オ 自主防災組織連絡協議会による各組織間の連携強化

市は、各自主防災組織間の協調・交流を図るため、自主防災組織連絡協議会を活用し連携強化を促進する。

(3) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡
- (ウ) 地域内における危険箇所（山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等）の点検
- (エ) 地域内における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認
- (オ) 家庭内における防火、防災等についての啓発活動
- (カ) 地域内における情報の収集・伝達体制の確立
- (キ) 避難場所及び医療救護施設の確認
- (ク) 火気使用設備・器具等の点検
- (ケ) 防災用資機材等の備蓄及び管理
- (コ) 各種防災訓練（情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等）の実施等
- (サ) 在宅の要配慮者に関する情報の把握等

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
 - (イ) 地域住民の安否の確認
 - (ウ) 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力
 - (エ) 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達
 - (オ) 地域住民に対する避難指示等の伝達
 - (カ) 避難誘導活動の実施
 - (キ) 要配慮者の避難活動への支援
 - (ク) 避難生活の指導、避難所の運営への協力
 - (ケ) 給食・給水活動及びその協力
 - (コ) 救助物資等の配布及びその協力
 - (サ) 他地域への応援等
- (4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

ア 自発的な防災活動の推進

市内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区と市は連携して防災活動を行う。

イ 地区防災計画の設定

市は、上山市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、上山市地域防災計画に地区防災計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 企業（事業所）等における防災の促進

(1) 事業所等における自衛消防組織の育成

ア 育成の方針

次の施設を管理する事業所等は、自衛消防組織の整備を推進する。

- (ア) 高層建築物、旅館等多数の者が出入し又は居住する施設
- (イ) 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- (ウ) 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

イ 育成強化対策

市は、施設や事業所等について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう消防計画等各種計画の指導を徹底するとともに、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

また、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

ウ 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

(ア) 平常時の活動

- a 防災要員の配備
- b 消防用設備等の維持及び管理
- c 家具・什器等の落下・転倒防止措置
- d 各種防災訓練の実施等

(イ) 災害発生時の活動

- a 出火防止及び初期消火活動の実施
- b 避難誘導活動の実施等
- c 救援、救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

市は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

(3) 市における事業継続力強化支援計画の策定促進

市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(4) 企業等における帰宅困難者対策の促進

市は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう必要な物資の備蓄等を促す。

(5) 企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第4節 災害ボランティア受入体制の整備計画 （庶務課、市政戦略課、健康推進課）

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、自発的に応援活動を行う災害ボランティアの存在が非常に大きな役割を果たすことになるため、災害ボランティアの受入体制及び活動環境の整備について定める。

1 災害ボランティアの定義と位置付け

災害ボランティアは、自らの意思により、無償でさまざまな活動を行うものであり、市としては、災害時には災害ボランティアの意思を尊重し、市の被災状況などの情報や必要な物資等を提供するなど、側面からの積極的な支援を行い、応急活動等が円滑に行われるよう努める。

2 一般ボランティアの役割及び受入体制の整備

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

（1）活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は、次のとおりである。

- ア 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- イ 救援物資、資機材等の配分・輸送
- ウ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦れきの撤去
- エ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- オ 被災者の話を聞く傾聴活動

（2）受入体制の整備

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

- ア 災害ボランティアセンターの設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- イ 災害ボランティアセンターの設営シミュレーションの実施
- ウ 災害ボランティアセンターの運営者等の養成及び登録
- エ 災害ボランティアセンターの設置場所、運営資機材等の確保
- オ 地域における防災意識の普及啓発
- カ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

3 専門ボランティアの役割及び受入体制の整備

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

（1）活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区分	活動内容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者

区分	活動内容	必要な資格等
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要援護者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
建物危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定	建築物応急危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線の資格者
砂防ボランティア	土砂災害箇所危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者

(2) 受入体制の整備

市は、上山市社会福祉協議会、県等と相互の連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取組みを行う。

ア ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。

イ ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。

ウ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。

エ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。

4 上山市災害医療救護ボランティアの充実

大規模な災害が発生し、被災者に対する救護活動が十分に行えない場合、医療救護班の支援スタッフとして活動してもらうため、市は、平成12年度から上山市災害医療救護ボランティアの登録を行っており、ボランティア活動の充実強化のため、登録者の拡大や研修等による防災知識の向上を図っていく。

5 消防ボランティアの活用

消防本部のOBで編成している消防ボランティアは、専門的な知識を有していることから消防活動等の支援にあたる。

6 活動環境の整備

市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第5節 防災訓練実施計画

(庶務課、消防本部)

災害発生時に、県・関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及を図ることを目的として、現地又は図上において行う防災訓練について定める。

1 防災訓練の実施

市は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、市町村総合防災訓練実施要綱に基づき以下の点に留意した総合防災訓練を実施する。

- (1) 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等多様な主体と連携した訓練を実施すること。
- (2) 自主防災組織等をはじめとする地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。
- (3) 県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。
- (4) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めること。
- (5) 総合的な防災訓練を年一回以上開催するように努めること。
- (6) 図上訓練等を実施するように努めること。
- (7) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努めること。
- (8) 緊急地震速報をシナリオに取り入れ、安全確保行動をとる訓練を併せて実施するなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めること。
- (9) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。
- (10) ペット同行避難者の受入を想定した訓練実施に努めること。
- (11) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めること。
- (12) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。

2 防災訓練の種類及び内容の整備

市は、突発的災害の発生に備え、防災体制の確立を図るための訓練を定期的又は随時に実施するとともに、次のように実動、図上訓練を行う。

なお、各訓練の実施基準の詳細は、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

(1) 総合防災訓練

市は、毎年、自主防災組織等地域住民の参加する総合防災訓練を実施する。この際の訓練内容は次のとおりとし、防災関係機関等の参加も得ながら多数の住民が参加し、かつ実践的な訓練内容となるよう努める。

- ア 非常招集訓練
- イ 災害対策本部設置運営訓練
- ウ 避難誘導訓練
- エ 災害情報収集訓練
- オ 通信手段確保訓練
- カ 広報訓練
- キ 防災ボランティア受入訓練

- ク 初期消火訓練
- ケ 火災防御訓練
- コ 緊急道路確保訓練
- サ 救出救助訓練
- シ 医療救護訓練
- ス 救援物資輸送訓練
- セ ライフライン施設応急復旧訓練
- ソ その他必要な訓練

(2) 水防訓練

洪水等による水害が発生し又は発生が予想される場合の迅速な警戒・防御及び被害の軽減を図れるよう訓練を実施する。

- ア 地域住民への防災情報の提供、災害情報の伝達訓練
- イ 水防工法訓練
- ウ 被害状況の報告・通報訓練
- エ その他必要な訓練

(3) 消防訓練

災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、災害に対応できるよう訓練を実施する。

- ア 非常招集訓練
- イ 通信連絡訓練
- ウ 火災防御訓練
- エ 救助訓練
- オ その他必要な訓練

3 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、市が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急措置等に関する訓練を実施する。

特に防災機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

4 学校の防災訓練

学校長は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努めること。

5 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、市町村及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水又は土砂災害時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

6 訓練方法の検討

市は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独若しくは他の機関と共同して、前記の訓練を個別に又は合同で最も効果的な方法を検討のうえ、訓練を実施する。

7 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 市及び防災関係機関は、訓練を行うにあたって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

- (2) 市及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるようにする。

8 隣接市町等が実施する防災訓練への参加

市は、隣接市町及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

第6節 避難体制整備計画

(庶務課、市民生活課、健康推進課、福祉課、子ども子育て課、消防本部)

地震による災害は、火災等の二次災害とあいまって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、避難体制の整備について定める。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と事前周知

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、震災による住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、公園、グラウンド、体育館、公民館及び学校等の公共施設等を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（以下この章において「指定避難所等」という）をあらかじめ指定し、上山市地域防災計画に定めるとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、をあらかじめ指定するとともに、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は指定避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、グラウンド、体育館、公民館及び学校等の公共施設等であり、災害対策基本法の基準を満たし、かつ市が指定した場所をいう。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、災害対策基本法の基準を満たし、かつ市が指定した施設をいう。

(2) 指定避難所等の指定

市は、指定避難所等を指定するに当たり、次の事項に留意する。

ア 土砂災害警戒区域等の危険区域以外において地区別に指定し、災害の種別ごとに、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。やむを得ず土砂災害警戒区域等の危険区域内となる場合は、土砂災害や浸水に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物であること。

また、一旦避難した避難所等に更に危険が迫った場合に、他の避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制等を考慮した避難圏域を設定すること。地区別に指定し、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

イ 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。

ウ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。

エ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて受け入れられる面積を確保すること。また、観光客の受入れも考慮して指定避難所等を整備すること。

《参考》 阪神・淡路大震災の事例や他市町村の整備状況では、緊急避難場所で 1～2 m²/人程度、避難所で 3 m²/人程度が目安とされている。

オ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。

カ 火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

キ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

ク 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

ケ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

コ 学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

サ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

シ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割を定めるよう努めること

ス 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保険・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換に努めること。

（3）避難経路の安全確保

市は、指定避難所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア 指定避難所等へ至る主な経路となることが予想される道路について、十分な幅員確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めるとともに土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

イ その他の道路についても、道路に面する家屋や構造物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

（4）指定避難所等及び避難方法の事前周知

市は、指定避難所等を指定したときは、避難にあたっての注意事項及びその位置等の周知徹底を図る。また、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及

に努めるものとする。

ア 避難に当たっての注意事項

- (ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること
- (イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること
- (ウ) 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること
- (エ) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること

また、市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

- (オ) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待機場所への移動又は屋内での待機等を行うべきこと

イ 事前周知の方法

(ア) 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(イ) 市報、防災マップ（ハザードマップ）、チラシ配布

防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

(ウ) ホームページへの掲載

(エ) 防災訓練等の実施

(5) 公共用地の活用

市は、避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

2 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

市は、指定避難所等及び避難経路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

- (1) 指定避難所及び避難経路の耐震化
- (2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。

なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。

- (3) 地域完結型の備蓄施設の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等新型コ

コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等のほか積雪期・寒冷期を考慮した暖房器具の配備

- (4) 要配慮者、女性及び子供に配慮した資機材等の整備
- (5) 要配慮者等に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、バリアフリー化等の環境整備
- (6) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションや冷暖房機器の増設等の環境整備
- (7) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備
- (8) 避難所における良好な生活環境の確保

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

3 避難誘導体制の整備

市は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難誘導体制を整備する。また、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

4 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止および備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 地域の実情に応じた避難所等、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法

イ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

ウ 集団的に避難する場合の避難地等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法

エ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

高層建築物、大規模小売店舗、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難所等に係る市との事前調達

5 福祉避難所の指定

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要

とする者等の要配慮者のため、次の事項に留意し、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等の医療機器電源の確保等に必要な配慮をするよう努める。

- (1) 相談等にあたる介助員等の配置（概ね10人の対象者に1人）
- (2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設、特別支援学校等、受け入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の分けする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

6 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

第7節 救助・救急体制整備計画

(消防本部)

大規模災害が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、市が、防災関係機関と連携して実施する救助・救急体制の整備について定める。

1 住民に対する防災意識の啓発

市は、救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。

また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立しておく。－

2 民間等による救助・救急支援体制の確保

市は、同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結するなどの体制を整備する。

3 消防隊の救助・救急体制の整備

救急隊員としてより高度な応急処置を行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救助・救急用資機材の整備に努める。また、消防広域応援隊や緊急消防援助隊、消防防災ヘリコプター、及びドクターヘリ等との連携強化を図る。

4 消防団の充実強化

消防団活動に参加しやすい環境整備による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救助・救急用資機材の整備に努める。

5 情報収集体制の整備

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、市は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、上山警察署及び県等と適切に情報交換できる体制を整備するなど「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するように努める。また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。

6 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ適切な医療機関に救急搬送するため、山形県医療機関情報ネットワークシステムや国の広域災害救急医療情報ネットワークシステムの活用等、医療機関との情報伝達体制について協議して定めておく。

第8節 火災予防計画

(消防本部)

地震による二次災害としての火災発生の未然防止と被害の軽減を図るため、市と、消防機関が実施する火災予防体制の整備等について定める。

1 出火防止対策

(1) 一般対策

- ア 広報活動により火災予防思想の普及に努める。
- イ 火災発生を防止するため、対震安全装置付石油暖房器具の普及、建築物の内装材料等の不燃化を指導する。
- ウ 旅館、飲食店、大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する防火対象物及び工場等で多数の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

(2) 家庭に対する指導

市は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器の整備と取り扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

ア 平常時の対策

- (ア) 消火器、消火バケツ等の消火用器材の普及
- (イ) 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器、マイコンメーター等の普及
- (ウ) 危険物及び可燃物（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

イ 地震発生時の対策

- (ア) ガスの火を消し、元栓を閉める。
- (イ) ストープの火を消す（対震自動消火装置付ストープの設置）。
- (ウ) 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

(3) 防火対象物に対する指導

消防法に基づき防火管理を行わなければならない防火対象物については、防火管理者を選任させる。

2 消防用設備等の適正な維持管理指導

(1) 市は、病院、社会福祉施設等要配慮者が利用する防火対象物に、スプリンクラー設備等の消防用設備等の適正な設置を指導する。

また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。

(2) 市は、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導する。

3 初期消火体制の強化

(1) 自主防災組織の対策

- ア 自主防災組織は、火災の発生状況を、速やかに消防機関、市等に通報する体制を確立する。
- イ 自主防災組織は、消火訓練等を通じて消火器等の使用方法を習得しておく。

(2) 消火訓練の実施

防火管理者を置く事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

4 消防施設等の整備

市は、消防力の整備指針を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

また、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、防火水槽や耐震性貯水槽、自然水利等の多面的な消防水利の整備に努める。

5 通信手段・運用体制の整備

(1) 山形県防災行政無線ネットワーク

災害時の活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中枢に県出先機関、市町村、消防本部及び自衛隊等の防災機関との間で開設されている山形県防災行政無線ネットワークの活用を図る。

(2) 非常緊急電話、災害時優先電話（携帯）

災害時において、加入電話及び携帯電話は輻輳発生が予想されることから、通信手段として災害時優先電話、非常扱いの通話を利用する。

(3) 非常無線通信（アマチュア無線・業務用無線）

災害が発生し、有線電話を利用することができない又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法第52条第4号、第5号及び第6号の規定に基づいて、非常無線通信の活用を図る。

6 震災消防計画の整備

震災時の被害を最小限にとどめ効率的な活動を行うため、震災消防計画を整備する。

(1) 震災警戒招集計画

震度5弱以上の地震が発生した場合、又は震災が発生した場合において、職団員を招集させ、非常時配備態勢を整える。

(2) 震災警戒部隊編成計画

震災警戒態勢時の部隊編成は、車両配置数、職団員数、居住別、地域の実情を考慮して計画する。

(3) 震災情報収集計画

震災警戒時に必要な各種情報の収集手段等を計画する。

第9節 医療救護体制整備計画

(健康推進課、消防本部)

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に実施する医療救護体制について定める。

1 初期医療体制の整備

市は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- (1) 中学校の学区毎に1カ所程度を目安として医療救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- (2) 医療救護所等で使用する医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 医療機関の協力により、医療救護班を編成する。
- (4) 医療救護班の派遣要請の方法、重傷者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

2 医療救護体制等の整備

(1) 市の医療救護体制

市は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。また、災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、市、医療機関及び関係団体等の具体的行動指針となるマニュアル作成に努める。

(2) 医療機関の医療救護体制

医療機関は、二次災害の防止、被害状況の確認、職員の参集、緊急の診療場所・患者収容場所の確保等についての防災マニュアル等を整備し、訓練による災害時の活動体制を確立するよう努める。

第10節 地震防災施設等整備計画

(管理課、消防本部)

地震防災上特に必要な施設及び資機材を整備するための計画について定める。

1 整備対象施設等

(1) 消防施設の整備

市は、地震が発生した場合に、消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態の発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の整備指針等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

(2) 防災資機材の整備

市等の防災機関は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。

ア 自主防災組織が使用する資機材の整備

市は、消防庁の補助事業等を活用する等により、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

イ 市における防災資機材の整備

(ア) コミュニティ防災拠点へ配置する資機材

(イ) 消防本部等が使用する救助用資機材

(ウ) 水防用資機材

ウ 防災活動拠点施設の整備

市は、耐震性構造の防災センター等を整備し、災害発生時の防災活動の拠点として、また、平常時には住民に対する防災教育、訓練の場として活用するとともに、当該施設に応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の整備を進める。

なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災活動拠点施設化も検討する。

2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

なお、「第6次山形県地震防災緊急事業五箇年計画」のうち、本市に関係するものは次のとおりである。

事業名	事業量	概算事業費	実施予定年度
緊急防災・減災事業（ホース乾燥柱）（市）	4箇所	6百万円	R5、R7
防災基盤整備事業（高規格救急自動車）	1箇所	30百万円	R6
緊急防災・減災事業（無蓋防火水槽有蓋化）（市）	10箇所	50百万円	R3～R7
防災基盤整備事業（化学車）（市）	1箇所	75百万円	R5
防災基盤整備事業（災害対応広報車）（市）	1箇所	13百万円	R3
緊急防災・減災事業（耐震性貯水槽）（市）	4箇所	46百万円	R4～R7
緊急防災・減災事業（小型ポンプ付積載車）	2箇所	18百万円	R4、R5

防災基盤整備事業（小型ポンプ付軽積載車）（市）	6 箇所	36 百万円	R3～R7
防災基盤整備事業（資機材運搬車）	1 箇所	15 百万円	R3
緊急防災減災事業（団拠点施設）（市）	1 箇所	22 百万円	R5～R6
防災基盤整備事業 （高機能指令センター整備事業）（市）	1 箇所	389 百万円	R3～R7

第11節 防災用通信施設災害予防計画

(庶務課)

防災関係機関が、災害発生時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策について定める。

1 防災用通信施設の整備状況

(1) 山形県防災行政無線

山形県防災行政無線は、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されている。市町村、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関を衛星無線回線で結び、停電時に備えて全局に非常用電源を備えている。

(2) 上山市防災行政無線

上山市防災行政無線は、被害状況等の災害情報を伝達するため、庶務課、農林夢づくり課、建設課、上下水道課、福祉課に配備している。停電時に備えて非常用電源を備えている。

市は、住民に対する災害情報の迅速な周知徹底を目的とした同報系無線の整備、及び緊急地震速報等の住民への伝達のため全国瞬時警報システム（J-Alert）と同報系無線の自動放送連携について検討する。

2 通信設備の災害予防措置

防災関係機関は、災害時の通信に支障のないよう、次の予防措置を講ずる。

(1) 停電対策

商用電源停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備する。

(2) 耐震・障害対策

通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を強化する。また、回線の多ルート化及び関連装置の二重化を推進し、災害に強い伝送路の構築に努める。

(3) 運用対策

災害時の通信の輻輳及び途絶を想定し、通信機器の操作や災害時の運用方法について訓練を実施する。

通信設備は確実に使用できるよう、適切に保守、維持管理を行う。また、非常用発電設備については、災害発生時における商用電力の停止を想定し、保守点検及び操作訓練を定期的に行う。

3 通信機器の必要数の確保

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるために必要な防災相互通信用無線機等の整備に努める。また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

4 電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

市は、災害時に有効な衛星携帯電話、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(2) 災害時優先電話

市は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。

(3) 電気通信事業者が提供するサービス

市は日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第 12 節 地盤災害等予防計画

(庶務課、農林夢づくり課、建設課)

地震による地すべり、がけ崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、これらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定、防止施設の整備を行うとともに、危険箇所の周知、警戒避難体制の確立等総合的な対策について定める。

1 土砂災害危険箇所の調査・周知

(1) 危険箇所の調査・点検

市は、県が土砂災害防止法に基づき指定した土砂災害警戒区域等について、定期的に状況を点検し、その危険度を把握する。

特に、学校、病院及び社会福祉施設など要配慮者が利用する施設が含まれる危険箇所については重視する。

(2) 危険箇所の周知

市は、県からの基礎調査結果の提供及び市の防災総点検の結果を基に、市地域防災計画に明記するとともに、県と協力して、危険箇所等への標示板の設置や土砂災害ハザードマップ配布等の広報活動を行い、地域住民に対し土砂災害危険箇所について、周知徹底を図る。なお、市の危険箇所は資料編に記載のとおり。

2 土砂災害予防対策の推進

(1) 土砂災害危険区域の指定

市は、危険箇所に関する情報を県に提供し、危険箇所の指定を要請する。

県は、危険箇所を関係法令に基づく指定箇所に指定し、一定の行為を禁止・制限する。

法 令 名	指定箇所名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域

(2) 災害防止対策事業の現況

土砂災害危険区域における防災対策として、次の事業を推進している。

ア 砂防事業

本市には、土石流危険渓流等がある。災害を未然に防止するため、国が砂防指定地に指定し、県は、優先順位の高い箇所から砂防工事を実施している。

イ 急傾斜地崩壊対策事業

本市には、急傾斜地崩壊危険箇所等がある。県は、市と協議のうえ危険地区の住民の生命及び財産を守るため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次崩壊防止工事を実施している。

ウ 地すべり対策事業

本市には、地すべり危険箇所がある。県は、市と協議のうえ危険地区の地すべり災害を未然に防止するため、緊急度の高い危険箇所又は要対策箇所から地すべり防止区域に指定し、順次地すべり防止工事を実施している。

エ 治山事業

本市には、崩壊土砂流出危険地と山腹崩壊危険地の山地災害危険地がある。県は、危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施している。

(3) 要配慮者関連施設対策

県は、土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者関連施設について、人命・財産を保護するため、土砂災害防止事業を推進している。

市は、県及び関係機関と協力して土砂災害に関する情報等を施設管理者等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、警戒避難体制の確立に努める。

市は、要配慮者関連施設に係わる情報を積極的に県に提供し、事業の早期の実施を要請する。

(4) 砂防施設等の維持管理

市は、砂防施設等の管理者に対し、既設構造物について常時点検を行い、施設の機能の維持に努めるとともに、老朽化等により機能低下をきたしている箇所については、補修、補強工事を行い、地震による土砂災害の防止を図るよう要請する。

(5) 危険箇所の周知

市は、県から提供される土砂災害危険箇所等に関する資料を地域防災計画に登載するとともに、県と協力して、危険箇所等への標示板の設置や広報活動を行う等、危険区域に居住する住民に周知し、被害の防止に努める。

(6) 警戒避難体制の確立

市は、危険箇所巡視・点検を強化して警戒避難体制を確立する一方、以下のとおり土砂災害警戒区域での警戒避難体制の整備を図る。

ア 情報の収集及び伝達

(ア) 市民は、市からの情報及びテレビやラジオ、インターネット等により土砂災害に関する情報等を入手する。

(イ) 市は、市民が警戒避難を行うべきと判断した場合は、緊急速報メール（エリアメール）並びに市の保有する広報車等による広報、自主防災会会長への電話等による連絡により行う。

イ 避難施設、避難経路等

避難施設その他の避難場所等については、事前に作成・配布している土砂災害ハザードマップに記載された避難施設等を使用して避難を実施するものとし、避難経路については土砂災害ハザードマップにより確認する。

ウ 避難訓練

土砂災害警戒区域内の自主防災会は市と連携し、土砂災害を想定した防災訓練（避難訓練等）を定期的実施するものとする。

エ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

資料編「洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧」参照のこと。

オ 救助に関する事項

(ア) 救出の対象者は、土砂崩れにより生き埋めになった者、孤立した場所に取り残された者及びその他生命・身体が危険な状態にある者とする。

(イ) 救助体制は、市消防計画の定めるところにより、直ちに救助隊を編成し、救助活動を実施する。

カ 要配慮者利用施設への伝達方法

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達方法は、施設へ電話等により連絡を行うものとする。

(7) 緊急連絡体制の確立

市は、県と連携し、緊急時における防災関係機関や自主防災組織等との連絡体制を確立しておく。

(8) 緊急用資機材の確保

市は、県とともに、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

(9) 砂防ボランティアの育成

市は、県と連携し、地震発生時後の余震等による土砂災害から市民の生命や財産を守るため、斜面や溪流等、危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの育成を図り、その活動を支援する。

3 地盤沈下の防止

市は、県と連携し、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取により地盤の不等沈下を防止する。

4 軟弱地盤等液状化対策の推進

(1) 地盤液状化現象等の調査研究

市は、県と連携し、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化災害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

市は、県と連携し、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

5 災害防止に配慮した土地利用の誘導

市は、県と連携し、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進するよう努める。

6 被災宅地危険度判定体制の確立

市は、県と連携し、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

第13節 孤立集落予防計画

(庶務課)

大規模地震により発生するがけ崩れや地すべり等に起因する山間部集落等の孤立化の未然防止と被害の軽減を図るため、市等が実施する孤立集落予防対策、並びに集落住民が自主的に取り組む予防対策について定める。

1 孤立するおそれのある集落の把握

市は、地震に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落について把握するとともに、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の整備状況などの集落の状況を把握する。

集落数	集落戸数	集落人口	市の人口に占める集落人口割合	市の人口
20 集落	442 戸	1,148 人	4.0%	28,655 人

(令和4年10月末 住民基本台帳人口による)

2 連絡手段の確保

市は、集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、市、消防本部及び上山警察署等との連絡手段が確保できるよう、衛星携帯電話などの通信設備並びに連絡手段となりうる資機材の整備に努める。

3 災害に強い道路網の整備

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を講じることは厳しい状況にあるのが実態である。

したがって、主要道路を優先的に対策推進及び複線化の推進を図ることが必要である。

- (1) 市は、県と連携し、代替道路のない路線を優先して、道路防災、土砂災害危険箇所対策事業を実施し安全度の向上など、アクセス道路の災害予防対策を推進する。また、迂回道路としての林道、農道整備を推進する。
- (2) 集落住民は、道路に面した工作物、立木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮するものとする。

4 要配慮者の実態把握

大規模地震が発生すれば地域によって孤立集落が発生する可能性が高く、その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要となる。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある集落住民を平素から把握し、孤立発生時に備える。

- (1) 市は、平素の行政活動を通じ、優先して救護すべき高齢者、障がい者等の要配慮者の実態を把握しておくものとする。
- (2) 集落住民においては、集落内の要配慮者について、平素から把握するよう努めるものとする。

5 自主防災組織の育成

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救護事案が発生し、消火・救助機関である防災関係機関が直ちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立集落では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

- (1) 市は、孤立化が予想される全集落について、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援など自主防災組織の災害発生時の地域における活動要領について教育指導し、組織の活動用資機材等についても整備充実を図るものとする。また、消防団や地域の事業所等などとの連携を促進するものとする。
- (2) 集落住民は、自主防災組織の活動に対して理解を深め、避難訓練等に積極的に参加するように努めるものとする。

6 避難所の確保

市は、孤立化が予想される集落の避難所となる公民館の実態等を把握し、未設置地区の解消と老朽施設の更新について、地域を支援・指導するものとする。

7 防災資機材の整備

市は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材などの確保に努める。

8 臨時ヘリコプター発着所の確保

市は、孤立化が予想される集落内の空き地等を臨時ヘリポートとして予め指定しておくとともに、集落内において最適な場所がない場合は、地域の形状等を考慮しつつ、集落住民と協議しながら田畑等を発着場所に確保するよう努めるものとする。

9 食料品等生活必需品の備蓄

大規模災害発生時には、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各個人が配慮する必要がある。

また、観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

第14節 建築物災害予防計画

(庶務課、建設課、消防本部)

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性及び不燃性の強化等を促進するために、市が実施する災害予防対策について定める。

1 公共建築物の耐震化の推進

市は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るために、主体的に取り組むための基本的な考え方を示した「山形県公共施設等耐震化基本指針（平成17年3月策定）」に基づき、所有又は管理する建築物について耐震化実施計画等を策定し、公共建築物の耐震化（耐震診断・耐震改修）を計画的かつ効果的に推進する。

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進

災害対策本部を設置する施設、避難所となる施設、学校などの災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するにあたり拠点となる施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(2) その他の公共建築物の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画的に推進していく。

2 教育施設の耐震化の推進

(1) 校舎等の耐震化の推進

市は、校舎等の耐震化の推進を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。

(2) 設備・備品等の安全管理

設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）等の設置にあたっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、震災時において、児童・生徒、教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

3 一般建築物の耐震性強化

(1) 住宅・建築物の耐震化

ア 特定建築物等の耐震診断・改修

市は、一般建築物については、「特定建築物」（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条に定める昭和56年以前に建築されたもの。）を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。

また、特定建築物以外の建築物についても、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。

イ 耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発

市は、県と連携し、次により、建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。

(ア) 木造住宅所有者等に対し、自らが簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等について、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、ビデオ等により、普及・啓発を図る。

(イ) 木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談に応ずるため、相談窓口の拡充に努める。

(2) 落下物・ブロック塀等の安全対策

市は、建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止するため、落下物及びブロック塀等の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を行う。

(3) 家具、電気製品等の転倒・落下防止

市は、地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下防止による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒・落下防止措置について住民に周知徹底を図る。

4 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、市は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火対象物定期点検報告制度による指導

消防機関が実施する「防火対象物定期点検報告制度」による表示マークの交付に際し、消防機関と連携して建築構造、防火区画及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

5 地震保険の普及・啓発

地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、市は、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及・啓発を図る。

6 空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建築物への二次災害のおそれがある。

そのため、災害による被害が予測される空き家等については、市が平常時より状況の確認に努める。

また、市は、災害時に適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第15節 危険物等施設災害予防計画

(消防本部)

地震による災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、危険物施設等の施設及び設備の耐震化の推進と安全管理の強化のための対策について定める。

1 危険物施設等の災害予防対策

危険物施設等における火災、爆発、流出による事故は、二次災害として人命及び周辺地域等に与える危険性が大きいため、当該施設等に立入検査を行い、徹底した安全管理と法令に基づく規制の遵守を指導するとともに、次により災害防止の万全を図るものとする。

- (1) 製造所、貯蔵所、取扱所の位置及び構造の把握
- (2) 危険物施設等の維持管理の適正化
- (3) 危険物施設の定期点検の指導強化
- (4) 危険物取扱者その他関係者の保安管理の指導教育
- (5) 自衛消防組織の樹立と防災訓練の推進

2 ガス等の災害予防対策

LPGガス及びその他ガス施設の設置等の実態を把握のうえ、当該施設の立入検査を行い、保安責任者及びその他の関係者に対して、取扱い等における安全確保及び施設の保守点検並びに自主防災体制の確立等の指導を行うものとする。

3 火薬類の災害予防対策

火薬類による火災、爆発の災害防止のために、火薬類取扱施設等の実態を把握し、必要に応じて施設の立入検査を行い、保安責任者及びその他の関係者に対して、火薬類の貯蔵、販売等の取扱い等における安全確保及び施設の保守点検並びに自主防災体制の確立等の指導を行うものとする。

4 毒物及び劇物の災害予防対策

- (1) 毒物、劇物関係の防災上必要な事項について届出させ、これに基づき施設の実態を把握し、防災上の不備欠陥事項について関係者を指導するとともに、施設に対する災害防止対策を検討し、災害予防を推進する。
- (2) 当該施設等に立入検査を行い、毒物、劇物の適正な貯蔵取扱いを行わせるとともに、防災管理者等による自主保安態勢の確立と推進を図る。
- (3) 施設の管理者等に消防計画等の防災対策の確立を指導する。
- (4) 警察官等関係者に対して、毒物、劇物の保管箇所の周知徹底を図り、避難誘導、広報活動等の措置について万全を期する。

第16節 輸送体制整備計画

(庶務課、建設課)

大規模な災害時における救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備について定める。

1 緊急輸送路の確保

(1) 優先復旧路線

「山形県緊急輸送ネットワーク計画」に指定する路線及び災害応急活動の拠点となる市の施設をネットワークする路線を優先復旧路線として、緊急車両及び応急復旧対策に必要な車両の交通の確保を図る。拠点施設としては、市庁舎、消防署、上山警察署、小・中学校、各公民館等を想定する。

(2) 緊急輸送道路の整備

幅員の狭小な路線や地震で損傷を受ける可能性の高い路線については、必要な整備を順次行い、避難経路及び緊急活動用道路の確保に努める。

(3) 臨時ヘリポート候補地の選定

市は、空輸による緊急輸送に備えて、陸上輸送との連携を考慮して輸送施設等の管理者及び県と協議し、臨時ヘリポートを指定する。なお、選定にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を臨時ヘリポート候補地にすることも検討する。

(4) 鉄道

東日本旅客鉄道株式会社は、鉄道事業に係わる車両・施設・設備について、地震及び風水害その他災害による被害を軽減する災害予防及び応急対策を定めるとともに、地方公共団体及び防災機関と密接な連携のもとに、総合的な防災活動を推進し、人命の安全・財産の保護と輸送の円滑を図ることとしている。

2 地域内輸送拠点候補地の指定

災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するため、次のとおり地域内輸送拠点候補地を指定する。

(1) 山形県立上山明新館高等学校

(2) 上山市南部体育館

3 緊急通行車両確保のための事前対策

(1) 緊急通行車両の事前届出

市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

ア 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

(3) 関係機関との連携

緊急輸送物資に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備する。

(4) 自動車運転者のとるべき措置

自動車運転者に対し、災害発生時のとるべき措置について、上山警察署と協力して次の事項を周知徹底する。

ア 走行中の場合

- (ア) 落石やその兆候、道路の冠水等を覚知した際は、直ちに上山警察署又は市に通報するとともに、危険箇所には近づかず停車すること。
- (イ) 停車する際は、安全な方法により車両を道路左側に寄せること。ただし、地盤がゆるんでいることがあるので路肩に寄り過ぎないように注意すること。
- (ウ) 停車後はカーラジオ等により気象情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (エ) やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ 避難する場合

車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法による交通規制が行われる場合

- (ア) 道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は区域外の場所へ、速やかに車両を移動させること。
- (イ) 速やかに移動させることが困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

4 燃料の確保

市は、災害発生時に燃料の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ市内の石油業者等と協定を締結するよう努める。

第17節 農地・農業用施設災害予防計画

(農林夢づくり課)

地震による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるようにするために実施する災害予防対策について定める。

1 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するため、耐震基準に基づき施設の整備を図る。

2 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道は重要度に応じて耐震設計を行い、橋梁については落橋防止装置の整備に努める。

3 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、樋管及び用排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時において、河川砂防技術基準等に基づき耐震性の向上を図る。

4 ため池施設の災害予防対策

市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下、防災重点ため池という）について、データベースの整備やハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。

ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、構造等を内容とする届出を行うとともに、適正な管理に努める。

第18節 ライフライン施設の災害予防計画

(庶務課、上下水道課)

大地震による災害の未然防止と被害の軽減を図るため、生活に欠くことのできないライフライン施設の災害防止対策について定める。

1 上水道施設災害予防計画

大規模な地震が発生することを想定し、水道の減断水を最小限にとどめるために、市が実施する災害予防対策について定める。

(1) 防災体制の整備

ア 組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織体制ごとに体制の整備を図る。

イ 危機管理マニュアルの策定

迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、上山市水道事業危機管理マニュアルを策定する。

ウ 職員に対する教育及び訓練

(ア) 研修会、講習会等を計画的に開催し、地震による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、耐震継手を有する管の施工等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。

(イ) 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

エ 管理図面及び災害予防情報の整備

他部局及び他事業体の水道事業者の応援者等が迅速に応急活動を実施できるよう、基本的な水道システム図、施設図及び管路図並びに拠点給水池、指定避難地等及び想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

オ 関係機関との連携及び連絡調整

応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう上山警察署と事前調整を図るなど、災害発生時における関係機関や各水道事業者等と連絡体制を整備する。

カ 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

キ 緊急時連絡体制の整備

災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制、応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

ク 上水道施設の被害想定

市は、構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、大規模地震発生時における上水道システム全体としての被害を予測し、この結果に基づき耐震整備の目標設定を行う。

(2) 防災広報活動の推進

市は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により住民、自主防災組織等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

ア 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、市報を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

イ 自主防災組織等への研修

自主防災組織に対し応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施することにより、緊急時における各地区等の支援体制の確立に努める。

ウ 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

（3）上水道施設の災害予防措置

市は、上水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震整備および液状化対策を推進する。

ア 重要施設及び基幹管路の耐震整備及び液状化対策の推進

地震による被害を軽減するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施し、耐震整備及び液状化対策の推進及び安全性の強化を図る。

（ア）浄水場、配水池等の構造物の耐震整備及び液状化対策

（イ）軟弱地盤における地盤改良及び液状化対策

（ウ）指定避難所及び給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化

（エ）配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置

（オ）耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震整備

（カ）老朽管路の計画的な更新。基幹配水管並びに病院及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震整備

（キ）各施設の運転状況を常時監視できるテレメーターシステムの整備

イ 代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ウ バックアップシステムの構築等

地震による被害を最小限にするため、バックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

エ 機械設備や薬品管理における予防対策

（ア）機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止

（イ）震動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管

（ウ）水道用薬品の適正な量の備蓄

オ 二次災害の防止

各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

（4）災害対策用資機材等の整備

ア 応急給水用資機材の整備

市は、計画的に給水車（ポンプ付給水車を含む。）、給水タンク、浄水装置及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。

イ 応急復旧用資機材の整備

市は、計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

(5) 生活用水水源の確保

市は、区域内の井戸を緊急的に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

2 下水道施設災害予防計画

地震による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするための災害予防対策について定める。

(1) 防災体制の整備

ア 組織体制の確立

災害発生時に下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、下水道工事事業者等との連携を図りながら、体制の整備を図る。

イ 応急対策マニュアルの策定

緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

ウ 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合防災訓練や各種訓練を行う。

エ 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

オ ライフライン関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、水防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制についても検討を行う。

カ 民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

キ 管理協定の締結

公共下水道管理者は、浸水被害対策区域における浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内にある雨水貯留施設を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うなどして浸水被害の軽減を図る。

ク 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有するものと災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外のものでも維持又は修繕が可能となるような体制の構築を図る。

ケ 事業継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（業務継続計画）を策定し、PDCAサイクルにより随時見直しに努める。

（2）広報活動

下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

（3）下水道施設の災害予防対策

ア 耐震性の確保

（ア）耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

（イ）耐震計画、設計及び施工

地震により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、次の事項について計画・設計時に十分考慮する。

a 管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

b 処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

イ 安全性の確保

（ア）施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、地震発生時に、漏水や湧水等何らかの変状が発生する危険性が高い箇所を把握しておく。

（イ）維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常個所の補修及び施設改良の記録を整備する。

（ウ）維持修繕基準の創設

管渠のうち硫化水素による腐食のおそれの大きい箇所は、定量的な基準として5年に1回以上の点検を実施する。また、腐食のおそれの大きい箇所の点検の方法や頻度を事業計画に記載する。

（エ）長時間停電対策

a 非常用電源の確保

下水道施設の停電対応として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定の締結を図る。

b 燃料の確保

非常用電源及び車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結を図る。

なお、非常用電源の燃料は72時間分の備蓄を目標とする。

（4）災害復旧用資機材等の確保

市は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材等を確保しておく。また、独自に確保できない資材等については、関係団体等との協力協定を締結するとともに、北海

道・東北ブロックの下水道管理者及び下水道事業団等の協力を得て確保に努める。

3 電力供給施設災害予防計画

地震による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害予防対策について定める。

(1) 電力設備の災害予防対策

ア 電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、耐震対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については、補強等により災害予防対策を講じる。

イ 特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりうる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

ウ 電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気事業者と相互連携の拡大に努める。

(2) 災害対策用資機材等の整備

ア 災害に備え、平常時から復旧資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

イ 災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両及びヘリコプター等による輸送力の確保に努める。

ウ 東北電力ネットワーク株式会社は、災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害発生時に不足する資機材の調達を迅速・容易にするため、電力会社相互の間で復旧用資機材の規格統一を進める。また、他電力会社及び電源開発株式会社と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておく。

エ 災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航することが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

4 電気通信施設災害予防計画

電気通信事業の公共性にかんがみ、電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、電気通信事業者が実施する災害予防対策について定める。

(1) 電気通信施設の災害予防対策

災害発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう、信頼性の高い通信設備の防火設計を実施し設備自体を物理的に強固にする。また、次により信頼性の向上を図る。

ア 電気通信設備の耐震性等

地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等については耐震及び耐火構造化を行う。

イ 電気通信システムの高信頼化

(ア) 主要な伝送路を多ルート構成、もしくはループ構成とする。

(イ) 主要な中継交換機を分散設置する。

(ウ) 通信ケーブルの地中化を推進する。

(エ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

ウ 災害対策機器の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ、非常用衛星通信装置、非常用電源装置、応急ケーブル等の機器及び車両等を配備する。

(2) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧資機材を確保する。

イ 災害発生時において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送計画を定めておく。

ウ 災害発生時に備え、資機材等の数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行う。

5 ガス供給施設災害予防計画

地震による簡易ガス供給施設の被害を最小限にとどめるとともに、ガスによる二次災害を防止し、速やかな復旧措置を行うための災害予防計画について定める。

(1) ガス供給施設の災害予防対策

ア 施設対策

ガス施設の重要度を考慮し、次により合理的かつ効果的な災害予防対策を講ずる。

(ア) 供給所

a 新設する施設は、その重要度と基礎の構造・強度等を十分に検討し、ガス事業法令等に基づき合理的な設計を行う。

b 既設の施設については、定期的に点検を行い、必要に応じて補強等を行う。

(イ) 導管の対策

新設する導管は、鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管等の管材を使用し、その接合は溶接、融着及び抜け出し防止機構を備えた機械的接合等耐震性を有する方式を使用する。また、重要な導管は、供給系統の分離についても考慮する。

イ 緊急措置設備対策

緊急対策の基本は、災害発生時のガス漏えいによる二次災害を防止するために、被害の著しい地域へのガス供給を停止すること及び供給を継続する地域の保安を確保することであることから、次により関連設備の整備等を行う。

(ア) 供給所

a 検地・警報（漏えい検知器及び火災報知器等）装置を設置し、緊急対策を行うべき基準を決めておく。

b ガス発生設備、ガスホルダー及び液化ガス貯槽等に緊急停止設備を設置する。

c 防火・消火設備を整備する。

d 発災直後の設備点検を迅速に行えるよう、点検の要点やルート及び担当者を決めておく。

e 人身の安全を確保するため、避難や負傷者の救護体制を確立しておく。

(イ) 導管

a 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。

b 供給停止ブロックごとに、確実に供給停止を行うための遮断装置を整備するとともに必要により、ガス供給圧力を速やかに減圧するための減圧設備を設置する。

- c 需要家での二次災害を防止するため、感電遮断機能を有するマイコンメータの設置を促進する。
- d 供給区域内の被害情報を迅速かつ的確に把握できるよう、あらかじめ項目を定めその収集手段を整備しておくとともに、信頼性の高い情報通信設備を確保する。

(2) 災害対策用資機材の整備

応急措置及び早期復旧に必要な資機材を整備しておく。また、復旧が長期化した場合に備え、需要家生活支援のために提供する代替熱源等についてあらかじめ調査し、これを確保する体制を整備する。

第19節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備計画

(庶務課、市民生活課、健康推進課、商工課、上下水道課)

災害が発生した場合の住民の生活安全を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び医薬品等の緊急物資の調達・確保について定める。また、防災資機材等の整備計画について定める。

1 食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の確保

(1) 基本的な考え方

ア 市は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

イ 市は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。

ウ 市は、住民の備蓄を補完するため、地震被害想定調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。

エ 市は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ市内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能性を把握するよう努める。

オ 市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(2) 食料等の確保品目

ア 食料

食料の供給にあたっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

(ア) 炊き出し用米穀、乾パン、乾燥米穀及び乳児用粉ミルク・液体ミルク等の主食

(イ) 即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

イ 生活必需品

高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

区分	品目例（特に重要な品目）
寝具	毛布、ダンボール ほか
外衣・肌着	下着 ほか
身の回り品	タオル ほか
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器 ほか
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、弾性ストッキング ほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか
トイレ	簡易トイレ ほか
季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか

2 飲料水等の確保

- (1) 非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておくなど、飲料水の確保を行う。
- (2) 医療機関や社会福祉施設・要配慮者関連施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等について検討する。
- (3) 給水車、給水タンク、浄水機等応急給水資機材を整備する。
- (4) 住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について啓発する。(貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の3日分を目安とする。)
- (5) 取水、送水、配給水施設をすみやかに復旧して飲料水の確保を図るために、復旧に要する業者(労務、機械、資材等)との連携を強化し、応急復旧体制の整備に万全を期する。
- (6) 日ごろから、取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、県及び他市町村と相互応援体制の整備に努める。

3 医薬品等の確保

- (1) 市は、災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、医療救護班及び後方医療機関の行う医療救護活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。
- (2) 市は、避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

4 防災資機材等の整備

震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実に努める。

- (1) 自主防災組織等が使用する資機材
補助事業等を活用する等により、住民が緊急時の救助等に使用する資機材について、自主防災組織位ごとの配備に努める。
- (2) 市における防災資機材の整備
市は、災害発生時の応急活動に必要となる次の資機材の整備に努める。
 - ア コミュニティ防災拠点へ配置する資機材
 - イ 消防本部等が使用する救助用資機材
 - ウ 水防用資機材
 - エ 防疫に必要な資機材及び薬剤等
 - オ 仮設トイレ等

第20節 相互応援等計画

(庶務課、上下水道課、消防本部)

大規模な災害時には、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するため、相互応援協定等について定める。

1 山形県上ノ山市・宮城県刈田郡七ヶ宿町消防応援協定書

昭和35年に隣接市町の境界周辺部（上山市側は、金山・赤山・楡下、七ヶ宿町側は、千蒲・湯原・峠田）で火災等非常事態が発生した場合、消防隊の応援を迅速に行うため、協定を締結している。

2 山形県広域消防相互応援協定書

昭和53年に県内消防機関の間で消防隊、救急隊、その他職員の出動及び資機材の提供を定めている。なお、大規模災害若しくは特殊な災害が発生した場合、協定に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、平成7年に「山形県消防広域応援隊に関する覚書」を取り交わしている。

3 東南村山管内消防相互応援に関する申し合せ事項

昭和53年、東南村山管内市町（山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町）の消防に関する相互応援について、山形県広域消防相互応援協定書によるもののほか、相互の応援協力について申し合わせを行っている。

4 緊急時における廃棄物処分相互援助協定書

平成4年に周辺自治体等11団体において、災害時における廃棄物の処理及び業務についての相互応援協定を締結している。

5 山形県消防広域応援隊に関する覚書

平成7年に大規模若しくは特殊な災害が発生した場合、山形県広域消防相互応援協定書に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部で「山形県消防広域応援隊」を編成する覚書を締結している。

6 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

平成7年に県内44市町村間で災害時における食料、防災資機材の提供、技術専門職員の派遣について協定を締結している。

7 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用につて

大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の細部運用について定めている。

8 消防相互応援協定書

平成8年に仙南地域広域行政事務組合との間に相互応援協定を締結している。

9 災害時における上山市内郵便局と上山市との協力に関する覚書

平成9年に市内8郵便局と郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策、臨時郵便差出箱の設置、施設の相互提供、情報の相互提供等について覚書を締結している。

10 山形県消防防災ヘリコプター応援協定

平成10年に県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合で災害による被害を最小限に防止するため、県が所有する消防防災ヘリコプターの応援を求めることに関し、協定を締結している。

11 日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」

平成10年に山形県内に水道災害が発生した場合、日本水道協会山形県支部内の被災事業体が、速やかに給水能力を回復できるよう、県支部相互間で行う応援活動について協定を締結している。

12 山形広域市町災害時相互応援に関する協定

平成11年に山形広域圏に所在する市町である山形市、上山市、天童市、山辺町及び中山町で食料、飲料水、生活必需品の提供等7項目の事項について協定を締結している。

なお、上記1の協定に定めがある場合は、その定めるところによるものとしている。

13 山形広域市町災害時相互応援に関する協定実施細目

山形広域市町災害時相互応援に関する協定の実施に関し、必要な事項を定めている。

14 東北中央自動車道における消防相互応援協定書

平成14年に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、山形市、西村山広域行政事務組合、天童市及び東根市と、高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線における消防に関する相互応援協定を締結している。

15 災害時における応急対策業務に関する協定

平成17年に災害時における建築物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助及び道路交通確保のための障害物の除去作業等について上山建設クラブと協定を締結している。

16 水道施設の災害に伴う応援協定書

平成18年に地震災害、風水害その他の災害発生時に給水機能を早期に回復するために実施する応急復旧工事等について応援協定を締結している。

17 災害時の情報交換に関する協定

平成22年に国土交通省地方整備局と、適切な災害対処に資することを目的として、災害時に必要とする各種情報の交換に関する協定を締結している。

18 災害時における物資調達に関する協定

平成24年に東北カートン株式会社と、災害時における避難所の利便性確保を目的として、段ボールベッド、段ボールシート等の段ボール製品等の物資調達に関する協定を締結している。

19 災害時における相互応援に関する協定書

平成24年に福島県伊達郡桑折町と、災害時における食糧や飲料水、資機材等の供給、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣、被災者の受け入れ等に関する協定を締結している。

20 災害時における物資供給に関する協定書

平成25年にNPO法人コメリ災害対策センターと、災害時に物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するため、物資の優先供給に関する協定を締結している。

21 災害時における福祉避難所の確保に関する協定書

平成25年に特別養護老人ホームみずほの里（社会福祉法人みゆき福祉会）、特別養護老人ホーム蓬仙園（社会福祉法人偕寿会）、養護老人ホーム蔵王長寿園（社会福祉法人山形県玉葉会）と、平成26年に地域密着型特別養護老人ホームながすずの里（社会福祉法人みゆき福祉会）と、災害時に通常の避難所での生活に支障があると思われる要援護者等を受け入れる福祉避難所の開設に関する協定を締結している。

22 災害時相互応援に関する協定

平成25年に宮城県名取市と、災害時における食糧、飲料水及び生活必需品等の提供、応急対策に必要な物資、資機材等の提供、応急対策及び復旧に必要な職員の派遣等に関する協定を締結している。

23 災害時における避難所利用の協力に関する覚書

平成26年に山形県立上山明新館高等学校と、災害時に体育館を避難所として利用する際の、開設手順や運営方法等の基本的事項を定めた覚書を締結している。

24 警察署使用不能時における施設使用に関する協定書

平成26年に上山警察署と、災害により上山警察署庁舎が使用不能となった場合に、上山警察署が災害警備本部として体育文化センターを使用することについて協定を締結している。

25 災害時における相互応援に関する協定書

平成26年に千葉県いすみ市と、災害時における食料、飲料水及び生活必需品等の提供、応急対策に必要な物資、資機材等の提供、応急対策及び復旧に必要な職員の派遣等に関する協定を締結している。

26 災害時における物品の供給協力に関する協定書

平成27年にコストコホールセールジャパン株式会社と、大規模災害時における上山倉庫店からの食料品、生活必需品及び燃料等の供給協力に関する協定を締結している。

27 上山市消防本部放送施設を利用した防犯情報等の広報に関する覚書

平成28年に上山警察署と上山市又はその周辺地域において凶悪犯罪等が発生した場合、上山市消防本部の放送設備を利用した防犯情報等の広報に関する覚書を締結している。

28 災害時における応急対策用燃料（石油類）の供給応援に関する協定書

平成28年に上山市石油協同組合と、災害時における応急対策等に必要となる石油類の供給応援に関する協定を締結している。

29 災害時における応急対策用燃料（液化石油ガス）等の供給応援に関する協定書

平成28年に一般社団法人山形県LPガス協会と、災害時における応急対策等に必要となる液化石油ガス等の供給応援に関する協定を締結している。

30 蔵王山火山防災協議会の運営に要する経費の覚書

平成28年に蔵王山火山防災協議会を構成する宮城県、山形県、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町及び山形市と協議会運用経費について覚書を締結している。

31 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

平成28年に東日本電信電話株式会社と災害時における市内指定避難所への非常用電話の設置及び利用・管理等について覚書を締結している。

32 災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定

平成28年に一般社団法人山形県建築士会山形支部と、震度5弱以上の地震発生時に、被災建築物応急危険度判定士が二次災害防止のため、建築物の調査・危険度判定実施に関する協定を締結している。

33 災害時における相互応援に関する協定書

平成28年に北海道共和町と、災害時における食料、飲料水及び生活必需品等の提供、応急対策に必要な物資、資機材等の提供、応急対策及び復旧に必要な職員の派遣等に関する協定を締結している。

34 災害時における相互応援に関する協定書

平成29年に静岡県小山町と災害時における食料、飲料水及び生活必需品等の提供、応急対策に必要な物資、資機材等の提供、応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣等に関する協定を締結している。

35 災害時におけるタイヤ業務の支援協力に関する協定

平成29年に有限会社カーフットショップ後藤及び有限会社タイヤショップ中川と災害発生時又は発生するおそれがある場合、市が保有する災害応急対策に従事する車両のタイヤトラブルに関し、その支援協力要領について協定を締結している。

36 山形県防災行政無線局の設置及び管理運用に関する協定書

平成29年9月末で「山形県防災行政通信ネットワーク」の再整備事業が完了し、平成29年10月1日から正式な運用が開始されることに伴い、平成14年に締結した協定書及び施行した運用規定を山形県が改正したため、改めて運用要領等について協定を締結したもの。

37 災害時における放送要請に関する協定

平成29年に株式会社エフエム山形と災害又は武力攻撃等が発生し、若しくは発生する恐れのある場合における緊急放送要領について、協定を締結している。

38 緊急時解放備蓄型自動販売機に関する覚書

平成30年に大塚製薬株式会社と災害が発生し、災害対策本部又はそれに類するものが設置された場合、本自動販売機内に在庫された庫内商品を市が使用するための必要事項について、覚書を締結している。

39 災害時の医療救護活動に関する協定書

令和元年に一般社団法人上山市医師会と、上山市地域防災計画に基づき、上山市が行う医療救護活動に対する一般社団法人上山市医師会の協力について、協定を締結している。

40 災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定

令和元年に山形三菱自動車販売株式会社と、上山市内において自然災害等により大規模停電が発生した場合、山形三菱自動車販売から受ける電動車両及び車両からの給電を行う装置の貸与について、協定を締結している。

41 災害時の医療救護活動等に関する協定書

令和元年に一般社団法人上山市歯科医師会と、上山市地域防災計画に基づき、上山市が行う医療救護活動に対する一般社団法人上山市歯科医師会の協力について、協定を締結している。

42 災害時の医療救護活動等に関する協定書

令和2年に上山市薬剤師会と、上山市地域防災計画に基づき、上山市が行う医療救護活動に対する上山市薬剤師会の協力について、協定を締結している。

43 災害時における避難所等利用の協力に関する覚書

令和2年に山形県立上山高等養護学校と災害が発生又は発生する恐れがある場合に同校の体育館及びグラウンドを緊急避難場所及び避難所として使用することについて覚書を締結している。

44 災害時における消防活動応援に関する協定

令和2年に山形中央生コンクリート協同組合及び山形県コンクリート圧送協会と火災、地震、風水害等が発生した場合の特殊車両を活用した消防用水の供給やその他、消防活動の応援等のための協定を締結している。

45 災害に係る情報発信等に関する協定

令和2年にヤフー株式会社と上山市内の災害発生に備え、市民に対し必要な情報を迅速に提供すること及び行政機能の低下を軽減させるための協力に関する協定を締結している。

46 災害時の協力に関する協定書

令和2年に東北電力ネットワーク株式会社山形電力センターと災害発生時、上山市において大規模な停電が発生した場合の電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るための協定を締結している。

47 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

令和3年に株式会社エタニティータイシンと上山市地域防災計画に基づき、災害発生時の応急対策活動を円滑にするため、緊急輸送に関する協定を締結している。

48 災害時における遺体の搬送等に関する協定書

令和3年に株式会社エタニティータイシンと上山市地域防災計画に基づき、災害発生時、上山市内において多数の死亡者が発生した場合の遺体の搬送等を円滑に実施するための協定を締結している。

49 災害発生時における宿泊施設等の提供に関する協定書

令和3年にかみのやま温泉旅館組合と災害発生時における要配慮者等に対する宿泊施設等の提供に関し、協定を締結している。

50 災害発生時における医薬品の供給に関する協定書

令和3年に株式会社バイタルネット山形支店と上山市地域防災計画に基づき、災害発生時における医薬品の供給について、協定を締結している。

51 上山市及び上山警察署における災害相互協力協定書

令和3年上山警察署と災害発生時における住民の生命、身体及び財産の保護に迅速に対処するため災害に関する情報共有及び人命救助活動等における相互協力協定を締結している。

52 災害時における被災者支援に関する協定書

令和4年山形県土地家屋調査士会と災害時における被災者支援のために、不動産の表示に関する登記や土地の筆界、筆界特定の手続きに関する相談業務について協定を締結している。

53 災害時における下水道管路施設復旧支援協力に関する協定

令和4年公益社団法人日本下水道管路管理業協会と地震などの災害により、下水道施設及び農業集落排水処理施設が被災した場合、復旧支援について協定を締結している。

第21節 文教施設における災害予防計画

(管理課、学校教育課、生涯学習課)

地震発生時において、小中学校の児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、市教育委員会及び学校等施設の管理者等が実施する災害予防対策について定める。

1 学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

ア 策定

学校長は、市教育委員会の指導を受けて、また県教育委員会が作成した「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成22年11月作成）」を参考とし、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組みを進めることができるように、学校保健安全法第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。

イ 内容

(ア) 安全教育に関する事項

a 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項

b 学年別・月別の指導事項

(a) 特別活動における指導事項

○ 学級（ホームルーム）活動における指導事項

（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

○ 学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項

○ 児童（生徒）会活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

(b) 課外における指導事項

(c) 個別指導に関する事項

(イ) 安全管理に関する事項

a 対人管理の事項

学校生活の安全管理の事項

b 対物管理の事項

学校環境の安全点検の事項

(ウ) 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）

(2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

学校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。

(3) 学校安全委員会の設置

学校長等は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。

(4) 防災教育

ア 学校長は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していく。

また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う。

イ 市は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

(5) 防災訓練

学校長は、児童・生徒及び教職員が地震発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する

(6) 施設の耐震性の強化

学校施設は、児童生徒等が1日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害発生時には地域住民の避難場所の役割を果たすため、校舎体育館等の施設について耐震診断を実施するとともに、耐震性に問題がある建物については、十分な耐震強度の確保に努める。また、地震に伴う電気、水道又はガスの供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場合も、教育活動等の早期再開が可能となるように配慮する。

2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

体育施設及び資料館等学校以外の文教施設は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。

また、建築物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

(1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員等に周知しておく。

(2) 自衛組織の編成

地震発生時における緊急活動に従事する自衛組織を編成し、あらかじめ職員等の役割分担を定めておく。また、担当者が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 避難体制の確立

地震発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置を講ずる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

ア 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する

イ 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

第22節 要配慮者の安全確保計画（庶務課、福祉課、健康推進課、消防本部）

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、社会福祉施設等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保について定める。

1 在宅の要配慮者対策

（1）避難行動要支援者支援体制の確立

ア 地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅避難行動要支援者の安全確保の基盤となる。

このため、市は、地域の自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及びNPO・ボランティア等による在宅の避難行動要支援者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

イ 避難行動要支援者情報の把握・共有

市は、上山市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難支援計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

（ア）市は、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じて、避難行動要支援者情報の把握に努める。

生活状況の把握にあたっては、民生委員・児童委員及び自主防災組織等と十分連絡をとるとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取り扱いに配慮する。

（イ）市は、上山市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

（ウ）市は、上山市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

（エ）市は、上山市防災計画に定めるところにより、消防本部、消防団、上山警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

（オ）市は、上山市防災計画に定めるところにより、消防本部、消防団、上山警察署、民生委員・児童委員、上山市社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

- (カ) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

市は、災害発生時に避難行動要支援者の避難支援及び安否確認等が円滑に行われるよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

(ア) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次に該当する者等のうち避難行動に支援を要する者とする。

- a 介護保険法における要介護3以上の認定者
- b 身体障がい者：身体障がい者手帳1級から2級所持者
- c 知的障がい者：療育手帳A所持者
- d 精神障がい者：精神障がい者保健福祉手帳1級所持者
- e 75歳以上の一人暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯
- f その他、上記以外で避難支援を希望する者

(イ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- a 避難行動要支援者名簿には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。
- b 市は、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。

(ウ) 避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の策定

市は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、避難支援の全体的な考え方を定めるため、避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）を策定する。

(エ) 避難支援等関係者

避難支援等関係者は、市、消防本部、消防団、市社会福祉協議会、上山警察署、自主防災組織、民生委員・児童委員、避難協力者とする。

(オ) 情報漏えいの防止

市は、避難行動要支援者のプライバシーを保護するため、情報を適正に管理するとともに、避難支援等関係者に対し、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求める。

(カ) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成時の留意事項

- a 防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地区防災計画や立地適正化計画を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。
- b 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。
- c 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的

な運用が図られるよう努める。

(2) 情報伝達、避難誘導體制の整備

ア 情報伝達体制の整備

市は、要配慮者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制を整備する。

イ 避難協力者の明確化

市は、自主防災組織、消防団、民生児童委員等福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難協力者の明確化を図る。

ウ 情報伝達機器の整備、標識の整備等

市、福祉関係者等は、要配慮者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入を推進する。

また、市は、要配慮者への情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備するとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に指定緊急避難場所への誘導標識等を設置するよう努める。

エ 近隣住民等の役割

市は、避難協力者、自主防災組織、民生児童委員等が協力して、避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

(3) 要配慮者に適した避難所等の確保

市は、指定避難所を指定する際には、要配慮者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。

また、市は、要配慮者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、要配慮者の特性等に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者及び避難協力者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

ア 避難行動要支援者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及

イ 市報等による避難行動要支援者支援の啓発、知識の普及等

ウ 避難行動要支援者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

(5) 公共施設等の安全性強化

市は、災害発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

(6) 防災資機材等の整備

市は、実情に応じ、要配慮者の家庭、自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進されるよう取り組む。

(7) 市の体制整備

市は、避難行動要支援者に関する情報の収集、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の策定、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、防災関係部局を中心とした上山市避難行動要支援者避難支援推進委員会を設ける。

2 社会福祉施設等における防災体制の整備

社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

(1) 防災体制の整備

ア 自衛消防組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

イ 職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

ウ 情報連絡、応援体制の確立

消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、上山警察署及び近隣施設等との連絡会議を設置し、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。

また、地域住民、NPO・ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入（通）所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

(2) 社会福祉施設相互の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

(3) 防災教育、防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。

(4) 施設、設備等の安全性強化

建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

また、日頃から、備品等の落下・転倒防止措置、危険物の安全点検等を行うとともに、施設、設備等の安全性の強化・維持に努める。

(5) 食料品等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

(6) 要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

3 外国人の安全確保対策

(1) 情報伝達、避難誘導体制の整備

国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日外国人、訪日外国人が増加している。市は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、以下により在日外国人、訪日外国人のそれぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な

避難誘導體制の構築に努める。

(2) 防災教育、防災訓練の実施

市及び県は、国際交流関係団体、NPO・ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

(3) 案内表示板等の整備

市は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、外国語及びやさしい日本語の併記標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

(4) 災害ボランティアの養成

市及び県は、外国人を対象とした専門の災害ボランティアを養成し、派遣体制を整備するとともに、隣接県との相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

第2章 災害応急計画

第1節 災害対策本部等の設置

(全班)

市域に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに災害対策本部等組織を編成し、関係機関と緊密な連携を図りつつ地震災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制について定める。

1 災害対策連絡本部の設置

市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、上山市災害対策本部設置基準に達しない場合、市長は、上山市災害対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

なお、災害対策本部の設置基準に達した場合は、速やかに連絡本部を閉鎖し、災害対策本部を設置する。

(1) 連絡本部の設置

ア 設置及び廃止基準

設置基準	- 震度5弱から震度5強の地震が観測されたとき - 相当な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき - 市長が特に必要と認めたとき
廃止基準	- 災害応急対策が概ね完了したとき - 災害対策本部が設置されたとき - その他必要がなくなると認められたとき

イ 設置場所

連絡本部は、市庁舎内に設置する。

(2) 本部員会議

ア 組織

(ア) 本部長 副市長

(イ) 副本部長 教育長

(ウ) 本部員 庶務課長、市政戦略課長、財政課長、農林夢づくり課長、建設課長、上下水道課長、消防長、その他災害の状況に応じて本部長が指名する者

イ 開催

本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。

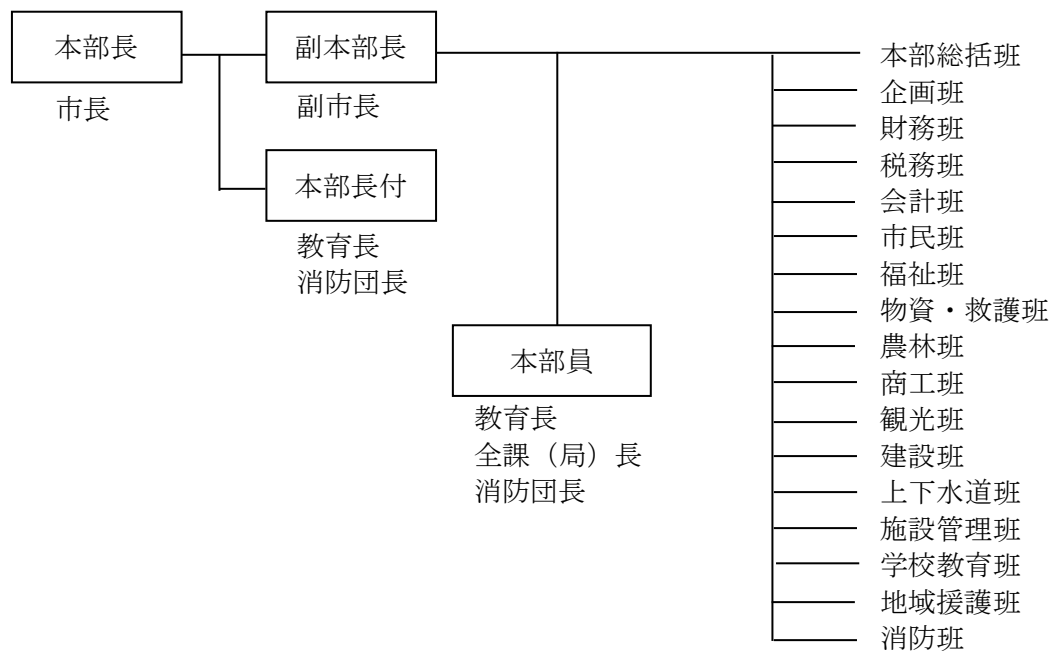
ウ 協議事項

災害の的確な把握及び災害対策の総合的な連絡調整に関すること。

2 災害対策本部の設置

市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、上山市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。ただし、勤務時間外に大規模地震が発生し、交通機関の途絶等によって本部の正常な運営が直ちにできない場合は、参集可能な職員による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

(1) 組織図



(2) 本部の設置

ア 設置及び廃止基準

設置基準	- 震度6弱以上の地震が観測されたとき - 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき - 市長が特に必要と認めたとき
廃止基準	- 災害応急対策が概ね完了したとき - その他必要がなくなったと認められるとき

イ 市長に事故があるときは副市長が、市長、副市長ともに事故があるときは庶務課長が本部を設置する。

ウ 設置場所

本部は、市庁舎大会議室に設置する。万が一、庁舎が被災し使用不能となった場合には、次の場所に設置する。

(ア) 第1順位 体育文化センター

(イ) 第2順位 上山市立南小学校屋内運動場

エ 本部を設置又は廃止した場合の通知等

本部を設置したとき、本部総括班長は、速やかに本部員、県等関係機関及び市民に通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

<災害対策本部設置・廃止の通知区分>

通知及び公表先	通知及び公表の方法
災害対策本部各班	庁内放送、口頭
県防災くらし安心部防災危機管理課及び村山総合支庁総務企画部総務課	防災行政無線、電話
市防災会議の委員	電話、FAX、文書
報道機関	防災行政無線、電話、FAX
各地区会長	電話
市民	広報車

(3) 本部の組織、運営等

本部は、本部員会議及び班で組織する。

ア 本部員会議

(ア) 組織

- a 本部長 市長
- b 副本部長 副市長
- c 本部員 教育長、全課（局）長及び消防団長
- d 本部長付 教育長、消防団長

(イ) 開催

- a 本部員会議は、必要に応じ本部長が招集する。
- b 本部員会議は、災害対策に関する重要事項を協議決定する。
- c 本部長は、必要と認めるときは、防災関係機関を会議に出席させるものとする。

(ウ) 協議事項

本部員会議において協議する事項は、おおむね次のとおりとする。

- a 本部の非常配備体制及び解除に関すること。
- b 重要な災害情報、被害状況の分析及び対策活動の基本方針に関すること。
- c 各地区会長及び各公共団体に対する応急対策の要請又は避難の勧告・指示に関すること。
- d 応急災害救助に関すること。
- e 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- f 県及び他市町村、行政機関、公共機関等に対する応援の要請に関すること。
- g 災害対策に要する経費に関すること。
- h 災害救助法の適用申請に関すること。
- i 本部の閉鎖に関すること。
- j その他災害対策に関すること。

イ 各班の編成及び事務分掌

(ア) 各班の編成

班名	班長	班員
本部総括班	庶務課長	庶務課職員、議会事務局職員、監査委員事務局職員
企画班	市政戦略課長	市政戦略課職員
財務班	財政課長	財政課職員
税務班	税務課長	税務課職員
会計班	会計課長	会計課職員
市民班	市民生活課長	市民生活課職員
福祉班	福祉課長	福祉課職員、子ども子育て課職員
物資・救護班	健康推進課長	健康推進課職員
農林班	農林夢づくり課長	農林夢づくり課職員、農業委員会事務局職員、
商工班	商工課長	商工課職員
観光班	観光・ブランド推進課長	観光・ブランド推進課職員
建設班	建設課長	建設課職員
上下水道班	上下水道課長	上下水道課職員
施設管理班	管理課長	管理課職員

班名	班長	班員
学校教育班	学校教育課長	学校教育課職員
地域援護班	生涯学習課長	生涯学習課職員、スポーツ振興課職員
消防班	消防長	消防本部職員、消防署職員

(イ) 事務分掌

班名	業 務
本部総括班	1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 本部長の命令伝達に関すること。 3 避難情報に関すること。 4 行政機関、防災関係機関等との連絡調整に関すること。 5 報道関係との連絡調整に関すること。 6 広域応援要請に関すること。 7 自衛隊の派遣要請に関すること。 8 気象情報の収集及び伝達に関すること。 9 災害情報の収集及び報告に関すること。 10 無線局の統制に関すること。 11 職員の動員及び応援派遣に関すること。 12 被災職員の公務災害及び福利厚生に関すること。 13 災害救助法の適用申請に関すること。
企画班	1 上山市社会福祉協議会への災害ボランティアセンター設置要請及びその運営への協力に関すること。 2 自衛隊の受け入れ体制に関すること。 3 国、県に対する要望、陳情等資料作成に関すること。
財務班	1 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 2 庁舎機能の保全に関すること。 3 自動車及び燃料等輸送力の確保に関すること。 4 災害応急対策費の予算措置に関すること。
税務班	1 被害家屋、土地等の固定資産の調査に関すること。 2 り災証明の発行及び台帳の整備に関すること。 3 り災者に対する徴税の取り扱いに関すること。
会計班	1 災害応急対策等に要する経理に関すること。 2 災害義援金等の受付、出納及び保管に関すること。
市民班	1 市民の避難誘導に関すること。 2 災害時における交通安全の応急対策及び防犯に関すること。 3 死亡者の収容及び火葬に関すること。 4 り災者に対する相談に関すること。 5 仮設トイレの設置に関すること。 6 災害ごみ、し尿の収集及び処理に関すること。 7 ねずみ類、害虫の駆除に関すること。 8 衛生処理場施設及び公衆浴場の被害調査及び応急対策に関すること。
福祉班	1 要配慮者の避難対策に関すること。 2 福祉施設の避難、保護に関すること。 3 避難所の開設、収容及び管理に関すること。 4 り災者に対する保護及び援護対策に関すること。 5 災害時における児童福祉施設の入所児の避難に関すること。 6 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7 日本赤十字社奉仕団への協力に関すること。

班名	業 務
物資・救護班	1 り災者に対する生活用品の確保及び支給に関する事。 2 災害義援金及び救援物資の受入れ及び配布に関する事。 3 医療救護所の設置及び運営に関する事。 4 医療救護及び助産に関する事。 5 救急薬品の確保及び供給に関する事。 6 り災者及び被災地の防疫、伝染病予防に関する事。 7 り災者の保健指導に関する事。 8 医療機関への協力要請に関する事。
農林班	1 農林業関係の被害調査及び応急対策に関する事。 2 り災農業者の経営相談、指導及び融資の斡旋に関する事。 3 被災地に対する農業生産資材等の調達確保対策に関する事。 4 家畜の防疫及び飼料の斡旋に関する事。 5 復旧資材の調達確保に関する事。 6 農林業関係団体との連絡調整に関する事。
商工班	1 食料品の調達確保に関する事。 2 炊き出しの実施に関する事。 3 り災商工業者の経営相談、指導及び融資の斡旋に関する事。 4 商工業関係の被災調査及び応急対策に関する事。
観光班	1 観光客の保護に関する事。 2 観光施設及び温泉関係の被害調査及び応急対策に関する事。 3 災害写真の撮影、記録等に関する事。 4 災害の広報に関する事。
建設班	1 交通不能箇所及び交通可能路線の調査に関する事。 2 土木関係の被害調査及び応急対策に関する事。 3 仮設住宅の確保及び住宅対策等に関する事。 4 建築物の被害調査及び応急対策に関する事。 5 復旧資材の調達確保に関する事。 6 災害対策にかかる建設業者との連絡に関する事。
上下水道班	1 飲料水の供給に関する事。 2 災害時における給配水計画に関する事。 3 災害時における下水排水計画に関する事。 4 上下水道施設の被害調査及び復旧資材の調達等、応急対策に関する事。 5 災害対策にかかる上下水道業者との連絡に関する事。
施設管理班	1 避難所の供与に関する事。 2 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 教育機関及び団体の連絡調整に関する事。
学校教育班	1 学校児童・生徒の避難に関する事。 2 り災児童・生徒の保護及び学習用具の支給に関する事。 3 災害対策にかかる教職員の確保に関する事。
地域援護班	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 文化財の被害調査に関する事。 3 公民館等を避難場所にする場合の協力に関する事。 4 社会教育団体の協力要請及び連絡調整に関する事。
消防班	1 気象観測及び災害情報の収集に関する事。 2 消防団の出動及び統制に関する事。 3 資機材の調達に関する事。 4 広域消防相互応援に関する事。 5 緊急消防援助隊の出動要請に関する事。 6 県消防防災ヘリコプターの派遣要請に関する事。 7 自主防災組織との連絡調整に関する事。 8 消防及び水防活動に関する事。 9 避難誘導及び応急救護に関する事。 10 水防倉庫の管理に関する事。

(4) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現地において臨機応変の対応が必要と認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

ア 本部長は、災害対策本部員の中から現地対策本部長を指名する。

イ 本部長は、現地対策本部員として、災害対策本部員の中から必要人員を派遣する。

ウ 現地対策本部長は、災害現地の被害情報を本部長に報告するとともに、本部長の指令により応急対策を実施する。

3 業務継続性の確保

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

5 複合災害への対応

市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、災害対策本部の運営にあたる。

第2節 動員・配備計画

(全班)

市域に大規模な地震災害が発生した場合に、災害応急対策等を有効かつ適切に実施するため、災害時における職員の動員、配備について定める。

1 配備基準

区分	災害対策組織設置基準		配備基準	体 制
第1次配備	災害対策警戒班	・ 気象予警報等が発表され、災害発生のおそれがあるとき	庶務課、農林夢づくり課、建設課、上下水道課の担当職員	防災関係課の職員で情報連絡が円滑に行える体制とする。
第2次配備		・ 気象予警報等が発表され、相当な災害発生のおそれがあるとき ・ 震度4の地震が観測されたとき	庶務課、農林夢づくり課、建設課、上下水道課等の応急対策が必要な課の職員	第1次配備の内容を強化し、速やかに災害対策連絡本部を設置できる体制とする。
第3次配備	災害対策連絡本部	・ 震度5弱～5強の地震が観測されたとき ・ 相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・ 市長が特に必要と認めたとき	全課職員の約半数	副市長を本部長とする連絡本部を設置し、災害の的確な把握及び災害対策の総合的な連絡調整にあたる。
第4次配備	災害対策本部	・ 震度6弱以上の地震が観測されたとき ・ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・ 市長が特に必要と認めたとき	全職員	市長を本部長とする災害対策本部を設置し、市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、全職員が各部班の事務分掌に定める業務に従事する。

2 勤務時間外における職員の参集

- (1) 配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等により震度情報等を確認し、配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集する。
- (2) その他の職員は、地域の被害情報の収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。ただし、配備基準に照らして非常配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。
- (3) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難及び病院への収容等必要な措置をとった後に参集する。
- (4) 震度6弱以上の地震が発生したときは、「地震等大規模災害における初動動員及び活動要領」により、全職員をもって、応急対策等に対応する。

地区配置職員は、指定された参集場所において、避難してきた市民が冷静に避難行動を行えるように避難住民の受入れ準備をするとともに、初動時における地域の被害情報の把握に努め、福祉班による出動が行われるまでの間の避難住民の実態把握に努める。災害対策本部の体制が整い次第、福祉班に事務を引き継ぎ撤収するものとし、速やかに、庁舎に参集し、本来の防災対策に従事するものとする。

第3節 広域応援・受援計画

(本部総括班、消防班)

被災していない都道府県、市町村及び民間団体等の協力を得て、的確かつ円滑に災害応急対策を行うため、防災関係機関等が実施する広域応援について定めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

1 他団体等への応援要請

(1) 県内の他市町村

本部長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告するものとする。

(2) 山形県

本部長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

ア 連絡先及び方法

県防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（防災行政無線、電話等を含む）又は文書（ファクシミリを含む）により連絡、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付する。

(ア) 応援要請事項

- a 応援を必要とする理由
- b 応援を必要とする場所
- c 応援を必要とする期間
- d その他応援に監視必要な事項

(イ) 応急措置要請事項

- a 応急措置の内容
- b 応急措置の実施場所
- c その他応急措置の実施に関し必要な事項

(3) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼（本章第4節参照）

ア 本部長は、災害の発生に際し市民の生命又は財産を保護するため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣を依頼する。

イ 本部長は、災害状況から事態が切迫し、かつ通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接防衛庁長官又はその指定する者に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知しなければならない。

(4) 指定地方行政機関に対する要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(5) 民間団体等に対する要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

(6) 被災市町村の支援体制の構築に係る留意点

ア 市は、県内他市町村における大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

イ 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

ウ 市は、県、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

エ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

2 消防の広域応援

(1) 県内市町村相互の広域応援体制

本部長は、自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定書」等に基づき、協定締結市町村長に応援を要請する。

(2) 都道府県に対する応援要請

本部長は、「山形県広域消防相互応援協定書」等に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。

3 広域応援・受援体制

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、相互応援協定により、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

(本部総括班、企画班)

地震等による災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入れ体制等について定める。

1 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。(公共性の原則)
- (2) 差し迫った必要があること。(緊急性の原則)
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

2 自衛隊災害派遣による救援活動の区分

(1) 救援活動

被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路又は水路等交通路上の障害物の排除、応急医療・救護及び防疫、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水、救援物資の無償貸付又は譲与、危険物の保安及び除去、その他

(2) 陸上自衛隊の装備区分等による活動内容

車両、ボート、航空機及び地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動

3 自衛隊災害派遣要請の手続き

(1) 知事に対する派遣要請依頼

本部長は、知事に対して自衛隊法第68条の2第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県(防災危機管理課)に文書により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付するものとする。なお、防災行政無線又は電話により口頭で依頼した場合は、速やかにファクシミリで関係文書を送付するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(2) 自衛隊に対する緊急通知

本部長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合は、自衛隊法第68条の2第2項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、本部長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

陸上自衛隊第6師団 (第3部防衛班)	電話	0237-48-1151	内線 5075
	ファクシミリ	0237-48-1151	内線 5754

4 自衛隊の自主派遣

- (1) 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条第2項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣

する。

ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができず、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものと認められること

エ 上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

(2) 自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、災害時の活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対するニーズを早期に把握・整理するものとする。

5 派遣部隊の受入体制の整備

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

本部長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう調整し、効率的な作業分担を定める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

本部長は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、十分な措置を講ずる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面の確保

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保

オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

(3) 受入施設等の確保

本部長は、自衛隊の派遣部隊を受け入れるために、次の施設等を確保する。

ア 事務室

イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（1機あたり）

（ア）小型機（OH-6）：周囲に仰角10度以上の障害物が存しない直径30m以上の空地

（イ）中型機（UH-1）：周囲に仰角8度以上の障害物が存しない直径50m（応急の場合30m）以上の空地

（ウ）大型機（CH-47）：周囲に仰角6度以上の障害物が存しない直径100m以上の空地

ウ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

エ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

6 派遣部隊の撤収要請

本部長は、進捗状況を把握し派遣要請の目的が達成したとき、又は必要がなくなつたと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、速やかに口頭又は電話により知事に対し撤収の要請を要求する。なお、事後速やかに要求文書を提出する。

7 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- （1）派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- （2）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- （3）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- （4）派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- （5）その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と本部長が協議する。

第5節 県消防防災ヘリコプター緊急運航要請計画

(本部総括班、消防班)

初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行うため、県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請について定める。

1 ヘリコプターの緊急運航要請

山形県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、「山形県消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、知事に対して行う。

(1) 緊急運航の基本要件

緊急運航は、原則として次の基本要件を満たす場合に行われる。

- ア 公共性（災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的である。）
- イ 緊急性（差し迫った必要性がある。）
- ウ 非代替性（消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない。）

(2) 緊急運航基準

(1)の緊急運航の基本要件を満たし、かつ、次に掲げる緊急運航基準に該当する場合に緊急運航を要請する。

ア 火災防御活動

- (ア) 林野火災における空中消火
- (イ) 被害状況等の調査及び情報収集活動
- (ウ) 消防隊員及び消防資機材等の搬送 等

イ 救助活動

- (ア) 河川等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索及び救助
- (イ) 高層建築物火災における救助
- (ウ) 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者の救助
- (エ) 高速道路等での事故等における救助 等

ウ 救急活動

- (ア) 山村等からの救急患者の搬送
- (イ) 傷病者発生地への医師及び医療器材等の搬送
- (ウ) 高度医療機関への傷病者の転院搬送 等

エ 災害応急対策活動

- (ア) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (イ) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の搬送
- (ウ) 災害に関する情報及び警報等の伝達等広報活動 等

2 活動拠点の確保

(1) 災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と提携して活動拠点を早急に確保する。

(2) ヘリポート等が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行う。

第6節 技術者等動員計画

(本部総括班)

地震災害発生時の災害応急活動を迅速かつ円滑に実施するため、災害応急活動に必要となる技術者等の確保について定める。

1 技術者の従事命令等

(1) 従事命令の実施

本部長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場にある者及びその近隣の住民に対し、従事命令を発して救助に関する業務に従事させるものとする。

技術者の確保が困難な場合、本部長は、知事へ技術者の派遣を要請するものとする。

また、知事が技術者等の従事命令を市長に委任した場合には、次の技術者について公用令書を用いて救助に関する業務に従事させるものとする。従事者の実費弁償及び障害の補償等は、災害救助法及び県救助法細則の定めるところによる。

ア 医師・歯科医師又は薬剤師

イ 保健師・助産師又は看護師

ウ 土木技術者又は建築技術者

エ 大工・左官・とび職

オ 土木業者・建築業者及びその従業者

カ 自動車運送業者及びその従業者

(2) 協力命令の実施

本部長は、知事による委任を受けた場合は、救助を要する者及びその近隣の住民に対して協力命令を発し、救助に関する業務に従事させることができる。

(3) 命令の種類と執行者

法令に基づく防災関係機関の従事命令種類等は、次のとおりである。

業務	命令区分	根拠法令	執行者
災害救助業務	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	災害救助法第25条	
災害応急対策業務	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官、海上保安官
		警察官職務執行法第4条第1項	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官（災害派遣の際、その場に警察官がいない場合のみ）
災害応急対策業務	従事命令	災害対策基本法第71条第1項及び第2項	知事 市長（委任を受けた場合）
	協力命令		
消防業務	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
水防業務	従事命令	水防法第17条	水防管理者、消防長

2 労働者の確保

(1) 労働者の確保の方法

災害応急業務にあたる労働者については、山形公共職業安定所を通して確保を図るとともに、急を要する場合は、建設業者等に協力を依頼するものとする。

(2) 労働者の依頼方法

各部班が労働者を必要とするときは、次の事項を明記して山形公共職業安定所、建設業者等に依頼するものとする。

ア 作業の内容

イ 所要人員

ウ 雇用予定期間

エ 作業に従事する場所

オ 集合場所

カ その他の必要事項

(3) 費用

労働者に支給する賃金は、本市が定める通常の賃金の額とする。

第7節 災害情報収集・伝達計画

(全班)

災害発生時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、市が行う被災状況等の情報収集及び伝達について定める。

1 山形地方気象台等から発表される情報

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域、または、長周期地震動階級3以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる地域（上山市では「山形県村山」）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のもの及び長周期地震動階級4を予想した場合を特別警報に位置付けている。	緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

長周期地震動に関する観測情報	・長周期地震動階級1以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごとの長周期地震動階級等を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

2 通信手段の確保

（1）災害時優先電話、衛星携帯電話

災害発生時、安否確認等の通話により輻輳発生が予想されることから、輻輳対策及び重要通信確保の観点から災害時優先電話、衛星携帯電話を利用する。

（2）無線通信

災害時の混乱等により、有線電話が使用できない場合には、市防災行政無線や消防無線等を有効に活用し、情報の疎通に支障のないようにする。また、県防災行政無線を活用し、防災関係機関との通信を確保する。

（3）通信手段の多様化

市は、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（防災ラジオによる緊急放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

3 災害情報の収集・伝達

本部長は、市内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集する。

（1）災害情報等収集体制

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市職員をもって状況把握にあたるせるとともに、地区会長及び消防団分団長と連携し、災害情報の収集に万全を期すものとする。

（2）収集すべき災害情報等の内容

ア 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）

イ 住家・非住家被害（全壊、半壊、床上浸水等）

ウ 土砂災害（人的・住家・非住家・公共施設被害を伴うもの）

エ 出火件数又は出火状況

オ 二次災害危険箇所（土砂災害の危険判断、高圧ガス漏洩事故など）

カ 輸送関連施設被害（道路、鉄道）

- キ ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、上水道、下水道施設被害）
- ク 避難状況、救護所開設状況
- ケ 医療機関被災状況
- コ 孤立集落に係る情報
- サ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

（3）県等への報告

ア 市は、市内において震度4以上を観測する地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災及び土砂災害の発生状況等の情報を収集し、総合支庁に報告する。

ただし、緊急を要する場合には、県本部（防災危機管理課）に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

なお、通信途絶等により県本部（防災危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接消防庁に報告する。

イ 市は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、消防機関への119番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県本部（防災危機管理課）及び消防庁に報告する。

4 被害状況の調査

（1）被害調査体制

市における被害状況の調査は、各部において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

（2）調査要領

山形県災害報告取扱要領等の定めるところによる。なお、被害写真等の撮影については、各調査担当班が速やかに撮影し、被害写真は本部総括班に提出する。

5 被害関連情報の発信

市は、収集した災害関連情報等を集約し、県、自衛隊、ライフライン・公共交通機関及びその他の災害応急対策に関わる防災関係機関に随時伝達する。

第8節 広報計画

(本部総括班、市民班、福祉班、消防班)

地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、市、防災関係機関及び報道機関等が協力して行う広報活動について定める。

1 基本方針

(1) 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的な協力を促進する効果もある。

(2) 広報活動の対象者

被災地の住民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者

(3) 広報活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広報活動を展開する。

2 広報活動における各機関の役割分担

(1) 市

ア 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

(ア) サイレン吹鳴装置

(イ) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示

(ウ) 各地区会長、隣組等を通じた情報伝達

(エ) 住民相談所の開設

(オ) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）

(カ) 市ホームページによる情報提供等インターネットの活用

(キ) 緊急速報メール

(ク) 防災ラジオ

ウ 災害情報拠点

市本部が実施する対策等については、次の施設を拠点として広報を行う。

(ア) 市役所、各地区公民館等の公共施設

(イ) 避難場所及び避難所

(ウ) JRかみのやま温泉駅、JR茂吉記念館前駅、JR羽前中山駅

(2) 上山警察署

ア 役割

被災者及び被災地の関係者に対する情報提供を行う。

イ 手段

(ア) パトロールカー等による広報

(イ) 報道機関への広報依頼（必要により県を通じて依頼）

(3) ライフライン関係機関（電気及び電気通信事業者等）

ア 役割

主に被災地域の利用者に対する直接的な広報を行う。

イ 手段

(ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示

(イ) 利用者相談窓口の開設

(ウ) サイレン吹鳴装置（市を通じて広報依頼）

(エ) 報道機関への報道依頼（必要により市・県を通じて報道依頼）

(オ) インターネット等の活用

(4) 公共交通機関

ア 役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報を行う。

イ 手段

(ア) 乗降場等での印刷物の掲示

(イ) 場内及び車内等での放送

(ウ) サイレン吹鳴装置（市を通じて広報依頼）

(エ) 報道機関への報道依頼（必要により市・県を通じて報道依頼）

(オ) インターネット等の活用

3 被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(2) 市民への的確な情報伝達

市は、市民全体に対し地震の被害、余震の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、支援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

4 地震発生後の各段階における広報事項

(1) 地震発生直後

ア 市の広報事項

(ア) 余震情報

(イ) 地震時の一般的注意事項

(ウ) 初期消火活動及び人命救助の呼びかけ

(エ) 災害情報及び被害情報

(オ) 避難に関する情報

(2) 災害応急対策初動期（地震発生後概ね2日目以内）

ア 市の広報事項

(ア) 安否情報

(イ) 住民に対する避難指示等

(ウ) 災害情報及び被害情報

(エ) 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報

(オ) 避難所の開設状況

(カ) 緊急交通路確保の協力要請

(キ) ボランティア受入情報

イ 上山警察署の広報事項

(ア) 住民に対する避難指示等

(イ) 安否情報

(ウ) 被災者に関する情報

(エ) 交通規制に関する情報

ウ ライフライン関係機関

(ア) 被災による使用不能状況

(イ) 使用可能な設備については、使用上の注意

エ 公共交通機関

(ア) 不通区間及び運休状況

(イ) 臨時ダイヤの運行状況

(3) 災害応急対策本部本格稼働期（地震発生後概ね3日目以降）

ア 市の広報事項

(ア) 消毒、衛生及び医療救護情報

(イ) 小中学校の授業再開予定

(ウ) 被害認定・罹災証明書の発行

(エ) 応急仮設住宅への入居に関する情報

イ ライフライン関係機関及び公共交通機関の広報事項

(ア) 復旧見込み

(イ) 災害発生時の特例措置の実施状況

(4) 復旧対策期

ア 市の広報事項

(ア) 罹災証明書の発行

(イ) 生活再建資金等の貸し付け

(ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等

(エ) その他生活再建に関する情報

5 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供

放送機関、通信事業者等は、被害情報、被災者の安否情報等の災害に関する情報について、情報の収集及び伝達に係る整備に努めるとともに、災害に関する情報を入手したときは、それぞれの計

画に基づいて、速やかに災害に関する放送を行う。また、市は、次により放送機関に放送要請を行う。

- (1) 市は、原則として県を通じて放送機関に対して放送要請を行う。
- (2) 要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。

6 安否情報の提供

- (1) 市は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表する。
- (2) 県は、市町村と連携して、「災害発生時における情報の公表に関するガイドライン」により安否情報を提供する。
- (3) 通信事業者は、地震災害等により通信設備が被害を受け電話が輻輳し繋がりにくくなった場合、被災地内外からの安否確認に対応するため、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等を運用する。

7 広報活動実施上の留意点

- (1) 市は、避難所等において視覚・聴覚障害者にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、掲示と音声の組み合わせ、文字放送テレビの設置、手話通訳者及び誘導員の配置等の措置を講ずる。
- (2) 市は、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、日本語並びに外国語及びやさしい日本語による表示・放送等の措置に努める。
- (3) 市は、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。

8 広聴活動

(1) 市の対応

ア 相談窓口の設置及び実施体制

被災者のための住民相談所を設け、被災住民の相談、要望、苦情等を聴取するとともに必要に応じて被災地の公共施設や避難所に臨時相談所を設置するものとする。

また、広報車等で巡回しながら、自主防災組織等からのニーズの把握や市民生活の状況把握に努める。

イ 専門家の協力

借地・借家関係等についての法律相談、税・社会保険に関する相談、住宅の応急修繕相談等については、専門家の知識を求めるものとする。

ウ 総合災害情報

災害発生後に予想される安否確認、交通状況及びその他の問い合わせに対応するため、総合的な情報を提供する窓口を設置するものとする。

窓口では、義援金、支援施策、国・県の情報等についても提供を行う。

- (2) 県は、通常の県民相談窓口に加えて、災害対応の総合的相談窓口を設置するとともに、市の行う広聴活動を支援する。なお、総合的相談窓口には、東日本電信電話株式会社に要請して専用電話を設置し、報道機関を通じてその電話番号を県民に周知する。
- (3) ライフライン関係機関は、被災者のための利用者相談窓口を設置する。

第9節 避難計画

(本部総括班、市民班、学校教育班、消防班)

大規模地震発生時においては、家屋倒壊、土砂災害等の発生が予想されるなか、迅速かつ的確な避難活動を行う必要があることから、住民の自主的避難行動並びに市及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

1 住民等の自主的避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実には被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、自主防災会長等を通じて市へ避難先、避難人数等を連絡するように務める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 市の支援

市は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。

2 行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知及び情報収集

ア 市及び防災関係機関は、地震等の情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。

また、市は避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うとともに、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

イ 市は、県と連携して、余震による建築物等の倒壊及び宅地の崩壊に関して、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行うとともに、災害の発生の恐れがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

ウ 土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切な避難指示等の判断を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を市町村に通知するとともに、一般に周知する。市は、その情報を基に速やかに避難指示等を実施するものとする。

(2) 避難実施の決定及び必要な措置

ア 避難指示等の実施者

避難指示等の発令は、災害対策基本法第60条に基づき、原則として市長が実施する。

市は、避難指示等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。避難指示等の発令は、市長の他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表のとおり。

	警戒 レベル	実施 責任者	措 置	実施の基準
				指示等を実施した場合の通知等
高齢者等避難	3	市長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生する恐れがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき（避難情報に関するガイドライン） ・高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせることや、自主避難を呼びかける。
避難指示	4	市長	・立退き及び立退き先の指示	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 → 避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示（法第60条） 市長（報告）→知事
		知事	・立退き及び立退き先の指示	・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 → 避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 → 市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示（法第60条）
緊急安全確保	5	市長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶ恐れがあり、緊急を要すると認めるとき ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意 市長（報告）→知事
避難の指示等		警察官	・立退き及び立退き先の指示	・市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合（法第61条） 警察官（通知）→市長（報告）→知事
			・避難等の措置	・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受ける恐れがある者に対し必要な限度で避難等の措置（警察官職務執行法第4条） 警察官（報告）→公安委員会
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置	・警察官がその場にいない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置（自衛隊法第94条）
				自衛官（報告）→防衛大臣の指定する者（第6師団長等）

(※ 法＝災害対策基本法)

イ 避難指示の発令基準

- (ア) 地震・大雨・洪水・台風等災害に関する気象注意報又は警報が発表され、事前に避難を要すると判断されるとき又は気象注意報等が発表されていない状態で、災害の発生する恐れがあるとき。
- (イ) 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。
- (ウ) 河川が氾濫警戒水位に到達する又は急激な水位の上昇が見込まれ、洪水の恐れがあるとき又は河川の上流が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。
- (エ) 火災が風下に拡大する恐れがあるとき。
- (オ) 豪雪・雪崩・地すべり等により著しい危険が切迫しているとき。

(カ) その他突発的な災害が発生したとき。

(3) 避難場所

第1章第6節「避難体制整備計画」で定める避難所等に避難するものとする。

(4) 住民等への伝達及び避難の実施

ア 高齢者等避難の内容

- (ア) 警戒レベル
- (イ) 要避難準備対象地域
- (ウ) 避難準備理由
- (エ) 避難先
- (オ) 避難経路
- (カ) 避難時の注意事項等

イ 避難指示の内容

- (ア) 警戒レベル
- (イ) 要避難対象地域
- (ウ) 避難理由
- (エ) 避難先
- (オ) 避難経路
- (カ) 火災予防、盗難予防、最小限の食料・衣類の携行及び必要物品の準備
- (キ) 避難時の注意事項

ウ 緊急安全確保の内容

- (ア) 警戒レベル
- (イ) 災害発生区域
- (ウ) 災害概況
- (エ) 命を守るための最善の行動をとること

エ 避難の広報

- (ア) サイレン吹鳴装置、警鐘、広報車の巡回、拡声器、口頭及びテレビ、ラジオ（防災ラジオ）及び緊急速報メール、等あらゆる広報手段により住民等に対して、迅速に周知・徹底する。
- (イ) 避難行動要支援者への周知にあたっては、地域の消防団及び自主防災組織等を通じ確実に伝達する。

(5) 避難指示等をした場合の報告等

ア 知事等に対する報告

- (ア) 市長は、避難指示等を実施したときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。
- (イ) 警察官が単独で避難の指示を実施したときは、市長は直ちにその旨の通知を受け、速やかに知事に報告するものとする。

イ 関係機関等に対する連絡

避難指示等は、上山警察署と緊密な連絡をとりながら行うものとする。

ウ 避難所等の管理者に対する連絡

実施責任者は、避難指示等を行ったときは、直ちに避難所等として利用する施設の管理者に通報し、当該施設に避難場所等の設置を依頼するものとする。

(6) 避難誘導

市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市等による誘導にあたっては、可能な限り自主防災組織、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

ア 市は、自主防災組織単位に避難集団を形成するため、上山警察署及び消防本部の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。

また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

イ 消防本部は、避難指示等が出された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を市及び上山警察署に通報する。

(7) 避難経路の安全確保

市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員を派遣するとともに、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

(8) 避難の手段

ア 避難者は個々の徒歩による避難を原則とする。ただし、避難者の自力による避難が不可能な場合は、地域の自主防災組織等が協力して避難を行うものとする。

イ 市は、必要に応じて、車両等を活用し、住民を迅速かつ安全に避難させる。

(9) 携帯品の制限

避難にあたっての携行品は、地勢・天候・季節等により異なるが、その状況に応じて最小限度のものとし、円滑な避難が実施されるよう努めるものとする。

(10) 避難指示等の解除

災害による危険が解消されたときは、避難指示等を解除する。この場合、解除の伝達は、避難指示等と同様の方法により行うものとする。

3 学校・病院等における避難

学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設及び大規模事業所等の管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、安全な避難方法を検討するとともに、避難対策について、職員又は従業員等に周知、徹底を図るものとする。

4 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

ただし、知事は、市長が事務の全部又は大部分を行うことができないと認める場合は、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。

災害種別	設定権者	実施の基準
災害全般	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。(法第63条)
	警察官	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。(法第63条)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長又は市長の権限を行うことができる者がその場にいない場合に限る。(法第63条)
火災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定。(消防法第23条の2)
	消防吏員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定(消防法第28条)
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。(消防法第28条)
水災	水防団長・水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域の設定(水防法第21条)
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。(水防法第21条)

(※ 法＝災害対策基本法)

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が、現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去については、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

また、警察官、自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 避難所等への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、市長は、必要に応じて避難所等を開設し、これらの者を受入れる。

5 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

市及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所等に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するように努める。

(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

市及び公共機関は、地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所等に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供するように努める。

第10節 避難所運営計画

(本部総括班、市民班、福祉班、物資・救護班、商工班、上下水道班、施設管理班)

大規模地震発生時には、ライフラインの途絶や家屋の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想されることから、避難所等の適切な管理運営について定める。

1 避難所への受入れと必要な措置

(1) 避難所の開設

市は、住民に避難指示等を発令した場合、又は指定緊急避難場所に避難した住民を、家屋の倒壊等により、さらに指定避難所へ受け入れる必要が生じた場合は、指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示するとともに、速やかに市職員を指定避難所に派遣し、迅速な開設に努める。

なお、避難所の開設に当たっては次の事項に留意する。

ア 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

イ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

ウ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

エ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

カ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

キ 災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き（知事は内閣総理大臣の同意を得たうえで期間を定める。）をとる必要がある。

(2) 開設初期に必要な措置

ア 避難者数の把握

市は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別）を把握する。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等にかかる情報の把握に努める。

イ 避難所の運営リーダーの選出

市は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

ウ 物資等の調達

市は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。

なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎又はその近傍の地域完結型の備蓄施設を確保し必要最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

(ア) 食料品（パン、おにぎり等すぐ食べられることのできるもの）

(イ) 毛布

(ウ) 日用品（マスク、消毒液、紙コップ、紙皿及び割り箸）

(エ) 医薬品

(オ) 生理用品

(カ) 暖房器具、カイロ（冬期の場合）

(キ) 簡易トイレ（トイレットペーパー）

(ク) 飲料水

(ケ) 燃料

エ 通信手段の確保

市は、避難所と市役所等との通信手段を確保する。

オ 避難所以外で生活している被災者への配慮

市は、避難者の事情により避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(3) 開設に関する周知及び報告

市は、指定避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、上山警察署及び関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所等に受け入れるべき者を誘導し保護する。

また、避難所等開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 開設箇所及び避難所の名称

ウ 避難者数

2 避難所の運営管理

(1) 運営管理体制の確立

市は、避難施設の管理者及び避難所の運営リーダーと協議し、男女で構成する避難所の運営管理チームを設け、管理運営に協力を依頼する。

(2) 情報伝達

市は、避難所の運営管理チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、テレビ、ラジオを設置することなどにより情報を提供する。

また、東日本電信電話株式会社山形支店に対し特設公衆電話の設置を要請し、避難所における通信手段の確保に努める。

(3) 物資・サービス等の提供

市は、避難所の運営管理チームを通して避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提

供する。

3 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

市は、地区外からの避難者の流入等により、避難所等の受入れ可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、受入れ人員に余裕のある他の避難所等又は新たに開設する避難所等で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、市内の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を市外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、被災地外の市町村に被災者の受入れを要請し、又は県に斡旋を依頼する。

(2) 更に危険が迫った場合

市は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じて県及び上山警察署等に避難者移動用の車両及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難地等へ再避難させる。

(3) 危険が去った場合

市は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営管理チームを通して避難者に連絡するとともに、避難指示等を発令していた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難者は、避難所から退却する場合は、必ず避難所の運営管理チームに届け出る。また避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次市に連絡する。

(4) 避難が長期化する場合

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、市営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所等の早期解消に努める。

4 避難所運営に係る留意点

(1) 市のとるべき措置

ア 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。

イ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、適切に受け入れることとする。

ウ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

エ 住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

オ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(ア) 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬期には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

(イ) 衛生、給食及び給水等対策

- a 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- b 炊き出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
- c トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。

(ウ) 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

(エ) 要配慮者に配慮した運営、環境整備

- a 掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
- b 食料や救援物資が平等に配分されるよう配慮する。
- c 施設（入口の段差、トイレ入口等）のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。
- d 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

(オ) 避難所運営への女性の参画促進

市は、避難所の運営において、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

(カ) 男女のニーズの違い等に配慮

市は、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した避難所の運営管理に努める。

特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(キ) 各機関等への協力要請

市は、避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、山形県栄養士会及びNPO・ボランティア等関係機関の協力について要請を行う。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

(ク) 自治的な運営組織の立上げ支援

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(2) 住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心掛けるよう努める。

ア 運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力

イ ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守

ウ その他避難所の秩序維持に必要な事項の遵守

第11節 孤立集落対策計画

(本部総括班)

大規模災害時における孤立集落の要因は、大別して情報通信の孤立と交通手段の孤立が考えられる。

情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を困難にし、また、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、集落住民の生活に大きな影響を与えることが予想されることから、被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施、緊急物資等の輸送、アクセス道路の応急復旧による生活確保など、優先順位をもってあたる孤立集落対策について定める。

1 主な対策活動

- (1) 孤立化が予想される集落に対しては、市から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。
- (2) 交通が断絶した集落に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- (3) 通信が途絶した集落に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、市職員又は警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- (4) 交通の断絶により陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- (5) 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

2 対策活動の内容

(1) 孤立実態の把握

ア 活動の基本方針

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。

発災時には、平素からの孤立化の予想に基づき、直ちに各集落と連絡を取り合い、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。

イ 実施計画

(ア) 市が実施する対策

市は、孤立化が予想される集落に対し、N T T回線及び防災行政無線等を活用して、孤立集落の発生状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに報告するものとする。

(2) 救助・救出対策

ア 活動の基本方針

災害発生時には、人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き孤立集落からの救出活動を実施するものとする。

イ 実施計画

(ア) 県が実施する対策

県は、市からの要請に備え、ヘリコプターの出動体制を確立するものとし、市に対し臨時ヘリポート及び要員の確保について指示を行うとともに、負傷者等の搬送の場合は、市と連携し救急車及び収容先病院に関する手配について指示する。

また、市からの要請に基づき、孤立状態から救出すべき要配慮者及び観光客等について、早期に救出できるよう手配する。

(イ) 市が実施する対策

市は、ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、その概要を直ちに県に対し報告し、ヘリコプターの要請に際しては、救助場所の臨時ヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、出来る限り多くの情報を収集して報告するものとする。

また、負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣に配慮するとともに、孤立の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出活動を実施するものとする。

(3) 通信手段の確保

ア 活動の基本方針

N T T回線が不通になった場合、防災行政無線の整備されていない孤立集落にあつては、必要な情報を収集・伝達することが不可能となるため、情報上の孤立状態をまず解消するため、各関係機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を図るものとする。

イ 実施計画

(ア) 県は、電気通信事業者に対し、衛星携帯電話等の臨時配置について協力を求めるとともに、アマチュア無線災害時応援協定に基づき、日本アマチュア無線連盟山形県支部に対して、情報の伝達について協力を依頼するものとする。

また、上山警察署は、孤立集落へ警察無線を携帯した警察官を派遣する等の対策を検討するものとする。

(イ) 市が実施する対策

市は、孤立が発生した集落へ職員を速やかに派遣するとともに、防災行政無線や消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(ウ) 関係機関が実施する対策

N T Tは、災害対策機器により市指定の避難場所等に特設公衆電話を設置するものとする。

(エ) 集落住民が実施する対策

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に自ら努めるものとする。

(4) 食料品等の生活必需物資の搬送

ア 活動の基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立集落住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に実施するほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

イ 実施計画

(ア) 県が実施する対策

県は、生活必需物資の輸送について、市から要請があった場合は、各種ヘリコプターの手配及び調整を行うとともに、陸上輸送力の確保についても手配する。

(イ) 市が実施する対策

市は、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、県に対してヘリコプターの確保に関する要請を行うものとする。

(ウ) 集落住民が実施する対策

孤立集落内においては、食料品等を相互に融通し合うとともに、隣接する集落と連絡を取り合いながら、集落全体としての当面の生活確保について協力し合うものとする。

(5) 道路の応急復旧活動

ア 活動の基本方針

孤立集落に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保する。

イ 実施計画

(ア) 県が実施する対策

県は、孤立集落に通ずる県管理道路について、速やかな応急復旧に努めるものとし、市が行う応急復旧活動に関し、要請に基づいて、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調整し、道路管理者の取るべき措置について指導する。

(イ) 市が実施する対策

市は、孤立集落に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通の確保に努めるものとする。

(ウ) 関係機関が実施する対策

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要幹線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行うものとする。

第12節 救助・救急計画

(消防班)

災害による被災者に対し、地域住民、自主防災組織及び防災関係機関が連携して行う救助・救急活動について定める。

1 救助・救急の活動体制

(1) 要救助者の通報

地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手は、生理め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに消防本部又は上山警察署に通報するよう努めなければならない。特に生理め者救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

(2) 自主防災組織等による救助活動

ア 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。

イ 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り生理め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。

ウ 消防機関等から協力を求められた場合は可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

(3) 消防隊の救助・救急活動

通報により発生した現場に出動し、救助・救急活動にあたる。また、消防隊員の確保・情報収集にあたるとともに、災害が大規模で自らの組織力のみでは対処できないと判断した場合は、消防広域応援隊や消防防災ヘリコプターへの応援を求め、消防力の強化に努める。さらに被害が拡大の傾向にある場合は、緊急消防援助隊を要請する。なお、広域応援隊等の誘導は、上山市消防受援計画に基づき実施する。

(4) 消防団の活動

消防団は大規模災害時ではリーダーシップを発揮し、自主防災組織とともに統一のとれた消火・救助活動を実施する。また、けが人に対しては応急手当を施すとともに、地域住民を安全な避難場所に誘導するよう努める。

(5) 民間組織への救助支援要請

市長は、災害時救出活動が困難を極め必要と判断する場合は、市内建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、生理め者等の救助活動に協力するよう要請する。

2 負傷者等の搬送

救助活動の初期における、被災地域における救護所の設置が進んでいない段階では負傷者を救急告知病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが負傷者の搬送先の調整を行った上で、災害拠点病院等に搬送する。

留意点は次のとおりである。

(1) 搬送する医療機関の受け入れ体制の確認、及び周辺市町の医療機関の搬送可否の状況把握に努める。

(2) 道路交通の混乱がある場合は上山警察署に交通規制を行うよう協力を求める。

(3) 道路が損壊し孤立した地域からの搬送については、消防防災ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプターを要請し搬送する。

3 惨事ストレス対策の実施

救助・救急等災害活動を実施する機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第13節 消火活動計画

(消防班)

地震発生時の火災による被害を防止し又は被害の軽減を図るため、地域住民、自主防災組織及び消防機関等が実施する消火活動について定める。

1 初期消火活動

(1) 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、地震が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消す等、出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

ア 消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

イ ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織等による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自らの安全を確保しながら、初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

2 震災時における消火活動の優先

同時多発の火災のため消防力は分散を余儀なくされ、道路・橋梁等の破壊や信号機の故障・電柱の倒壊で通行に支障をきたし、平常時の消火活動とは異なりその活動を著しく制限されるため次のような活動が必要である。

(1) 消防団の消火活動の優先

平常時の火災は後方支援隊が来るため人命救助を優先するが、大地震時の多発する火災では火災旋風や合流火災で多くの人命を奪うことがあるので消火活動を優先させる。

(2) 発生した火災の消火活動の優先

震災時の消火活動は消防力が分散されるため、自己隊のみとなる可能性が大きいので、消火困難となり大火災になる可能性が大である。このため初期の間に一挙鎮滅を図る。

(3) 重要地域の消火活動の優先

ア 避難路又は避難場所・避難所周辺の火災

イ 延焼危険の大きい地域で消防車が入れない活動困難な火災

(4) 危険物施設火災の消火活動の優先

危険物施設には大量の油が備蓄されており、引火により発生した火災は延焼拡大し、大火災になる可能性が高いことから消防隊を結集させ延焼を食い止める。

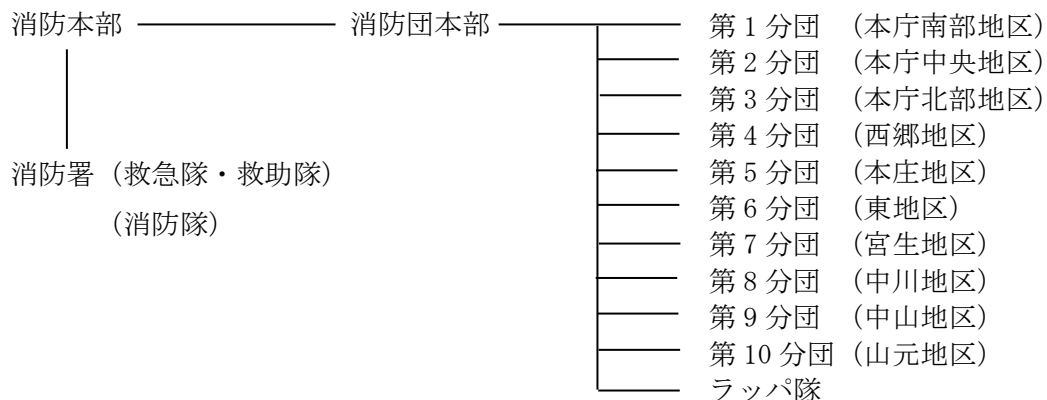
3 非常時配備態勢及び部隊編成

(1) 招集

震度5弱～5強以上の地震が発生した場合、又は震災が発生した場合において、動員・配備計画の配備基準により、招集指示を待つことなく自主的に判断、指定された所属に参集し、非常時配備態勢を整える。

(2) 部隊編成

部隊編成は次のとおりとする。



(3) 出動体制

- ア 出動は上山市消防計画の出動計画に従うが、同時火災が発生した場合はそれぞれの区域を担当し、全力で火災防御活動にあたる。
- イ 消防署隊は火災の覚知により出動、情報収集を行うとともに隊員の確保に努め、参集次第現場に向かうよう指示する。
- ウ 消防団は出動計画に従い出動するものとし、延焼状況により転戦し消火活動を行い延焼の防止に努める。
- エ 同時多発火災で延焼拡大の危険性が大である場合は各防災機関に応援要請を行う。

4 情報収集等

- (1) 消防本部は、消防計画に基づき 119 番通報、招集職(団)員情報、消防防災ヘリコプター等を利用して、積極的に災害情報の収集を行う。
- (2) 消防庁防災情報システム、山形県防災情報システムを活用し円滑な情報伝達、管理を行う。
- (3) 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

5 避難場所の防護等

避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡を取りながら避難者の安全確保と避難場所の防護を行う。

第14節 水害対策計画

(本部総括班、農林班、建設班、消防班)

地震により被災した河川、ダム、ため池施設等の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、これら施設の管理者が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

1 被害状況の調査

施設管理者は、大規模な地震が発生した場合、直ちに巡回等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

2 住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、直ちに立ち入り禁止措置をとるとともに、市、上山警察署及び消防本部等へ通報するとともに、警戒避難体制をとる等必要な措置を実施する。

3 被害拡大防止措置

施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関等と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、その後の出水で破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域の浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼動可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立ち入り禁止等の措置を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、被災地の早急な復旧・復興を期すため、施設占用に適切な指導及び助言を行う。頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、当該施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

オ 危険物、油流出等事故対策の実施

地震により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

震災発生時は、応急対策又は復旧活動等に伴う多種多様な河川区域使用の要請が予測されるため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

(2) ダム施設

地震発生後の点検等によりダム施設に異常が認められた場合は、次の措置を実施する。

ア 貯水位制限等の対策

ダム施設の異常の程度に応じて貯水位制限を行う等、ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

イ 止水処理等の応急的措置

ダム施設の異常の程度に応じた対策を実施するとともに、臨機に止水処理等の応急的措置を講じる。

ウ 関係機関及び一般住民への連絡、通報

ダム施設に漏水、変形又は挙動異常が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合は、ダムの操作規則に基づき、関係機関及び下流住民への連絡、通報を行う。

エ その他ダム施設の管理に関する調整

上記のほか、関係機関や利水権者間の調整等、ダムの機能を最小限維持するための調整を行う。

(3) 農業用施設

施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施する。

ア 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行う。

イ 施設管理者は、必要に応じ、本震後の余震や降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知し、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事を行うとともに、適切な警戒避難体制をとる。

ウ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。

エ 市は、施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

4 応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第15節 医療救護計画

(物資・救護班、消防班)

大規模な地震発生によって、傷病者が多数発生した場合又は医療機関の混乱によりその機能が十分に発揮されない場合における応急医療体制の確保について定める。

1 医療救護所の設置

市は、災害の態様から予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、市内の適当な場所に医療救護所を設置する。

2 医療救護班の編成

- (1) 災害により多数の負傷者等が発生し、通常の医療体制では対応しきれないときは、上山市医師会が編成する医療救護班の派遣を受けて、医療救護活動を行う。緊急を要する場合は、最寄りの病院等に移送し行う。
- (2) 医療救護班は、その使用する医薬品及び衛生材料等を携行するものとする。
- (3) 上山市医師会の医療救護班で不足する場合は、県及び日本赤十字社救護班の応援を要請するものとし、その場合においては、上山市医師会の医療救護班を包含し編成するものとする。
- (4) 市は、市及び応援機関などの人員で十分な救護活動が実施できない場合は、上山市災害医療救護ボランティアに協力要請を行う。
- (5) 医療救護班は、傷病者の救護にあたるため、次の活動を重点的に行う。
 - ア 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）
 - イ 重傷者の応急手当及び中等傷者に対する処置
 - ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽傷者に対する医療
 - オ 助産活動
 - カ 遺体の検案
 - キ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告
- (6) 医療救護班の構成は、医師1人、保健師又は看護師3人、事務担当者1人の計5人を基準とする。

3 負傷者等の搬送

災害現場から最寄りの救護所までの搬送は、消防部が消防団、上山警察署、自主防災組織等の協力を得て実施する。

4 医薬品等の調達

- (1) 医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、市内の関係業者から調達する。
- (2) 市内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町村長に対し、調達斡旋を要請する。

第16節 危険物等施設災害応急計画

(本部総括班、消防班)

地震に伴う危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

1 危険物等施設の災害応急対策

(1) 市の応急対策

ア 市は、被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの指示又は勧告を行う。

イ 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

(2) 危険物等取扱事業所等の応急対策

ア 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所等は、地震により被災した場合、消防本部、上山警察署、市及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

イ 住民への広報

危険物等取扱事業所等は、地域住民の安全のため、必要な場合は、市、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

ウ 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所等は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

エ 危険物等施設の応急措置

(ア) 危険物等取扱事業所等は、地震発生時には、危険物等の取扱作業の停止及び装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

(イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(ウ) 危険物の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び警察等に連絡する。

第17節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・収容・埋火葬計画

(本部総括班、市民班、消防班)

大規模地震発生による行方不明者等の搜索及び遺体の処理、埋火葬を的確かつ迅速に実施するための災害応急対策について定める。

1 行方不明者等の搜索

(1) 搜索依頼等の受付

ア 市は、災害による行方不明者等の問合せ及び搜索依頼等について上山警察署と協力のうえ、聴取、記録する。

イ 市は、災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により行方不明者の名簿（要搜索者リスト）を作成する。

(2) 搜索班の編成

市は、上山警察署等と連絡をとり、消防団、自主防災組織等の協力を得て、搜索班を編成し、搜索を実施する。

(3) 搜索用機材

本部が所有する搜索機材で不足するときは、建設業者等の協力を得て、搜索に必要な車両その他機械器具等を借り上げて、搜索を実施するものとする。

(4) 搜索

搜索班は、要搜索者リスト等により、行方不明者の搜索を実施する。

ア 遺体を発見したときは本部長及び上山警察署長に報告する。

イ 発見した遺体は、現地の一定の場所に集め、所要の監視を行う。

ウ 市は、県に対して、搜索の対象人員及び搜索地域等、搜索状況を報告するものとする。

2 遺体の処置等

市は、死亡した者について、次の範囲内において、遺体に関する処置等を行う。なお、大規模な災害により、遺体の搬送車及び棺等が不足する場合は、広域的かつ速やかに在庫情報等を収集し、確保するよう努める。

(1) 遺体の安置

ア 遺体安置所を確保・設置し遺体を搬送・安置するとともに、県及び上山警察署と連携の上、検視（死体見分）・検案（医師による死因等の医学的検査）業務を行える体制を整備する。

イ 遺体安置所の設置にあたり、以下の事項に考慮する。

(ア) 避難所、医療救護所とは別の場所とする。

(イ) 可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所とする。

(ウ) 検視・検案業務のほか、身元不明遺体安置所、身元確認のためのDNA型鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所、膨大な数になる可能性を考慮し選定する。

(エ) 遺体安置場所として適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

ウ 県及び上山警察署と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。

エ 遺体を安置し、腐敗を防止するため、棺やドライアイス等の必要な資材を確保する。

(2) 遺体の検視（検案）・処置等

市は、医師会等の協力を得て、遺体の検案を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

(3) 身元不明遺体の処理

ア 身元不明の遺体については、市が上山警察署その他関係機関に連絡し、その取扱いについて協議する。

イ 市は、身元確認の結果として身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うものとし、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の市町村に漂着したような場合）で、身元が判明しない場合も行旅死亡人として取り扱う。

(4) 遺体の引渡し

ア 遺体の身元の確認については、身体特徴、指紋、DNA 鑑定、歯牙の確認等、客観的資料に基づき確認を行う。

イ 身元が判明した遺体については、速やかに遺族へ連絡し確実に引渡す。

3 遺体の埋火葬

(1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋火葬を行う。

(2) 市は、埋火葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋火葬を支援するものとし、埋火葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は、市が埋火葬を行うものとする。

(3) 市は、死亡者が多数のため、通常の手続きでは、遺体の腐敗等、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、火葬・土葬許可手続きの簡略化について、県を通じて厚生労働省に協議する。

(4) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋火葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋火葬する者に支給する。

4 広域応援体制

(1) 市は、自らのみによる遺体の搜索、処理及び埋火葬の実施が困難な場合は、自衛隊、近隣市町村又は県等に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

(2) 火葬は、上山市経塚斎場で行うが、本市のみで処理できない場合又は本市の斎場が被害を受け使用不可能な場合は、隣接市町の火葬場の使用を要請する。

第18節 交通確保計画

(建設班)

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保について定める。

1 被害調査の実施

市は、地震発生後パトロール等を行い、速やかに市内の道路等の被害状況について情報を収集するとともに、市が管理する道路について、緊急輸送道路を優先に、直ちに点検を実施し被災実態を把握する。

2 迂回路の選定

市は、調査による被害状況に応じて上山警察署と協議をし、適切な迂回路の選定を行う。

3 交通規制の実施

被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び道路の保全と交通の危険防止のため次により、速やかに被災地内での交通を規制する。

規制行為	実施責任者	根拠法令	備 考
緊急通行車両以外の車両の道路における通行の禁止又は制限(道路の区間の指定)	警察官	災害対策基本法第76条、道路交通法第4、5、6条	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき
	自衛官	災害対策基本法第76条第1項	上記において警察官がその場にはいない場合に限る
	消防職員	道路交通法第5条第1項	上記において警察官がその場にはいない場合に限る
道路の通行の禁止又は制限(道路の区間の指定)	道路管理者	道路法第46条	道路の保全と交通の危険防止のため、次に掲げる場合 ・ 道路施設の破損、欠壊その他の事由により交通の危険を防止するため必要があると認められる場合 ・ 道路施設に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

(1) 基本方針

ア 被災地内への流入抑制と車両の走行抑制

(ア) 一般車両の走行を抑制するとともに被災区域内への流入を原則的に禁止する。

(イ) 被災地外への流出は原則として無制限とする。

イ 避難路及び緊急通行路への流入抑制

原則として緊急通行車両以外の一般車両は通行を禁止又は制限する。

ウ 被災地に通ずる幹線道路に対する交通規制の実施

(ア) 緊急車両及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は指導を行う。

(イ) 一般車両の走行は極力抑制する。

エ 道路管理者との連携による交通規制の適切な運用

オ 緊急通行路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑にできるようにするための、道路管理者に対する必要な措置

(2) 緊急通行路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努め

るとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去

緊急通行路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がその場にいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は前記イ、ウの措置をとることができる。

オ 関係機関等との連携

交通規制にあたっては、市は他の道路管理者等と相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等に対して交通誘導の実施等の協力を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には所定の標示を設置して行い、緊急を要するため所定の標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

4 道路交通確保

(1) 本部長は他の道路管理者、公安委員会等と連携し、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

(2) 本部長は他の道路管理者と連携し、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行う。

(3) 路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、本部長は他の道路管理者、上山警察署、消防本部、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

5 緊急通行車両の確認等

本部長は、知事又は公安委員会に対し緊急通行車両の申し出をし、車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。

6 災害発生時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、

自動車運転者のとるべき以下の措置について広報を行う。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わないときや、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

第19節 緊急輸送計画

(本部総括班、財務班、建設班、消防班)

緊急輸送の実施にあたっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行うために実施する災害応急対策について定める。

1 優先すべき輸送需要

応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は次のとおりとする。

(1) 応急対策活動期

- ア 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員・物資
- イ 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員物資
- ウ 被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者
- エ 食料及び水等避難生活に必要な物資
- オ 傷病者及び被災者の被災地域外への移送
- カ 市等の災害対策要員及びライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策要員並びに関連物資
- キ 緊急輸送に必要な輸送施設の維持、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資

(2) 復旧活動期

- ア 上記(1)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員・物資
- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

2 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

本部長は、各道路管理者及び上山警察署等関係機関と協議の上、県の「緊急輸送路」に指定されている道路及びそれらと市内の拠点施設（市庁舎、避難所、消防拠点施設、医療施設、上山警察署、消防本部など）を結ぶ道路を緊急輸送路とし、災害対策を進める。

イ 車両の確保

各班の配車要請を取りまとめ、市有車両を配車するものとする。市有車両で不足する場合は、次の機関等から借り上げるものとする。

- (ア) 公共機関
- (イ) 市内業者（タクシー事業者・運送事業者等）
- (ウ) 山形県トラック協会（県を通じて借り上げる）
- (エ) バス業者

ウ 燃料の確保

市内石油業者等から燃料の優先供給を受けるなど、燃料の確保に努める。

(2) 鉄道輸送力の確保

道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合等鉄道輸送が適切な場合は、鉄道機関(東日本旅客鉄道株式会社かみのやま温泉駅)に要請し、輸送力を確保する。

(3) 航空輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、防災関係機関に要請依頼する。

3 応援要請

災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合又は不足する場合は、次の事項(概要)を明らかにして、県又は他の市町村に調達の斡旋を要請する。

- (1) 輸送区間及び借上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) その他必要事項

第20節 地盤災害応急計画

(本部総括班、農林班、建設班、消防班)

大規模地震発生時は、がけ崩れ等の土砂災害の発生が予想されることから、被害の拡大及び二次災害の防止を図るための災害応急計画について定める。

1 被災状況の調査

市は、大規模な地震が発生した場合、現地パトロール等を実施し、速やかに被災状況を把握する。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

2 被害の拡大防止

現地パトロール等によって、土砂災害が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、応急的な崩壊防止等の措置を講ずる。

(1) 二次災害の予防

余震情報に配慮するとともに、大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進める。

(2) 応急措置

ア 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

イ 土石災害危険箇所等

土石災害危険箇所等における被害の拡大を防止するため、国、県又は防災関係機関と連携し、シート張りや土のう積等の応急措置を実施する。

(3) 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(4) 専門家の派遣による支援

市は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。

第21節 ライフライン施設の応急計画

(本部総括班、上下水道班)

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等が実施する応急対策について定める。

1 上水道施設災害応急計画

地震による災害が発生した場合に、水道の減断水を最小限にとどめ、被災者の生命維持及び人身安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するために実施する災害応急対策について定める。

(1) 活動体制の整備

市は、関係機関と連絡調整を図り、必要に応じて社団法人日本水道協会山形県支部（以下「日水協県支部」という。）の「災害時相互応援協定」（以下「応援協定」という。）に基づき、次により、関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を組織する。

ア 動員計画に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合もあるため他部局の職員も動員し、必要な職員数の確保に努める。

イ 市のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき、日水協県支部に対し人員及び資機材の応援要請を行う。

ウ 応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。

エ 応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。

オ 必要な場合は、水道工事業者等に応援協力を依頼する。

(2) 被災状況の把握

市は、次により迅速かつ的確に上水道施設等の被災状況を把握する。

ア 遠隔監視システム等による運転状況の把握

イ 職員等の巡視点検による被災状況の把握

ウ 住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

エ 地震の規模や範囲、道路等の被災状況の把握

(3) 緊急対策

市は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

ア 二次災害の防止対策

(ア) 水道施設等で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。

(イ) 水道用薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講じる。

(ウ) 緊急遮断弁を全閉し、配水池で浄水を確保する。

イ 被害発生地区の分離

被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池からの浄水の漏出防止を図る。

(4) 応急対策

市は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等に十分配慮して、関係機関と連絡調整を図りながら、次により迅速に応急復旧を行う。

ア 応急復旧計画の準備

(ア) 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備

(イ) 復旧用資機材の調達

イ 応急復旧範囲の設定

市による応急復旧は、災害救助法が適用された場合を除き、配水管までを原則とし、給水装置の復旧は所有者が行う。

ウ 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

エ 優先順位

医療施設、福祉施設、高齢者施設、避難所及び応急給水拠点施設等の復旧作業を優先的に行う。

オ 積雪期における配慮

積雪期の応急復旧作業には除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と連絡調整を行う。

カ 応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう滅菌を強化する。

キ ライフライン関係機関相互の情報交換

電気、ガス及び下水道事業等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。

(5) 住民への広報

市は、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

ア 局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報をチラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報する。

イ ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

2 下水道施設災害応急計画

地震に伴う下水道施設の被災による社会活動への影響を軽減するために、実施する下水道施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

(1) 活動体制の確立

ア 動員計画に基づき、迅速に職員を動員する。

イ 必要な場合は、県内の下水道管理者及び下水道工事事業者等に応援協力を依頼する。

ウ 災害による被害の規模が大きく、県内の下水道管理者のみでは対応ができない場合は、「北海道・東北ブロック下水道災害応援連絡会議」における申し合わせに基づき、県に広域応援を要請する。

(2) 被害状況の把握

市は、地震による被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

ア 第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。管渠及びマンホールについては、主に地表からの目

視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

イ 第2段階（応急調査）

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

ウ 第3段階（本復旧のための調査）

管渠について、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

（3）応急対策

ア 前項の調査結果をもとに、下水道施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は災害復旧を行う。応急復旧は、本復旧までの間一時的に処理及び排除機能を確保することを目的に行う。

イ 処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行う。管渠及びマンホールについては、可搬式ポンプや吸引車による下水の排除、管内の土砂浚渫及び臨時の管路施設の設置等を行う。

ウ 処理場及びポンプ場の本復旧は、本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路の本復旧も管路施設を原形に回復することを目的として行う。

（4）住民への広報等

市は、被災状況や復旧見通し等について、迅速に広報する。

3 電力供給施設災害応急計画

電力供給施設の被害を早期に復旧するために、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

（1）被災状況の把握及び広報

ア 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、市及び関係機関へ連絡する。

また、必要に応じて、県又は市の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

イ 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、インターネット・テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

（2）応急復旧対策

ア 応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を使用して、早期に送電を行う。

イ 復旧順位の設定

電力の供給を優先する施設は、原則として、病院、公共機関及び避難所等の重要施設とするが、被害状況、各電力設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、効果の最も大きいもの

から復旧を行う。

ウ 危険予防措置

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され県、市、警察及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

4 電気通信施設災害応急計画

地震発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために電気通信事業者が実施する災害応急対策について定める。

(1) 応急対策

ア 被災状況の把握

被災状況等の把握について、電気通信設備の監視結果及び現地調査結果により情報を迅速に収集する。

イ 災害時広報活動

災害が発生した場合、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) 復旧計画

ア 応急復旧工事

被災した電気通信設備等を早急に復旧するため、災害対策用機器、災害対策用資機材等を設置を行う。

また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県を通じて地方公共団体に協力を要請する。

イ 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信を確保する。

5 ガス供給施設災害応急計画

ガスの漏えいによる二次災害を防止し、ガス供給施設を早期復旧するために、ガス供給施事業者が実施する災害応急対策について定める。

(1) 被災状況の把握

ガス事業者等は、充填施設及び販売施設（容器置場）並びに消費者の供給設備及び消費設備を巡回して、ガス漏洩検知器等による調査・点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、社団法人エルピーガス協会に緊急連絡を行う。

また、災害が発生した場合は、上山警察署及び市消防本部へ直ちに通報するとともに、必要に応じて付近の住民に避難するように警告する。

(2) 利用者への広報

ガス事業者は、近隣の住民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について広報を行う。

また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、近隣の住民に、災害状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が拡大するおそれがある場合は、必要によりエルピーガス協会、市、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

(3) 緊急措置の実施

被災状況調査の結果、ガス設備が危険な状態にあると判断された場合は、容器を撤去し、爆発や流出等のおそれがない安全な場所へ一時保管するとともに、状況によりガス漏れや火災にも対応する。

第22節 食料供給計画

(本部総括班、商工班、施設管理班)

大規模地震発生時には、ライフラインの途絶等により、食料を確保することが困難となるおそれがあることから、関係機関と連携して行う食料供給について定める。

1 食料の調達

(1) 調達方法

市は、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合はあらかじめ優先供給に関する協定を締結している製造・流通関係業者（以下「協定締結業者」という。）等に要請し、なお不足する場合は市内小売業者等からの調達を実施する。

市のみで対応しきれない場合は、以下の手順で対応する。

ア 山形県市町村広域応援協定に基づき、応援調整市町村を通じて応援要請を行う。

イ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

(ア) 食料の応援要請 … 品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

(イ) 炊出し用具等の応援要請 … 人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

ウ 被害が広範囲におよび市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、市は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

(2) 食料の流通備蓄

食料の供給に備え、流通業者等との協力により、食料の確保を図る。

(3) 調達食料品目

市は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

ア 弁当、米穀、パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン

イ 乳幼児ミルク、牛乳

ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

2 炊き出しの実施

市は、炊出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

(1) 炊き出しは、原則として避難所内又はその付近の適当な場所を選定して行う。

(2) 大量に炊き出しが必要となった場合は、自主防災組織やボランティアの協力を得て人員を確保し、既存の給食施設を利用して炊き出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

(3) 学校給食センターを利用して炊き出しを行い、避難所等へ輸送する。

3 国によるプッシュ型支援

国は、県及び市町村において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。（プッシュ型支援）市は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

4 食料の配分

被災住民への食料の配分にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 避難所等における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- (2) 住民への事前周知等による公平な配分
- (3) 要配慮者への優先配分
- (4) 避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等への配分

第23節 給水計画

(上下水道班)

大規模地震発生時には、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水するための計画について定める。

1 給水の基準

災害発生 of 混乱期に必要な給水量は1日1人最低3ℓである。このことから、現に飲料水を得ることができない者に対し、当該給水量を基準として提供を行うものとする。

2 応急給水対策

市は、衛生対策、積雪等の気候条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

(1) 応急給水の準備

- ア 既存水源及び緊急代替水源の確保
- イ 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保
- ウ 配水池及び耐震貯水槽等の貯水施設の確保
- エ 給水車等による応援給水の確保
- オ 水質の衛生確保

(2) 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水及び仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

ア 拠点給水

配水池及び避難所に給水施設を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には浄水装置等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

イ 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。

ウ 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。また、状況に応じて給水栓数を増減させる。

(3) 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所へ優先的に給水する。

(4) 飲料水及び応急給水用資材の確保

ア 飲料水の確保

被災直後は配水池や耐震性貯水槽等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった上水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。

イ 応急給水用資材の確保

市が確保している応急給水資材で不足する場合は、速やかに日水協県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水資材を調達する。

(5) 飲用井戸及び受水槽等による給水

飲用井戸及び受水槽については、地震による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合していた場合に給水する。やむを得ず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し又は滅菌剤を添加したうえで飲用に供する。

(6) 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型滅菌設備又は塩素滅菌剤等により滅菌を徹底したうえで応急給水する。

(7) 生活水の確保

市域内の井戸水、工業用水等の水道水源以外の水及び雨水等に滅菌剤を添加した水を、生活用水に利用する。

(8) 地域性及び積雪期への配慮

ア 山間地へは、必要により、飲料水の空輸、浄水装置による給水等を行う。

イ 積雪期において、給水車等の運搬給水が困難な場合は、必要により井戸等による給水を行う。

(9) 要配慮者等に対する配慮

要配慮者への給水にあたっては、ボランティア活動の協力を得るなどにより、優先的な応急給水ができるよう配慮する。また、中高層住宅の利用者への給水にあたっては、住民相互の協力を得るなどにより、円滑な応急給水ができるよう配慮する。

第24節 生活必需品供給計画

(本部総括班、福祉班、物資・救護班)

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具等生活必需品を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な供給が必要であることから、生活必需品を住民等に供給するための計画について定める。

1 物資の調達

市は、生活必需品等の供給対象者数を確認して供給品目及び数量を決定した後、備蓄している生活必需品を放出するとともに、不足する場合は、あらかじめ優先供給に関する協定締結等している製造・流通業者（以下「協定締結業者」という。）等からの調達を実施する。

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

また、市のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

(1) 山形県市町村広域応援協定に基づき、応援調整市町村を通じて応援要請を行う。

(2) 応援する際は、次の事項を明示して行う。

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

(3) 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資の供給応援要請を行う。

(4) 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

2 生活必需品の供給

(1) 供給又は貸与の対象者

対象者は、災害による住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、又は毀損した者で資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手できない状態にある者とする。

(2) 支給品目

市は、避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考に支給する。

ア 寝具（毛布、布団等）

イ 被服（肌着等）

ウ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）

エ 食器（茶碗、皿、はし等）

オ 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）

カ 光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）

キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）

ク 生理用品

ケ 暖房器具

(3) 配分

被災住民への生活必需品等物資の配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難所等における生活必需品等物資の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置。

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 要配慮者への優先配分

エ 避難所で生活せず生活必需品等を受け取りに来ている被災者等への配分

3 国によるプッシュ型支援

国は、県及び市町村において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。（プッシュ型支援）

市は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

第25節 保健衛生計画

(市民班、福祉班、物資・救護班)

災害時の一時的な生活環境の悪化は、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となるため、的確かつ迅速な防疫措置を実施し、感染症の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に配慮した保健衛生活動を実施するための計画について定める。

1 活動体制の確立

市は保健所と連携して、保健師を中心とし、必要に応じ医師、管理栄養士、精神保健福祉相談員等を加えた巡回保健班を編成する。

2 防疫等資器材の確保

防疫及び保健衛生資器材は、市内の薬局、薬店から調達する。市による調達が困難な場合は、保健所等に確保を要請する。

3 保健衛生対策の実施

市は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

(1) 健康相談・保健指導

巡回保健班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を行う。

ア 寝たきり者、障害者、乳幼児、妊産婦、人口透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障害者等に対する保健指導

ウ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安除去等メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

キ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

(2) 避難所等生活環境の整備

巡回保健班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに、市担当者等と連携して適切な生活環境を確保する。

ア 食生活の状況（食中毒の予防）

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、便所（仮設トイレを含む）等の清潔

キ プライバシーの保護

（3）防疫対策

ア 感染症発生予防対策

感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

（ア）パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、便所及び家の周りの消毒・滅菌を指導する。

（イ）道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒・滅菌を実施する。

なお、消毒・滅菌の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

イ 感染症発生時の対策

（ア）被災地において感染症患者、擬似症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、速やかに村山保健所に報告し、その指示に従う。

（イ）感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いがある場所及び飲食物、衣類、寝具その他の物件については、保健所の指示により、消毒を実施する。

（ウ）村山保健所の指示に基づいて、感染症患者等と飲食を共にした者及び頻繁に接触した者に対し、健康調査や検便等の健康診断を実施するなど、病気に対する正しい知識や消毒方法等について保健指導を行う。

ウ 予防接種の実施

災害により、疾病が流行するおそれがある場合は、村山保健所に報告し、その指示に基づいて、臨時に予防接種を行う。

（4）食品衛生監視活動

市は、被災地における食品の衛生確保を図るため、災害の状況に応じて、井戸水等の水質検査や食品関係営業施設などの監視、指導を行う食品衛生班の派遣を村山保健所に要請する。

（5）栄養相談、栄養指導

市は、保健所と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

4 心のケア対策（精神保健相談）

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が精神的不調をきたす場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、心のケアを実施する。また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、心のケアを長期的に実施する。

5 被災動物対策の実施

市は、村山保健所等と連携し、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容を行う。

第26節 廃棄物処理計画

(市民班、建設班、上下水道班)

大規模地震に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るための応急対策を定める。

1 災害廃棄物処理

(1) 市は、国が定める「災害廃棄物対策指針」(以下「指針」という。)に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(2) 市は、国とともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるとともに、平時の処理能力について把握し、災害時における廃棄物処理の多重性や代替性の確保を図るものとする。

また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるものとする。

(3) 市は、国とともに災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

(4) 市は、発生した災害廃棄物の種類、性状(腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等)等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物の処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

(5) 市は、損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。

(6) 地震等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が市の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、市がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。

また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。

(7) 市は、廃棄物処理業者に収集運搬・処理を依頼する。

(8) 災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保する。

(9) 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、上山建設クラブ等や他の市町村等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

(10) ごみ処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、被災した場合の対処として、処理系統の多重化や補修等について必要な資機材の備蓄を行うものとする。ごみ処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

(11) 市は、特定の大规模災害が発生し、災害対策基本法に基づく廃棄物処理特例地域に指定された場合、本市における災害廃棄物の処理の実施体制、指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識

及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を本市に代わって国が行うよう要請する。

- (12) 災害廃棄物処理に当たっては、関係機関と緊密に連携し、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

2 ごみ処理

- (1) 市は、避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。
- (2) 市は、仮集積場所及び収集日時を定めて住民に広報する。
- (3) 燃えるごみについては、山形広域環境事務組合エネルギー回収施設（川口）で処理し、その他のごみについては、リサイクルリレーセンターを経由して山形環境事務組合立谷川リサイクルセンターで処理する。また、交通障害等、収集車両の通行が困難な場合は、夜間収集も検討する。
- (4) 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を配付するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、また処理するように指導、広報する。
- (5) 避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み、収集・処理にあたる。なお、避難所には多数の人がいるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集・処理を行う。市によるごみの収集及び処分が可能となるまでの間、住民は、自主防災組織を中心として、次の対応をとる。
- ア 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。
- イ 自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。
- ウ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
- エ 仮置場のごみは、市が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。
- (6) 生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合及びごみ処理施設の処理能力を超える場合には、他の市町村及び一部事務組合に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

3 し尿処理

市は、次によりし尿処理を実施する。

- (1) 避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、避難所等におけるし尿の排出量を推計する。
- (2) し尿処理施設を管理運営する山形広域環境事務組合と調整し、処理量の確保を図る。
- (3) 必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。
- (4) 上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地に仮設（簡易）トイレを設置する。また、仮設（簡易）トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。
- (5) くみ取り便槽及び浄化槽の被害状況の把握に努め、し尿のくみ取りや清掃等必要な措置を行う。
- (6) し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合及びし尿処理施設の処理能力を超える場合には、他の市町村、一部事務組合及び山形県環境整備事業協同組合等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

第27節 文教対策計画

(施設管理班、学校教育班、地域援護班)

地震発生時における児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るための応急対策について定める。

1 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、指定避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、市が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童・生徒の安全確保

ア 在校時の措置

地震発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生埋者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防本部及び上山警察署等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

イ 登下校時の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒の情報を得たときは、直ちに消防本部及び上山警察署等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

ウ 勤務時間外の措置

校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確認した上で、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い被害の拡大防止に努める。

エ 下校及び休校の措置

児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は帰宅経路等の安全を確認したうえ、児童・生徒等を速やかに下校させる。小学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童・生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。また、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

また、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

(2) 被災状況の報告

校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、速やかに市教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。

(3) 応急教育の実施

ア 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講ずる。

(ア) 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

(イ) 校区の通学路や交通手段等の確保

(ウ) 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導

イ 教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずる。

(ア) 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）

例 公民館、体育館等

(イ) 給食費等の一部を支給する就学援助制度の活用

(ウ) 災害発生時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用

(エ) 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

- a 複式授業の実施
- b 昼夜二部授業の実施
- c 県及び近隣市町村等に対する人的支援の要請
- d 非常勤講師又は臨時講師の発令
- e 教育委員会事務局職員等の派遣

ウ 災害救助法に基づく措置

市は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

(ア) 学用品給与の対象者

住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒とする。

(イ) 学用品の種類等

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）

(ウ) 調達の方法

市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

- a 教科書は、教科書特約供給所から調達する。
- b 教材、文房具、通学用品及びその他の学用品は、業者等から調達するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対し斡旋を依頼し、確保する。

(エ) 給与の方法

- a 市教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配布する。
- b 災害が発生した日から、原則として、教科書（教材を含む）は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する。

(4) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。推進する。

(5) 災害応急対策への生徒の協力

校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

2 学校給食センターの応急対策

教育長は、学校給食施設が被災した場合は、被害状況について調査し、速やかに応急対策を実施し、復旧に努めるものとする。この場合、次に掲げる事項について特に留意する。

- (1) 安全な給食物資を確保する。
- (2) 給食従事者を確保する。
- (3) 食中毒の予防に万全を期す。

3 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- (1) 館内放送等により、施設内の入館者等の施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、消防機関等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。
- (3) 収蔵物、展示物及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- (4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する（被害がなくても報告を行う）。
- (5) 応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあっては、市から指示があったとき又は近隣住民が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

4 文化財の応急対策

- (1) 国、県及び市指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合には、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。

ア 構造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置のものについては所有者または管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

イ 搬出可能な文化財

各指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。

- (2) 建造物に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- (3) 被害が発生した場合は、直ちに市教育委員会を通じて、県に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

第28節 要配慮者の応急対策計画 （本部総括班、福祉班、物資・医療班、観光班）

大規模な災害の発生時には、特に高齢者、障害者、あるいは外国人、旅行者等に対する様々な応急対策が必要となることから、市及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

1 在宅の要配慮者対策

（1）高齢者等避難発令及び伝達の配慮

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、高齢者等避難の発令及び伝達に配慮する。

（2）避難誘導等

市は、地震による災害が発生して住民の避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じるとともに、避難支援等関係者は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。

また、避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

（3）災害発生直後の安否確認

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

（4）避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

（5）被災状況等の把握

市は、避難所や要配慮対象者の自宅等に、保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

- ア 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- イ 家族（介護者）の有無及びその被災状況
- ウ 介護の必要性
- エ 施設入所の必要性
- オ 日常生活用具（品）の状況
- カ 常時服用している医薬品等の状況
- キ その他避難生活環境等

（6）避難所における配慮

市は、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。

また、市は、必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

（7）被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

高齢者や障害者等のうち緊急に施設で保護する必要がある者について、施設長に一時入所等の措置を要請する。

イ 相談体制の整備

被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備

する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

市は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、保健師等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。また、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策

（1）施設被災時の安全確認・救助

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに、入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。

イ 入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関へ救助を要請する。

（2）避難

ア 施設長は、施設の被災状況により入（通）所者を避難させる必要があると判断される場合又は市等から避難指示等があった場合は、直ちに職員を配置して、避難体制を整える。

また、避難の誘導にあたっては、入（通）所者の不安解消に努める。

イ 施設長は、災害等の状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難の誘導を行う。

ウ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

（3）被害状況の報告・連絡

施設長は、入（通）所者及び施設の被災状況を市及び県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

（4）施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、市又は県を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、市及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあつせんする。

3 外国人の援護対策

（1）外国人の救護

地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

（2）外国人への情報提供

ア 外国人への情報提供

報道機関及びボランティアの協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 相談体制の整備

被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

4 団体旅行者対策

市は、ホテル・旅館等の観光施設管理者に対して、災害発生時の観光客への安全な避難誘導體制の実施、安否確認等について指導する。

第29節 応急住宅対策計画

(本部総括班、税務班、建設班)

大規模な地震により住宅が滅失した被災者のうち、自己の資金では住宅を確保することができない者について、その援護を推進するために実施する災害応急対策について定める。

1 被災住宅状況等の把握

(1) 被災建築物応急危険度判定

市は、県から必要な各種の支援を得ながら、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会策定）」及び「山形県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」等に基づき、次により被災建築物の応急危険度判定業務を行う。

ア 市は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行う。

イ 判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

(2) 被害認定

市は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、被災建築物の被害認定を行う。

(3) 被災度判定区分

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行う。

2 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅は、災害救助法が適用された場合に「山形県災害救助法施行細則」の規定に基づき、県において建設、供給する。

(1) 建設着工及び供与期間

災害発生の日から原則として20日以内に着工する。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

また、供与期間は、2年以内の期間とする。ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

(2) 建設用地の選定

市は、次の事項に十分留意し、県の応急仮設住宅建設地の選定に協力する。

ア 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮する。

イ 降雨等による二次災害を受けることがないよう、土石流危険渓流等の災害危険箇所を避ける。

ウ 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議の上、正規の2か年程度の土地使用契約書を取り交わす。

(3) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、市が行う。選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮する。

また、入居者は、次の要件のすべてに該当する者とするが、障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。

ア 災害により住宅が全壊、全焼、流出した者

イ 居住する住宅がない者

ウ 自ら住宅を確保する資力がない者

3 住宅の応急修理

(1) 対象

市は、災害救助法が適用された場合に、被災した住家について、居住のために必要最小限度の部分を応急的に補修する。

(2) 修理戸数

原則として、市の半壊及び半焼世帯の合計数の3割以内とする。

(3) 範囲及び費用

ア 範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

イ 支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(4) 応急修理期間

災害発生の日から、原則として3か月以内とする。

ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって3か月の期間内に修理を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(5) 修理の方法

応急仮設住宅の建設の方法に準じて、救助の実施機関である市長が、現物給付をもって実施する。

4 公営住宅の活用

市は、災害により、住宅が全壊、全焼、流出した者に対し、「上山市営住宅条例」の規定に基づき、仮設住宅として、市営住宅への入居を検討する。

第30節 災害救助法の適用及び運用

(本部総括班)

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合の応急救助措置に適用される災害救助法に基づく災害応急対策について定める。

1 災害救助法の適用基準

次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い、該当又は該当する見込みがあると認めた場合は、2の手続きを行う。

(1) 適用単位は、市町村の区域単位とする。

(2) 同一の原因による災害によることを原則とする。

ただし、この例外として、

ア 同時点又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合

イ 時間的に接近して、同一市町村内の別の地域での同種又は異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取り扱う。

(3) 被害が次のいずれかに該当するものであること。

ア 市町村における住家の被害が、災害救助法施行令別表第1に規定されている人口に応じた滅失世帯数（全壊、全焼、流失等により住家を滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、全焼、流失等の1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯として換算する。以下同じ。）に達したとき。（本市の場合は、50世帯以上のとき。）

イ 被害が広範囲にわたり、県内で住家の滅失世帯の総数が1,500世帯以上に達した場合で、当該市町村の滅失世帯数がアの滅失世帯数の1/2に達したとき。（本市の場合は、25世帯以上のとき。）

ウ 被害が県内全域に及ぶ大災害で、県内で住家の滅失世帯の総数が7,000世帯以上に達した場合で、当該市町村の滅失世帯数が多数であるとき。

エ その他、知事が多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ救助を必要と認めた場合であること。

2 適用の手続

本部長は、本市における災害が前記の基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合には、次により被害状況を知事に報告し、法の適用を申請するものとする。

(1) 災害発生の日時及び場所

(2) 災害の原因

(3) 法の適用を申請する理由

(4) 法の適用を必要とする期間

(5) 既にとった救助措置及び今後取ろうとする救助措置

(6) その他必要な事項

3 救助の実施

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合の救助は、応急仮設住宅の供与を除き、知事の委任を受けて本部

長が実施する。

(2) 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- ア 収容施設の供与（避難所の設置及び応急仮設住宅の供与）
- イ 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の供与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索及び死体の処理
- サ 障害物の除去

4 実施状況の報告

災害救助法の規定による応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告するものとする。

- (1) 市本部の各班は、法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日、救助の実施状況を本部長に報告するものとする。
- (2) 本部長は、報告を取りまとめ、救助の実施状況を把握するとともに、その結果を知事に報告するものとする。

5 リ災者台帳及びり災証明

- (1) 市は、災害が発生し、救助が必要であると認められる被災者があるときは、その被災状況を取りまとめ、り災台帳を作成、整備するものとする。
- (2) 市は、り災者から、り災証明を求められたときは、り災者台帳に基づき、り災証明書を発行するものとする。

第31節 自発的支援の受入計画

地震による災害発生時に、県内外から寄せられる善意の支援の申し込みに適切に対応するため、市が実施する対策について定める。

1 災害ボランティアの受入れ及び活動支援

地震による災害発生時に、増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、市等が山形県災害ボランティア活動支援指針に基づき実施するボランティアの受入れ及び活動支援対策について定める。

県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(1) 災害ボランティアセンターの設置

大規模な災害が発生し、上山市災害対策本部が設置され、かつ次のいずれかに該当する場合は、上山市社会福祉協議会内に災害ボランティアセンターを設置する。

ア 市が、上山市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請したとき。

イ 上山市社会福祉協議会が、災害ボランティアセンターを設置する必要があると判断したとき。

(2) 災害ボランティアセンターの運営

災害対策本部は、連絡調整やボランティア・ニーズ等の情報収集を実施し、上山市社会福祉協議会は、主として災害ボランティアの需給調整を実施する。

ア 災害ボランティアの受付窓口の設置

災害ボランティアの受入れ及び登録を行うため、災害ボランティアセンターに災害ボランティア受付窓口を設置する。

イ ボランティア・ニーズの把握

災害対策本部は、それぞれの担当分野における状況や被災者の要望等を調査し、ボランティア・ニーズについて災害ボランティアセンターに報告する。各班の担当は次のとおりである。

(ア) 一般ボランティア

- a 避難所の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・福祉班
- b 炊き出し、食料等の配布・・・・・・・・・・・・・商工班
- c 救援物資等の仕分け、輸送・・・・・・・・・・・・・物資・救護班
- d 高齢者、障害者等の介護補助・・・・・・・・・・・・・福祉班
- e 清掃活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・福祉班
- f その他被災地での軽作業・・・・・・・・・・・・・各班

(イ) 専門ボランティア

- a 救護所などでの医療、看護・・・・・・・・・・・・・物資・救護班
- b 被災建築物の応急危険度判定・・・・・・・・・・・・・建設班
- c 砂防関係施設診断・・・・・・・・・・・・・・・・・・建設班
- d 外国人のための通訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・福祉班
- e 被災者へのメンタルヘルスケア・・・・・・・・・・・・・物資・救護班
- f 高齢者、障害者などへの介護・・・・・・・・・・・・・福祉班
- g アマチュア無線などによる情報通信事務・・・・・・・・・・本部総括班
- h その他専門的知識が必要な業務・・・・・・・・・・・・・各班

ウ 災害ボランティア活動の調整及び派遣要請等

(ア) 把握した被災者ニーズやボランティアの受入れ状況を踏まえて需給調整を行う。

(イ) 必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

(3) 災害ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対し必要に応じて、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力を行う。

(4) ボランティア関係機関・団体等との連携

ボランティア支援本部の運営にあたっては、日本赤十字社その他のボランティア関係機関・団体・NPO及びボランティア・コーディネート組織（ボランティアの広域的な募集及びコーディネーションのノウハウを持つ組織）等と連携を図り、被災地における多様なニーズに効果的に対処するよう努める。

2 義援物資の受入・配分

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援物資を円滑かつ適切に受け入れ及び配分するために、市が実施する対策について定める。

(1) 基本方針

市は、関係機関等の協力を得ながら、受入を希望するもの及び希望しないものを把握し、必要に応じて義援物資を受入れる。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

また、個人からの義援物資については、品目の混載や不均一な梱包等により、仕分けに要する施設面積や手間が多くなるなど、物資拠点のリソースを大きく浪費してしまうおそれがあるため、公的な支援物資の荷役業務や情報処理に支障を与えないよう、物流事業者が運営する物資拠点施設での受入れとは別ルートにするよう配慮する。

(2) 受入れの周知

市は、被災地のニーズを把握し、義援物資の受入れが必要と認められる場合は、その品目のリスト及び受入れる期間について国の政府本部又はホームページや報道機関等を通じて公表するとともに、被災地の需給状況を勘案し、当該リスト等を逐次改定するよう努める。

ただし、開設している物資拠点の名称や住所については、個人からの混載物の義援物資が入り込むことを避けるため、公表しないものとする。

また、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。

なお、義援物資受入れの必要がない場合も、その旨を公表する。

(3) 受入れ及び保管

市は、義援物資を受入れる必要があると認められる場合には、速やかに義援物資の受入窓口を開設するとともに、物資を受入れ、（一時的に）保管する施設についても関係機関等と連携しながら開設及び指定する。

(4) 配分

市は、受入れた義援物資について、被災地のニーズと物資の調達状況等を勘案しながら速やかかつ効果的に配分する。

なお、必要に応じて、義援物資の配送、管理に当たっては公益社団法人山形県トラック協会や山形県倉庫協会に協力を要請するとともに、義援物資の仕分け、配布に当たってはボランティアを活用するなど、関係機関等と相互に連携しながら円滑な義援物資の配分を行う。

3 義援金の受入・配分

(1) 受入体制の周知

市は、県、他の市町村及び日本赤十字社山形県支部と協力して、義援金の受入れが必要と認められる場合は、政府本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表する。

(2) 受入れ

市は、次により義援金を受入れる。

ア 一般からの受入窓口を開設する。

イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

(3) 配分

ア 県は、学識経験者、日本赤十字社山形県支部等義援金受付団体、県社会福祉協議会等福祉団体等で構成する義援金配分委員会（以下この節において「委員会」という。）を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準等を定め、適切かつ速やかに被災市町村又は被災市町村が組織する義援金配分委員会に配分し、各市町村から被災者に配分する。

イ 市、県及び日本赤十字社山形県支部に寄託された義援金は、速やかに配分委員会に送金する。

また、報道機関及び各団体が募集した義援金も同様とする。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興計画

(全班)

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・焼失等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮の中に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、人心の安定と社会生活の回復を図るための災害復旧・復興計画について定める。

1 災害復旧・復興の基本方向の決定等

(1) 災害復旧・復興の基本方向の決定

被災の状況や地域特性等を考慮し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的進行を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

(2) 国、県による復旧工事の代行

国は、市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で当該市に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

県は、市が管理する指定区間外の国道、自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、市長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を県に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、災害が発生した場合において、市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、市長から要請があり、かつ市における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を市長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

2 災害復旧計画

災害後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

(1) 事業計画の策定

災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

計画の樹立にあたっては、関係機関と連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

(2) 事業の実施

市は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携をとりながら、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講ずる。

(3) 復旧事業の種類

ア 公共土木施設災害復旧事業

- (ア) 河川災害復旧事業
- (イ) 砂防設備災害復旧事業
- (ウ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (エ) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (オ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (カ) 雪崩防止施設災害復旧事業
- (キ) 道路災害復旧事業
- (ク) 下水道災害復旧事業
- (ケ) 公園災害復旧事業

イ 農林水産業施設等災害復旧事業

- ウ 文教施設等災害復旧事業
- エ 厚生施設等災害復旧事業
- オ 都市施設災害復旧事業
- カ 公営住宅等災害復旧事業
- キ その他の災害復旧事業
- ク 災害復旧に係る財政支援措置

(4) 災害復旧事業に伴う財政援助

災害復旧による被害が著しいときは、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置を講じ、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、負担すべき財源の確保に努める。法律に基づき援助される主な事業は次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- カ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- キ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ク その他（激甚法）

3 災害復興計画

災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の状態に回復するのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓を生かし、災害に強いまちづくりを目指すものである。災害復興事業を効果的に実施するため、被災後、速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な

復興事業を推進する。

(1) 復興計画の策定

市は、県の復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

策定にあたっては、被災市街地の状況を的確に把握するとともに、住民に対し、できるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた取り組みの基本方針を示す必要がある。

(2) 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、市は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携して、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第2節 被災者の生活再建等への支援

(本部総括班、税務班、福祉班、物資・救護班、商工班、建設班)

災害により被害を受けた住民の自力復興を促し、安定した生活の早期回復を図るために実施する被災者の相談受付、見舞金の支給及び就業の斡旋などの民生安定化対策について定める。

1 被災者のための相談

市は、被災者からの幅広い相談に応じるため、市役所や避難所等に速やかに相談所を開設し、県及び他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。相談所では、設置地域の状況及び県や他の防災機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

- (1) 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金の特例措置等
- (2) 職業相談：雇用全般にわたる相談
- (3) 金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用
- (4) 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅

2 災害弔慰金等の支給及び生活資金の貸付

(1) 災害弔慰金等の支給

市は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、「上山市災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定により災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

対象 災害	ア 市域において住家が5世帯以上滅失した自然災害 イ 県内において5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ウ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 エ 災害救助法が適用された市町村を含む都道府県が2以上ある場合の自然災害	
災害 弔慰金	支給対象者	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。）
	支給限度額	死亡者1人につき ア 主たる生計維持者の場合 500万円 イ それ以外の場合 250万円
災害 障害 見舞金	支給対象となる障害の程度	ア 両眼が失明したもの イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
	支給限度額	障害者1人につき ア 主たる生計維持者の場合 250万円 イ それ以外の場合 125万円

(2) 災害援護資金の貸付

市は、災害救助法による救助の行われる災害により被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、その生活の立て直しに資するため、「上山市災害弔慰金の支給等に関する条

例」の規定により、次のとおり災害援護資金を貸付ける。

貸付限度額	①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	
	②家財の1/3以上の損害	150万円	※①と重複 250万円
	③住居の半壊	170(250)万円	※①と重複 270(350)万円
	④住居の全壊	250(350)万円	※①と重複 350万円
	⑤住居の全体が滅失 若しくは流出	350万円	
住居を建て直す等、特別の事情がある場合は()内の額重複する場合は50万円を調整する			
貸付条件	所得制限	世帯人数	市町村民税における総所得金額
		1人	220万円未満
		2人	430万円未満
		3人	620万円未満
		4人	730万円未満
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額未満
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	
	利 率	年3%以内で市長の定める額(据置期間は無利子)	
	据置期間	3年(特別の事情がある場合は5年)	
	償還期限	10年(据置期間を含む)	
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦	

(3) 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法(平成10年度法律第66号)(以下「支援法」という。)に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難なものに対し、自立した生活の開始を支援するため、被災者再建支援金の支給を行う。

市は、支援法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

加えて、国の支援制度の対象とならない災害において、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、山形県・上山市被災者生活再建支援金の申請受付及び支援金の支給に向けた体制を速やかに整備し、被災者の早期の生活再建を図る。

(4) 生活福祉資金(災害援護資金)の貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金(災害援護資金)を貸付ける。

(5) 母子寡婦福祉資金の償還猶予等

「母子及び寡婦福祉法」の規定に基づき、県は、母子家庭に対し償還猶予、違約金不徴収及び据置期間の延長を行う。

3 住宅対策

(1) 住宅資金の貸付

ア 住宅金融支援機構資金(災害復興住宅資金)の貸付

被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入れ手続の指導、被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入れの促進を図る。

イ 生活福祉資金(住宅資金)の貸付

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び身体障害者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金(住宅資金)を貸し付ける。

(2) 公営住宅の建設

市は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「り災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

4 り災証明の発行

発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかに交付する。

5 税負担等の軽減

市及び県は、法及び条例等の定めるところにより、災害による被災者の納付すべき地方税の期限の延長、徴収猶予及び減免等の必要な措置を行い、被災者の負担軽減を図る。

6 雇用対策

被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、山形公共職業安定所と連絡協力して職業のあっせんに努める。

7 被災者への精神的なケア

市は、保健所やボランティア団体と連携して被災者への精神面のケアを行い、生活再建を支援する。特に、要配慮者への適切な対応に努める。

(1) 精神障害者の生活支援

被災精神障害者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすいため、本人の悩みを聞き、問題処理にあたって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

(2) 高齢者への対応

身体的にも不安を抱える高齢者は、不安から混乱を来したり、孤独感を強めたりするなど影響が大きい。ボランティア等と連携して、声かけ運動や語らいの場づくり等を行う。また、仮設住宅や被災地外への疎開等環境の変化に対しては、「孤独死」の防止に努める。

(3) アルコール関連問題への対応

災害後には、大きなストレスのために過剰にアルコールを摂取するおそれがあるため、アルコール飲料の自粛指導、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。

(4) 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題を持ったりすることもある。市は、学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

(5) 家族等を亡くした人たちへの支援

災害による身近な人との突然の死別は、残された者にとってははかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

第3節 産業復興の支援

(農林班、商工班)

被災した中小企業者及び農林漁業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るために実施する金融支援対策について定める。

1 中小企業関係融資

被害を受けた中小企業の早期回復を図るため、災害復旧に係る融資制度の活用を図るほか、被害の状況に応じ関係金融機関に対し、審査手続の簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等及び既貸付金の償還猶予等の条件緩和について便宜が図られるように要請する。

また、商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

2 農林業関係融資

被害農業者等に対し、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図る。

また、日本政策金融公庫災害復旧資金の積極的な活用を図り、農地等の災害復旧資金として土地改良資金の活用さらには被災施設の復旧資金として主務大臣指定施設（災害復旧）など積極的導入を指導し、災害復旧を容易にする。

第4節 激甚災害の指定

(全班)

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受け、公共施設等の災害復旧事業を迅速かつ円滑に行うための計画を定める。

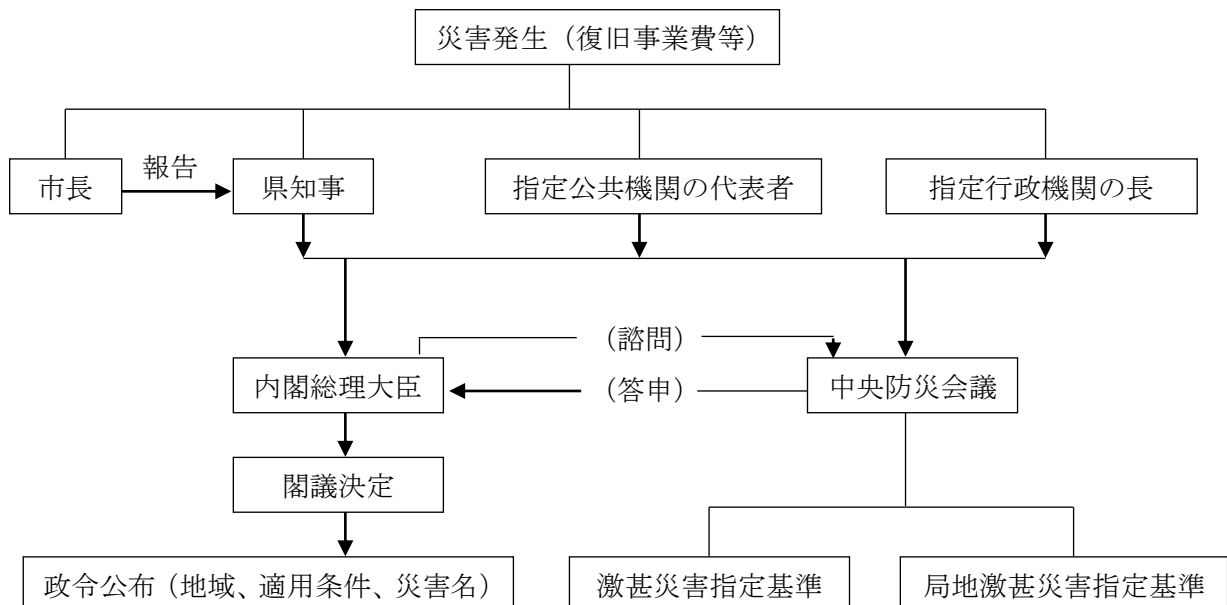
1 激甚災害に関する調査

市長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

県は、市からの調査報告を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要がある場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう努めるものとする。

2 激甚災害指定の手続き

県は国の機関と連絡を取り、激甚災害指定の手続きをとる。



（注）局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

3 特別財政援助の交付（申請）手続き

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。

これを受けた県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金などを受けるための手続きを行うものとする。

4 激甚災害指定基準

激甚災害の指定基準は次のとおりである。

（1）激甚災害指定基準

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
激甚法第2章(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.5% (B基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1)都道府県負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×25% (2)一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×5%
激甚法第5条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5% (B基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1)一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×4% (2)一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円
激甚法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 1 次の要件に該当する災害。ただし、当該施設にかかる被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害。 (2) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 2 漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する災害。ただし、当該水産業共同利用施設にかかる被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 (1) 漁船等の被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額×0.5% (2) 漁業被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額×0.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
激甚法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その災害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5% (B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業をおもな業務とする者の数×3%
激甚法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×5% (B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1)一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×60%

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
	(2)一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.0%
激甚法第12条、第13条、第15条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。)×0.2% (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの (1)一の都道府県の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2% (2)その中小企業関係被害額が1,400億円を超える都道府県 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合における中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置を講ずることがある。
激甚法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)、第19条(市長村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例)	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
激甚法第22条(罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1)一市町村の区域内で200戸以上 (2)一市町村の区域内の住戸戸数の1割以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1)一市町村の区域内で400戸数 (2)一市町村の区域内の住戸個数の2割以上
激甚法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のおと被害の実情に応じ個別に考慮

(2) 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の	1 公共施設災害関係 (1)当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業)の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税込額×

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
措置 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置	50%に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。 (2) (1)に明らかに該当することとなることが見込まれる災害。ただし、4又は5に該当する災害に限る。
1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置	2 農地、農業用施設等災害関係 (1) 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10%に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。 (2) (1)に明らかに該当することとなることが見込まれる災害。ただし、4又は5に該当する災害に限る。
右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第6条の措置	3 水産業災害関係 (1) 当該市町村の区域内の当該災害に係る漁業被害額＞農業被害額であり、かつ、当該市町村の区域内の当該災害に係る漁船等の被害額＞当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額×10%に達する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。 (2) (1)に明らかに該当することとなることが見込まれる災害。ただし、4又は5に該当する災害に限る。
右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置	4 林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍。ただし、当該林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×0.05%の場合を除く。 かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人口林に係るものに限る。）×25%の市町村が1以上ある災害
右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条及び第15条の措置	5 中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害 ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。

第 3 編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、風水害の未然防止と被害の軽減を図り、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために事前に実施すべき防災対策について定める。

1 風水害対策の具体的方針

- (1) 住宅、公共施設、設備等の充実により防災力の向上を図る。
- (2) 風水害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る。
- (3) 自主防災組織を育成し、地域の防災力を高める。
- (4) 災害発生時に、速やかに災害対策活動ができる体制づくりを進める。
- (5) 被災時の速やかな救助活動のための体制づくりを進める。
- (6) 災害に強いライフラインの整備を進める。
- (7) 総合的、計画的に防災対策を実施する。

第2節 防災知識の普及計画 （庶務課、健康推進課、福祉課、学校教育課、消防本部）

市及び防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員等に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

なお、普及・啓発に当たっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、市全体としての防災意識の向上を図るものとする。

1 市職員に対する教育

＊ 第2編第1章第2節の「1 市職員に対する教育」を準用する。

2 防災関係機関における防災教育

＊ 第2編第1章第2節の「2 防災関係機関における防災教育」を準用する。

3 住民に対する防災知識の普及

市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るものとする。

また、大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、防災訓練や啓発活動等を通して住民に対する防災知識の普及を図る。

なお、市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。

（1）啓発内容

気候変動の影響と考えられる異常気象に伴う災害が増加していることを踏まえ、災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害への備えについての啓発事項

（ア）住宅（屋根、外壁、窓ガラス、ブロック塀等）の安全点検

（イ）非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

（ウ）最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法: 普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法

（エ）自動車へのこまめな満タン給油

（オ）高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

（カ）家族が服用している医薬品の情報等の把握

（キ）ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保）

- (ク) 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (ケ) 本市の災害史や地域の危険情報の把握
- (コ) マイ・タイムライン（個人の防災行動計画）の作成

イ 災害予想区域図の周知

市は、県と連携し、想定される被害の危険区域及び避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- (ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
- (エ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (オ) 応急救護の方法
- (カ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (ク) ライフライン途絶時の対策
- (ケ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (コ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (サ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

(2) 啓発方法

市は、パンフレット等の配布や、防災DVD等の貸し出し、市報、ホームページ等の活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

併せて、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域コミュニ

ティを活かした避難活動を促進する。

(3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

4 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、市は、気候変動の影響も踏まえつつ、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害への備えについての啓発事項

(ア) 事業所等の安全点検

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストックの活用）

(エ) 自動車へのこまめな満タン給油

(オ) 水害保険・共済等の事業所等の再建に向けた事前の備え

(カ) 本市の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

イ 災害予想区域図の周知

市は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、事業所が所在する地域の災害リスクや建物の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

(ア) 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

(イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動

(ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路

(エ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(オ) 応急救護の方法

(カ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

(キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

(ク) ライフライン途絶時の対策

(ケ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

- (コ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(2) 啓発方法

市は、パンフレット等の配布や、防災DVD等の貸し出し、ホームページ等の活用などを促進するとともに、事業所等を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

5 学校教育における防災教育

市は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。なお、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、学校における消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

市は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、本市の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。また、県は、私立学校に対してもこれに準じて教育を行うよう指導する。

ア 児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

イ 児童生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 市教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

＊ 第2編第1章第2節の「6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育」を準用する。

7 洪水予報等河川等に指定されていない中小河川における対策

県が必要と認める河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて市町村等へ水位や浸水想定情報を提供するよう努める。

市は、洪水予報又は特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達した旨の周知（以下「洪水予報等」という。）を行う河川として指定した河川（以下「洪水予報等河川」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第3節 地域防災力強化計画

(庶務課、消防本部)

大規模災害が発生した場合の被害を軽減するためには、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び事業所等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、事業所等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

1 自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

市は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

市は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

防災関係機関は、市が行う自主防災組織の育成整備活動への協力に努める。

＊ 第2編第1章第3節1項(2)～(4)を準用する。

2 企業（事業所）等における防災の促進

(1) 事業所等における自衛消防組織の育成

ア 育成の方針

次の施設を管理等する事業所等は、自衛消防組織の整備を推進する。

(ア) 高層建築物、劇場、百貨店、旅館及び学校等、多数の者が出入りし又は居住する施設

(イ) 石油類、高圧ガス、火薬類及び劇毒物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

(ウ) 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

イ 育成強化対策

(ア) 消防法に基づく指導

消防機関は、多数の者が出入し、勤務し又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

(イ) 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

市は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

ウ 自衛消防組織等の活動内容

(ア) 平常時の活動

a 防災要員の配備

- b 消防用設備等の維持及び管理
- c 各種防災訓練の実施等
- (イ) 災害発生時の活動
 - a 出火防止及び初期消火活動の実施
 - b 避難誘導活動の実施等
 - c 救援、救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

市は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

(3) 市等における事業継続力強化支援計画の策定促進

市及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(4) 企業等における帰宅困難者対策の促進

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

市は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

第4節 災害ボランティア受入体制の整備計画 （庶務課、市政戦略課、健康推進課）

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、自発的に応援活動を行う災害ボランティアの存在が非常に大きな役割を果たすことになるため、災害ボランティアの受入体制及び活動環境の整備について定める。

＊ 本節については、第2編第1章第4節「災害ボランティア受入体制の整備計画」を準用する。

第5節 防災訓練実施計画

(庶務課、消防本部)

災害発生時に、県・関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及を図ることを目的として、現地又は図上において行う防災訓練について定める。

＊ 第2編第1章第5節「防災訓練実施計画1～3、6～8」を準用する。

1 学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災訓練と合わせた防災教育を実施するよう努めるものとする。

市及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行うものとする。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努めること。

2 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、市町村及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水及び土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

市は、要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、必要な支援・働きかけを行う。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第6節 避難体制整備計画

(庶務課、市民生活課、健康推進課、福祉課、子ども子育て課、消防本部)

災害は、火災等の二次災害とあいまって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、避難体制の整備について定める。

1 避難場所及び避難所の指定と事前周知

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、地域住民等が災害による危険を事前に回避する場合又は住家の倒壊等により生活の本拠を失った場合等を考慮し、公園、緑地、グラウンド、体育館、公民館及び学校等の公共施設等を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（公園、緑地、グラウンド等）及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）（以下この節において「指定避難所等」という。）をあらかじめ指定し、市町村地域防災計画に定めるとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

（１）指定避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は指定避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、グラウンド、体育館、公民館及び学校等の公共施設等であり、災害対策基本法の基準を満たし、かつ市が指定した場所をいう。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、災害対策基本法の基準を満たし、かつ市が指定した施設をいう。

（２）指定避難所等の指定

市は指定避難所等を指定するにあたり、次の事項に留意する。

ア 指定緊急避難場所については、市は、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。

イ 指定避難所については、以下の事項を満足する施設を指定すること。

（ア）被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する

（イ）速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する

（ウ）避難所の開設が必要となった場合に、迅速に開設を行うことが可能な管理体制等を有する

（エ）災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある

（オ）水害や土砂災害等の発生が想定されない区域に立地する、または、災害の発生が想定される区域であっても、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者を滞在させることが可能である施設

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されている、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定すること。

ウ 地区別に指定し、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

また、一旦避難した指定避難所等に更に危険が迫った場合に、他の避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制等を考慮した避難圏域を設定すること。

エ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を

含む)をすべて受け入れられる面積を確保すること。また、観光客の受入れも考慮して指定避難所等を整備すること。

《参考》 阪神・淡路大震災の事例や他市町村の整備状況では、緊急避難場所で $1\sim 2\text{ m}^2$ /人程度、避難所で 3 m^2 /人程度が目安とされている。

オ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。

カ 火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

キ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

ク 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

ケ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

コ 指定避難所等の指定場所は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外とすること。但し、やむを得ず土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に指定避難所等を指定する場合は、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物とすること。

サ 学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

シ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ス 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割を定めるよう努めること

セ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保険・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換に努めること。

(3) 避難経路の安全確保

市は、指定避難所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア 指定避難所等へ至る避難路について、十分な幅員確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めるとともに土砂災害発生(予想を含む)の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

イ その他の道路についても、道路に面する家屋や構造物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

(4) 指定避難所等及び避難方法の事前周知

市は、指定避難所等を指定したときは、避難にあたっての注意事項及びその位置等の周知徹底を図る。

ア 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

イ 市報、防災マップ、チラシ配布

防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

ウ ホームページへの掲載

エ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

オ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

カ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

キ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

ク 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(5) 自宅療養者等への対応

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うこと。

2 避難指示等発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

市は、災害時に適切な避難指示等を発令できるよう、あらかじめ明確な基準の設定に努める。

また、避難指示等の発令の判断及び伝達を適切に行うため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、避難指示等の発令基準等について市防災計画に記載する。

(2) 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 国や県との連携

市は、避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

また、国及び県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

(4) 避難指示等の発令基準の設定

ア 避難指示等の発令判断・伝達マニュアルに記載すべき事項

項 目	洪 水	土 砂 災 害
①対象とする災害及び警戒すべき区間等	避難行動をとる必要がある河川とその区間を特定（ハザードマップ等、河川や内水氾濫等の特徴に関する情報）	土砂災害警戒区域及びその周辺
②避難すべき区域	水位観測所ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定（避難行動要支援者に関する情報）	土砂災害警戒区域を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位を設定（孤立箇所、自主防災組織、避難行動要支援者等地区の実情を考慮）

項 目	洪 水	土 砂 災 害
③避難指示等の発令の判断基準等	1) 指定避難所等へ避難するため必要な時間を把握 2) 避難すべき区域ごとに避難指示等の発令基準や考え方を策定 ・ 指定河川洪水予報、洪水警報、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、土砂災害の危険度分布、（気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県の土砂災害危険度情報をまとめた呼称、以下同じ）近隣での土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況等を用いた発令基準の設定
④避難指示等の伝達方法	1) 伝達文の内容の設定 2) 伝達手段や伝達先の設定（伝達手段の整備や自主防災の体制等）	1) 伝達文の内容の設定 2) 伝達手段や伝達先の設定（伝達手段の整備や自主防災の体制等）
⑤災害特性等	外水氾濫、内水氾濫（水門操作のタイミングや水路の状況）など	1) 局地的・突発的に発生し、目視による確認が困難で家屋・人的被害が発生しやすい。 2) 深層崩壊など想定を超える規模の土砂災害が発生することもあるため、気象状況、近隣の災害発生状況や前兆現象等状況把握に努め、避難指示等の発令を判断する。

イ 避難指示等の発令判断・伝達マニュアルの作成

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報等河川及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って、避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国及び県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国及び県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

市は、マニュアルの作成にあたり、災害の特性と住民に求められる避難行動（猛烈な豪雨が継続しているなど切迫した状況下では、計画された指定避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣の堅牢な建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動）や具体的かつ確実な伝達手段（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線等の屋外スピーカや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した伝達手段の確保）に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行うものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

ウ 避難指示等の発令・伝達体制の整備

市は、迅速・的確な避難実施が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

(ア) 市長が不在時の発令代行の順位

(イ) 発令の判断に必要な気象情報等の確実な入手体制の整備

(ウ) 災害種別に応じた指定避難所等・避難経路の事前の選定

(5) 市地域防災計画への反映

	項 目	内 容	根拠法令等
洪水・土砂	避難指示等の発令基準	避難指示等の発令基準等について記載 判断基準の情報 ・洪水：水位到達情報、指定河川洪水予報、洪水警報、大雨警報(浸水害)、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)、浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布) ・土砂：大雨警報(土砂災害)、土砂災害警戒情報、土砂災害の危険度分布、土砂災害緊急情報、土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況	
	避難場所	浸水や土砂災害からの安全性についての配慮に加え、避難経路や避難誘導體制等を記載	水防法 第15条第1項第2号 土砂災害防止法 第8条第1項
	要配慮者の警戒避難体制	要配慮者の情報把握 要配慮者利用施設への情報伝達体制	水防法 第15条第2項第2号 土砂災害防止法 第8条第2項
洪水	洪水予報等の伝達方法	浸水想定区域ごとに規定 ・伝達手段：防災行政無線、電話、訪問など ・伝達情報：洪水予報、水位到達情報など	水防法 第15条第1項第1号
	避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項	浸水想定区域ごとに規定 ・洪水予報等の具体的かつ詳細な伝達方法 ・要配慮者向けの段階的な避難情報の伝達方法	水防法 第15条第1項第2号
	地下街等、要配慮者施設、大規模工場の名称及び所在地等	浸水想定区域ごとに規定 ・地下街等については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められる施設を記載 ・要配慮者施設については、利用者の洪水時の安全かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を記載 ・大規模工場等については、当該施設の所有者又は管理者から申し出があった施設で、洪水時の安全かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を記載	水防法 第15条第1項第4号

	項 目	内 容	根拠法令等
		・市地域防災計画に、これらの施設の名称及び所在地を記載した場合は、施設ごとに、警戒避難体制を確保するため、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を記載【市地域防災計画に位置付けられた施設の所有者又は管理者の義務等】 ①地下街等 ○避難確保計画、浸水防止計画の作成 ※計画を作成する場合は、接続ビル等の管理者等の意見を聴くように努める。 ○避難確保、浸水防止のための訓練の実施 ○自衛水防組織の設置 ②要配慮者施設 ○避難確保計画の策定 ○避難確保のための訓練の実施 ○自衛水防組織の設置（努力義務） ③大規模工場等（努力義務） ○浸水防止計画の作成 ○浸水防止のための訓練の実施 ○自衛水防組織の設置	
土砂	土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備等	1）土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。 ①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項 ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④土砂災害警戒区域内に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地 ⑤救助に関する事項 ⑥その他必要な警戒避難体制に関する事項 2）市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定める場合、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。 3）土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上	1）土砂災害防止法第8条第1項（法定） 2）土砂災害防止法第8条第2項（法定） 3）土砂災害防止法第8条第3項（法定） 土砂災害防止法第8条の2（法定）

	項 目	内 容	根拠法令等
土砂		で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。 【市地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の義務】 ○避難確保計画の策定 ○避難確保のための訓練の実施 ○避難訓練の実施成果の報告	

3 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

市は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

- （１）断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。
- （２）地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の配備
- （３）要配慮者、女性及び子供に配慮した資機材等の整備
- （４）要配慮者等に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備
- （５）避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備
- （６）更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備
- （７）避難所における良好な生活環境の確保新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

4 避難誘導体制の整備

市は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

市は、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人

宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所に移動するなど、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

5 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、県及び市町村が連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。県及び市町村は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

ア 防災情報の入手体制

イ 地域の実情に応じた避難所等（市町村指定の避難所等）及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達の方法

ウ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

エ 集団的に避難する場合の保健衛生対策及び給食の実施方法

オ 施設利用者の受入れに関する災害協定を締結した施設等

カ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

高層建築物、百貨店等大規模小売店舗、興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難場所に係る市町村等との事前調整

(3) 地下空間を有する施設

地下通路など地下空間を有する施設の管理者は、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 利用者の施設外への安全な避難手段の確保

イ 利用者に対する地下空間が有している危険性の周知

6 福祉避難所の指定

＊ 第2編第1章第6節の「5 福祉避難所の指定」を準用する。

7 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

＊ 第2編第1章第6節の「6 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定」を準用する。

第7節 医療救護体制整備計画

(健康推進課、消防本部)

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に実施する医療救護体制について定める。

＊ 本節については、第2編第1章第9節「医療救護体制整備計画」を準用する。

第8節 水害予防計画

(庶務課、農林夢づくり課、建設課、消防本部)

水害の未然防止と被害の軽減を図るため、治山事業及び最上川水系流域治水プロジェクトで取り組んでいる治水事業等の推進について定めるとともに、洪水ハザードマップ等を活用し水害予防に努める。

1 治山対策

(1) 方針

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性を考慮して、水源地から河口までの水系を一体としてとらえ、治水、利水の調整を図りつつ、総合的に事業の計画的推進を図るものとする。

(2) 対策

市内各河川の上流水源地帯における林野の安定を図り、土砂の流出を抑制して、下流人家・公共施設・農地等の保全に努めるため、山地治山事業、防災林造成・保安林等の整備を図る。

2 治水対策

(1) 方針

市街化の進展に伴い、雨水が流出しやすくなり、その量も増大している。

このため、中小河川や排水路等が氾濫し、内水による被害を受ける地域が出てきている。これらに対処するためには、河川改修事業、排水施設の改良及び下水道事業等を積極的に行い、その機能維持に努めるものとする。

(2) 河川

ア 国、県の管理する河川（一級河川）

国土交通省及び県との連携を緊密にし、これらの河川の護岸工事等の河川改修事業、砂防事業を促進するよう要請していくものとする。

イ 市の管理する河川（準用河川、普通河川）

土地区画整理事業、開発行為等による市街化の進捗状況等を考慮するなど、流域の実態を的確に把握し、緊急度に応じて河川改修事業を推進するものとする。

(3) 水路

市街地内の堰や一般水路については、公共下水道雨水事業との調整を図りながら整備を推進するものとする。

ア 市街地においては、浸透性舗装や浸透ますによる雨水の地下への浸透並びに駐車場、公園、学校等の敷地を利用した雨水貯留施設等の整備を推進し、雨水の流出抑制を図るよう努める。

イ 開発が進められている市街地周辺や丘陵地域等については地形等の変化に伴う雨水の流れを把握し、開発に適応した排水施設の整備、改良を行い、雨水流出量を調整するものとする。

3 情報の収集、伝達体制の整備

県は、多重無線やテレメータ雨量計、水位計等の観測機器を中心とした水防情報システムの整備を推進する。

市は、現在設置してある場所以外に必要な箇所へのテレメータ雨量計、水位計等の設置を要望し、情報収集体制を確立するとともに、市内における降雨・水量等の状況等必要な情報を県危機管理課等へ連絡する。

4 水害防止対策等の実施

洪水予報河川や浸水想定区域の指定等に基づき作成した洪水ハザードマップを活用して、事前の情報提供や災害時の情報の共有化等により水害防止対策を推進する。

(1) 浸水想定区域における避難確保のための措置

洪水ハザードマップ（洪水避難地図）により、浸水想定区域、避難場所等について住民に対し周知するとともに、洪水予報の伝達方法、避難要領等その他円滑かつ迅速な避難の確保に努める。

(2) 浸水想定区域の住民及び要配慮者関連施設への洪水予報等の伝達

山形地方気象台、国土交通省山形河川国道事務所、県土整備部河川課等からの水位又は流量等及び県からの氾濫警戒情報等の連絡に基づき、洪水のおそれがあるときは、速やかに浸水想定区域の住民及び要配慮者が利用する施設に対して、洪水予報等の情報を伝達する。

第9節 土砂災害予防計画

（庶務課、農林夢づくり課、建設課、消防本部）

風水害により発生する土石流、地すべり及びがけ崩れ等に起因する土砂災害の未然防止又は被害の軽減を図り、治山・砂防施設の維持管理を強化するとともに、これらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定、防止施設の整備を行い、土砂災害ハザードマップの作成及び配布等による危険箇所の周知、警戒避難体制の確立等総合的な対策について定める。

＊ 本節については、第2編第1章第12節「地盤災害予防計画」を準用する。

ただし、2項1号は次のように改正する。

2 土砂災害予防対策の推進

(1) 土砂災害危険区域の指定

市は、危険箇所に関する情報を県に提供し、危険箇所の指定を要請する。

県は、危険箇所を関係法令に基づく指定箇所に指定し、一定の行為を禁止・制限する。

法 令 名	指定箇所名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域

＊災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、想定水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する

第10節 建築物災害予防計画

(庶務課、建設課、消防本部)

風水害による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎及び学校等の防災上重要な公共施設、一般建築物の不燃性の強化等を促進するために実施する災害予防対策について定める。

1 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、市は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火基準適合標示制度による指導

消防機関が実施する「防火基準適合標示制度」による標示マーク交付に際し、消防機関と連携して建築構造、防火区間及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

2 建築物の災害予防対策の推進

(1) 防災活動の拠点となる建築物の災害予防対策

ア 防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物

- (ア) 災害対策本部が設置される施設（市庁舎等）
- (イ) 医療救護活動に従事する機関の施設（病院等）
- (ウ) 応急対策活動に従事する機関の施設（消防本部等）
- (エ) 避難所施設（学校、体育館等）
- (オ) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、知的障害者授産施設等）

イ 防災対策の推進

アに掲げた建築物は、災害時の避難場所や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

(ア) 建築物の安全性の確保

施設管理者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

(イ) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- a 配管設備類の固定強化
- b 非常用電源の基本能力の確保
- c 飲料水の基本水量の確保

- d 消防防災用設備等の充実
- e 情報・通信システム等の安全性能の向上等

(ウ) 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図書等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図書及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策

旅館、駅等不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(3)に掲げる一般建築物の災害予防対策に努める。

(3) 一般建築物の災害予防対策

市は、県と連携し、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

ア 著しく劣化している建築物等の安全性の確保

防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発

イ 落下物等による災害の防止

建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発

ウ 水害常襲地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は、床上浸水を防止する防止板等の設置の指導

エ ブロック塀、板塀等の倒壊防止

市は、県と連携し、災害によるブロック塀、板塀等の倒壊を防止するため、避難地等や避難路、通学路沿いのブロック塀、板塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

第11節 輸送体制整備計画

(庶務課、建設課)

大規模な災害時における救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備について定める。

＊ 本節については、第2編第1章第16節「輸送体制整備計画」を準用する。

第12節 ライフライン施設の災害予防計画

(庶務課、上下水道課)

風水害による災害の未然防止と被害の軽減を図るため、生活に欠くことのできないライフライン施設の災害防止対策について定める。

＊ 本節については、第2編第1章第18節「ライフライン施設の災害予防計画」を準用する。

第13節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備計画

(庶務課、市民生活課、健康推進課、商工課、上下水道課)

災害が発生した場合の住民の生活安全を確保するため、食料、生活物資、医薬品等の緊急物資の調達・確保について定める。また、防災資機材等の整備計画について定める。

＊ 本節については、第2編第1章第19節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備計画」を準用する。

第14節 相互応援等計画

(庶務課、上下水道課、消防本部)

大規模な災害時には、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するため、相互応援協定等について定める。

＊ 本節については、第2編第1章第20節「相互応援等計画」を準用する。

第15節 要配慮者の安全確保計画

(庶務課、健康推進課)

高齢者、障がい者等の要配慮者、あるいは旅行客等が被災した場合、一般住民より大きな身体的危険が予想され、さらに避難後の生活にも精神的、肉体的なハンディキャップを負うことが予想されるため、その災害予防対策について定める。

なお、市は、洪水予報等（洪水予報又は避難判断水位到達情報）の通知を受けたときは、浸水想定区域内の要配慮者の利用施設に警戒・避難を呼びかける。

また、市は浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、洪水時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、市の地域防災計画にその名称及び所在地を定め、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に関しては、県及び市が連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導するとともに、避難確保計画の作成について支援し、市長は必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。県及び市は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

＊ 本節については、第2編第1章第22節「要配慮者の安全確保計画」を準用する。

第2章 災害応急計画

第1節 水防計画 (本部総括班、企画班、財務班、税務班、市民班、福祉班、物資・救護班、農林班、建設班、上下水道班、消防班)

水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の規定に基づき、管内の流域にかかる河川又は湖沼の洪水等による水災を警戒し、防ぎよし、及びその軽減を図り、もって公共の安全を保持するために必要な事項について定める。

1 水防組織

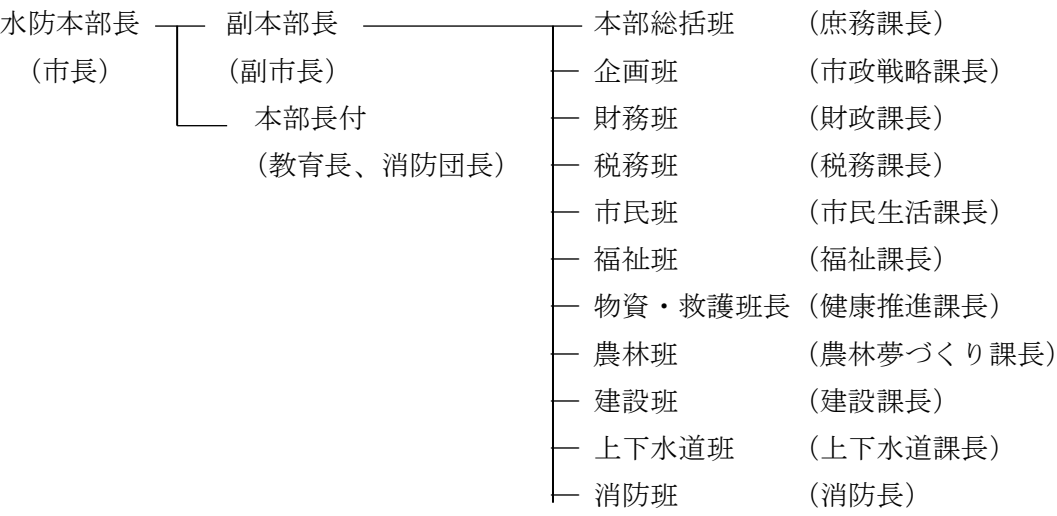
(1) 上山市水防本部

ア 市長は、市における水防を統括するために、上山市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置する。

ただし、水防本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定による上山市災害対策本部又は上山市災害対策連絡本部が設置された場合は、その組織に統合されるものとする。

イ 水防本部の組織構成及び分掌業務は、次のとおりとする。

(ア) 組織図及び構成



(イ) 分掌事務

班	班 員	業 務
本部総括班	庶務課員	1 水防本部の庶務に関すること。 2 高齢者等避難開始、避難指示等に関すること。 3 気象情報の収集及び伝達に関すること。 4 災害情報の収集及び報告に関すること。 5 関係機関との連絡調整に関すること。 6 炊き出し及び給食の実施に関すること。
企画班	市政戦略課員	1 国、県に対する要望、陳情等資料作成に関すること。 2 災害の広報に関すること。 3 災害写真の撮影、記録等に関すること。

班	班 員	業 務
財務班	財政課員	1 災害応急対策費の予算措置に関すること。 2 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。
税務班	税務課員	1 避難指示等の広報に関すること。
市民班	市民生活課員	
福祉班	福祉課、子ども子育て課員	1 避難所の開設、収容及び管理に関すること。
物資・救護班	健康推進課員	
農林班	農林夢づくり課員	1 農林業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 復旧資材の調達確保に関すること。
建設班	建設課員	1 土木関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 復旧資材の調達確保に関すること。 3 道路交通の安全確保に関すること。 4 作業用車両の配車に関すること。
上下水道班	上下水道課員	1 上下水道施設の被害調査及び復旧資材の調達等、応急対策に関すること。
消防班	消防本部・署員	1 水防活動及び雨量・水位記録等の情報収集に関すること。 2 水防団の出動及び統制に関すること。 3 資器材の調達に関すること。 4 水防活動及び警戒に関すること。 5 避難誘導及び応急救護に関すること。

ウ 水防本部の配置基準

区分	配 置 内 容	配 置 時 期
準備配置	水害に関する情報の収集連絡活動及び危険箇所の巡視警戒等を円滑に行うため、水防本部各班の適宜な人員をもって充てる。 状況に応じ速やかに警戒配置に移行できる配置とする。	1 次の注意報のいずれかが発表され、洪水等による水害の発生の恐れがあるとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 2 その他、必要により本部長が配置を指令したとき。
警戒配置	水害発生が予想され、又は発生した場合、所掌する応急対策を迅速かつ的確に行うため、水防本部各班の所要の職員をもって充てる。 状況に応じ速やかに非常配置に移行できる配置とする。	1 次の警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 2 水防警報が発令されたとき。 3 地震による堤防の漏水、沈下等の危険が認められるとき。 4 その他、必要により本部長が配置を指令したとき。
非常配置	甚大な被害が発生する恐れがあり、又は発生した場合、水防本部の総力をあげて応急対策活動にあたるものとする。	1 大雨特別警報が発表されたとき。 2 市の全域にわたって、水害が発生する恐れがあり、又は発生したとき。 3 局地的にその被害が甚大と予想される場合において、本部長が配置を指令したとき。

(2) 水防団

ア 水防団は、消防団の組織をもってこれに充て、分団の編成は消防分団の編成と同じものとする。

イ 水防団の編成及び職務は、次のとおりとする。

役職名	職 名	職 務
団長	消防団長	水防本部長の命により水防業務に当たり、団を統括する。
副団長	消防副団長 2名	団長を補佐し、団長事故あるときは、あらかじめ団長が指名した副団長が職務を代行する。
分団長	消防団各分団長	団長の命を受け水防活動に従事する。
副分団長	消防団各副分団長	
団員	消防団員	

ウ 水防団の配置基準

区分	配 置 内 容	配 置 時 期
待機	各団員は、分団詰所又は自宅等に待機し、出動に備える体制とする。	気象等に関する注意報、警報が発表され、河川増水により水害の発生が危惧されるとき。
準備	相当数の団員をもって警戒にあたり、水防の必要が生じた場合、そのまま活動ができる体制とする。	水防警報（準備）が発令されたとき、又は雨量・水位・その他の河川状況により嚴重な警戒が必要なとき。
出動	各分団団員全員をもって、水防活動を行う体制とする。	水防警報（出動）が発令されたとき、又は水害が発生し、あるいはその危険が切迫しているとき。

2 洪水予報等の発表基準

(1) 洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。国土交通大臣又は県知事が気象庁長官と共同して洪水予報を発表する河川のうち、本市に該当する河川の区域等は次のとおりである。

ア 県知事が気象庁長官と共同で洪水予報を発表する河川

河川名	実施区域	延長
須川上流	(右岸) 自 上山市宮脇字下川原 712 番 40 地先 至 山形市大字飯塚字中河原 165 番地先 (左岸) 自 上山市関根字東通 1055 番地先 至 山形市大字飯塚字中河原 1629 番地先	15.8 km

イ 注意情報及び警報情報に該当する条件と概要

種類	予報文の表題	該当する条件と概要
洪水警報	氾濫発生情報 【警戒レベル5相当】	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	氾濫危険情報 【警戒レベル4相当】	次表の氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当

種類	予報文の表題	該当する条件と概要
洪水 警報	氾濫警戒情報 【警戒レベル3 相当】	次表の予報基準地点の水位が、 ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
洪水 注意報	氾濫注意情報	次表の氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

ウ 予報基準地点となる水位観測所と警戒水位等

洪水 予報名	観測所名	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
須川 (上流)	石堂（上山市）	1.60m	1.80m	2.10m
	坂巻（山形市）	2.50m	2.60m	2.80m

(2) 水防警報

水防警報は、国土交通大臣又は県知事が、水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えることを目的として発令されるもので、このような水防警報が出される河川のうち、本市に該当する河川の区域等は次のとおりである。

ア 県知事が水防警報を発する河川

河川名	実施区域	延長
須川上流	(右岸) 自 上山市宮脇字下川原 712 番 40 地先 至 山形市大字飯塚字中河原 165 番地先 (左岸) 自 上山市関根字東通 1055 番地先 至 山形市大字飯塚字中河原 1629 番地先	15.8 km

イ 水防警報の対象とする河川の水位観測所と警戒水位等

所轄	河川 名	観測 所名	観測場所	合流点よ りの距離	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)
村山総 合支庁 河川 砂防課	須川 上流	櫓下	櫓下	33.1km	1.30m	1.80m	—	—
		石堂	矢来四丁目	27.7km	1.10m	1.60m	1.80m	2.10m
		坂巻	山形市桜田西	18.7km	1.50m	2.50m	2.60m	2.80m

ウ 水防警報の段階

(ア) 第一段階 準備 … 水防団員の出動に対する準備体制をとり、水防器材の整備点検、水門開閉の準備を通知するもの。

(イ) 第二段階 出動 … 水防団員の出動を通知するもの。

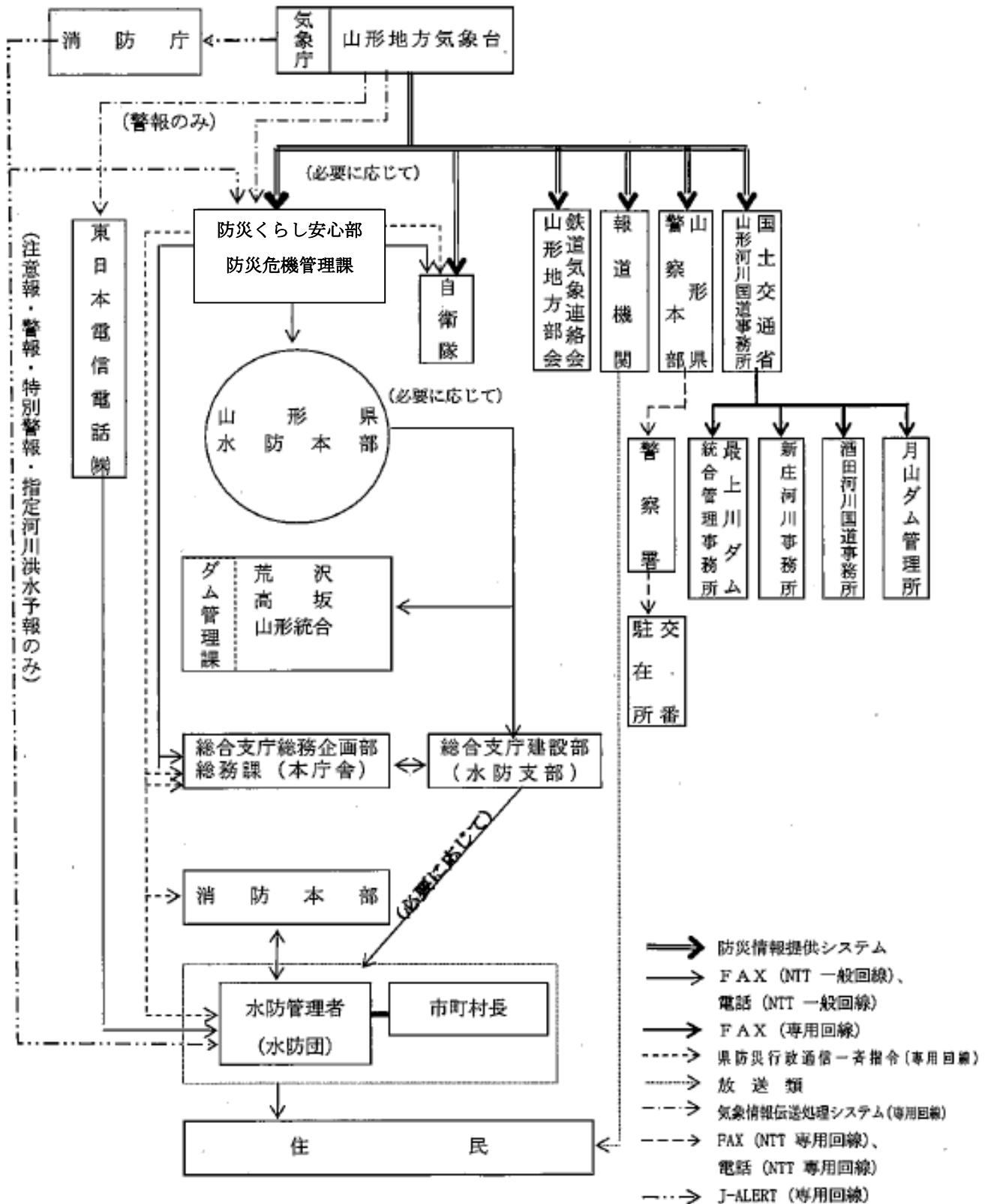
(ウ) 第三段階 解除 … 水防活動の終了を通知するもの。

エ 各対象水量水標の範囲

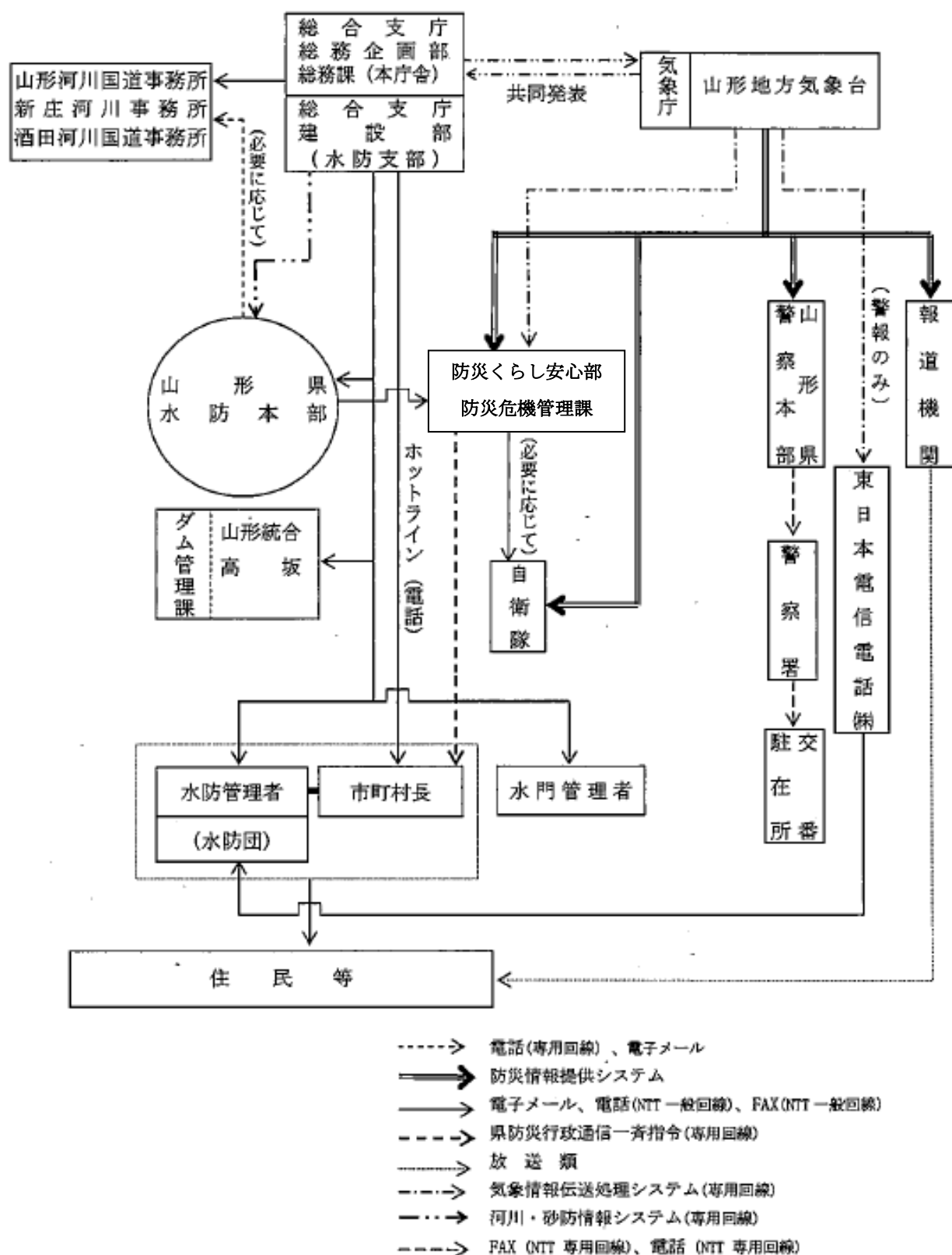
所轄	河川名	水位観測所名	待機	準備	出動	解除	情報	その他特に必要な事項
村山総合支庁河川砂防課	須川上流	櫓下	行わない	水位 1.30m に達し更に氾濫注意水位を上廻る水位が予想されるとき	水位 1.80m に達し更になお増水のおそれがあるとき	水防作業の必要がなくなったとき	水防活動に必要があると認められたとき	特殊構造物（水門、樋門）の閉鎖については状況に応じて行う
		石堂	〃	〃 1.10m 〃	〃 1.60m 〃	〃	〃	〃
		坂巻	〃	〃 1.50m 〃	〃 2.50m 〃	〃	〃	〃

3 水防情報連絡系統図

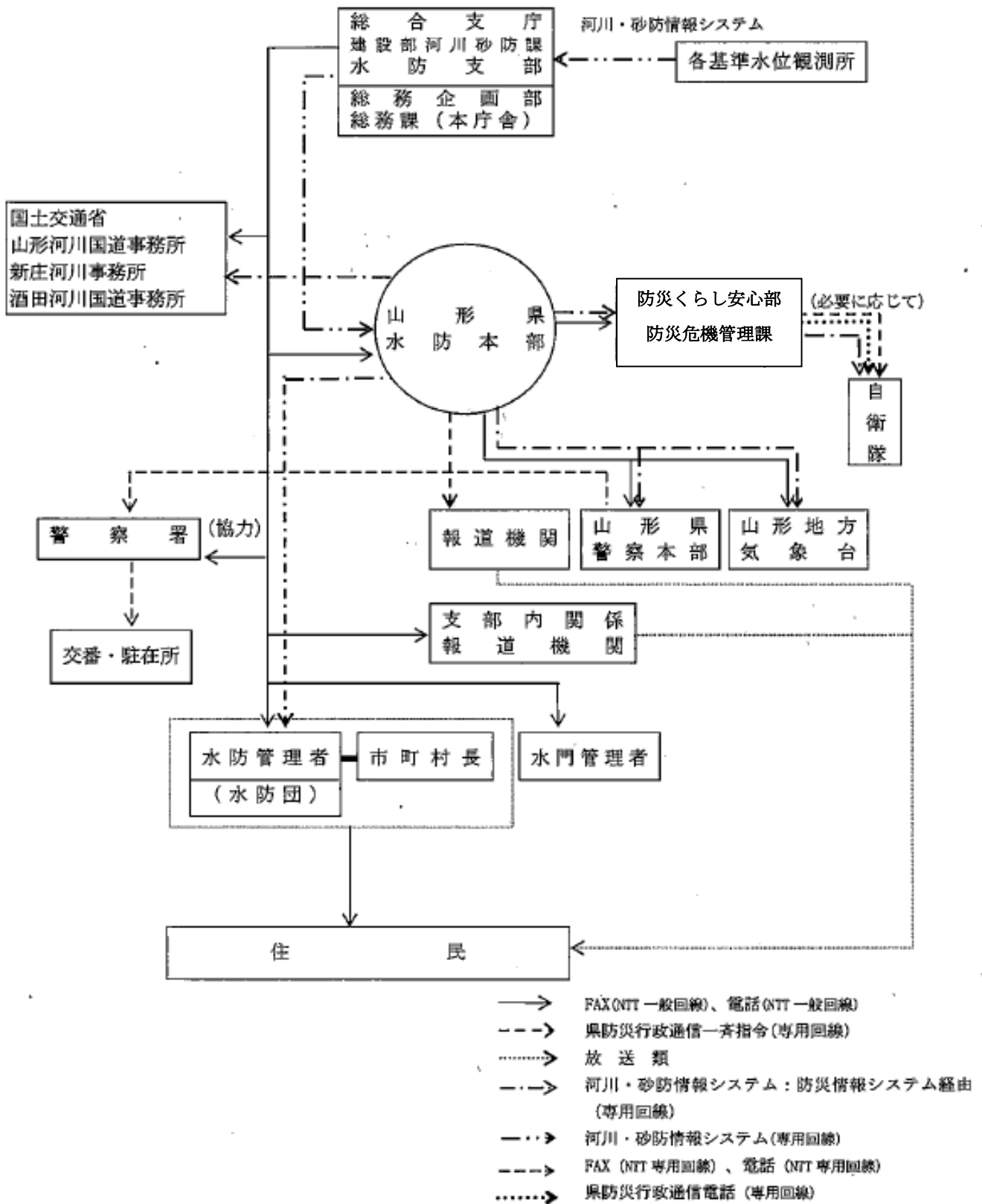
(1) 水防に関する気象情報連絡系統図



(2) 山形県洪水予報連絡系統図 (須川上流)



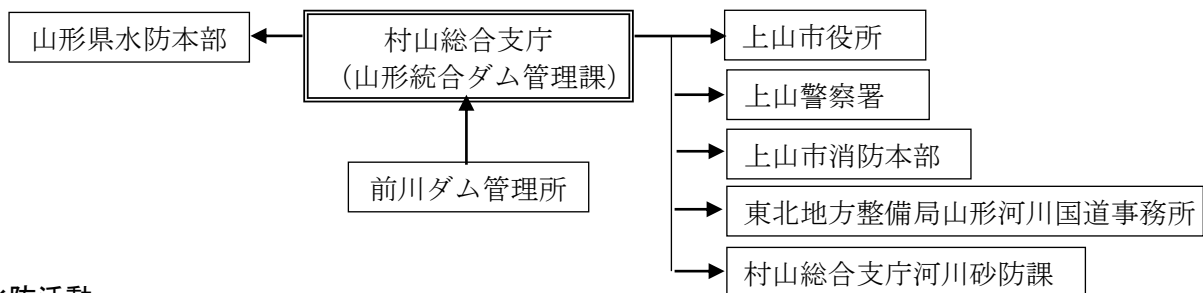
(3) 山形県水防警報連絡系統図 (須川上流)



(4) 前川ダム放流による通信連絡系統図

＜ダム放流による通知の原則＞

ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、電話又は県防災無線により通知を受ける。



4 水防活動

(1) 水防体制

ア 市水防本部長は、水防に関する情報を受けたときはその情報を判断し、次により水防体制をとり、水防活動に万全を期する。

(ア) 山形気象台発表の水防に関する気象注意報、警報、及び情報により洪水のおそれがあると認められたとき。

(イ) 水防警報が発表されたとき。

(ウ) 市水防本部長が特に必要と認め指示したとき。

イ 前項の水防活動は、水防本部長の指示に基づき、本節第1項の配置基準により行う。

(2) 水位の観測等

ア 市水防本部長は、水防警報等の通知を受けたとき又は洪水のおそれがあると認められるときは、「山形県河川・砂防情報システム」により雨量及び水位の状況を確認する。

イ 本市に係る県の水位観測所

河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)
須川 上流	石堂	1.10m	1.60m	1.80m	2.10m
	檜下	1.30m	1.80m	—	—
	坂巻	1.50m	2.50m	2.60m	2.80m
前川	河崎	1.70m	1.90m	2.10m	2.70m
	北町	1.30m	1.40m	1.60m	2.00m

(3) 巡視、警戒、出動

ア 市水防本部長は、水防警報が発令されたとき、又は洪水のおそれがあると認められるときは、指定の水防信号等により関係住民に周知するとともに、各河川の水防受持区域の水防分団長に対し、所要の団員をもって河川及び水門、樋門等の巡視をし、警戒を厳重にするよう指示する。

イ 各水防分団長は、巡視に当たっては、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は、直ちに水防本部に連絡するとともに水防作業を開始する。

(ア) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

(イ) 表法の水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

(ウ) 天端の亀裂又は沈下

(エ) 堤防の越水状況

(オ) 樋門の両袖又は低部よりの漏水と扉の締まり具合

(カ) 橋梁その他の構造物との取付部分の異常

ウ 市水防本部長は、河川の水位が警戒水位に達し、なお増水のおそれがあるとき、又は水害が発生し、あるいはその危険が切迫しているときは、各分団員を招集し水防作業を開始する。

エ 水防分団長は、他の分団からの応援要請があったときは、担当区域内の水防に支障がない分団に対し、直ちに当該区域への出動命令を行う。

(4) 水防作業

ア 洪水時において堤防に異常の起こる時期は、洪水継続時間にもよるが、おおむね水位の最大るとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4位に減水したときが最も危険）ことから洪水が最盛期を過ぎても警戒を厳にする。

イ 工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効で、しかもその使用材料がその付近で入手しやすい工法を施行するが、当初施行の工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々と行い極力防止に努める。

(5) 避難のための立退き

ア 市水防本部長は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、上山警察署に通知のうえ、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くよう指示する。

イ 市水防本部長は、あらかじめ避難先及びその経路等を定め、地域住民に周知させておくものとする。

(6) 水防解除

市水防本部長は、水位が警戒水位を下廻り、水防活動の必要を認められないと判断したときは、水防体制を解除するとともに、県支部及び関係機関に通報し、一般に周知するものとする。

(7) 報告

水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行うとともに水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を、水防支部を経由して水防本部に提出するものとする（水防法第35条第2項）。

5 応援

(1) 地域住民の応援

市水防本部長、又は水防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、関係区域に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる（水防法第17条）。

(2) 警察官の応援

市水防本部長は、水防のため必要があると認めるときは、上山警察署長に対して警察官の出動を求めることができる（水防法第15条）。

(3) 他の水防管理団体の応援

市水防本部長は、水防のため緊急の必要があるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる（水防法第16条）。

(4) 自衛隊の応援

市水防本部長は、水防のため自衛隊の出動が必要なときは、県知事への所要の手続きを取り要請するものとする。

第2節 災害対策本部等の設置

(全班)

市域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに災害対策本部等組織を編成し、関係機関と緊密な連携を図りつつ、被害の拡大を防止するための活動体制について定める。

＊ 本節については、第2編第2章第1節「災害対策本部等の設置」を準用する。

第3節 動員・配備計画

(全班)

市域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策等を有効かつ適切に実施するため、災害時における職員の動員、配備について定める。

＊ 本節については、第2編第2章第2節「動員・配備計画」を準用する。

第4節 広域応援計画

(本部総括班)

被災していない他の都道府県、市町村及び民間団体等からの協力を得て、的確かつ円滑に災害応急対策を行うために、防災関係機関等が実施する広域応援について定める。

＊ 本節については、第2編第2章第3節「広域応援・受援計画」を準用する。

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

(本部総括班、企画班)

風水害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入れ体制等について定める。

＊ 本節については、第2編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第6節 県消防防災ヘリコプター緊急運航要請計画

(本部総括班、消防班)

初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行うため、県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請について定める。

＊ 本節については、第2編第2章第5節「県消防防災ヘリコプター緊急運航要請計画」を準用する。

第7節 技術者等動員計画

(本部総括班)

風水害発生時の災害応急活動を迅速かつ円滑に実施するため、災害応急活動に必要な技術者等の確保について定める。

＊ 本節については、第2編第2章第6節「技術者等動員計画」を準用する。

第8節 災害情報収集・伝達計画

(全班)

風水害に関する情報について、各防災関係機関の連携のもとに、迅速かつ的確に収集・伝達して、その周知徹底を図るものとし、災害時における情報の収集・伝達に関し、次のとおり定める。

1 気象に関する情報

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」（避難情報等：市が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該情報を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報等の概要

大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村等をまとめた地域（上山市は「東南村山」）の名称を用いる場合がある。

ア 特別警報・警報・注意報の種類と概要

種 類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

種 類		概 要
警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注 意 報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。又、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種 類		概 要
注 意 報	着雪（氷）注意報	著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれのあるときに発表される。

イ 特別警報基準

現象の種類	基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

ウ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

種 類	概 要
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

エ 全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

オ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

カ 土砂災害警戒情報

山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村名を特定して警戒を呼びかける。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

なお、地震や火山噴火等により、通常の発表基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

キ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。山形県では、100ミリ以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

ク 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかけるものである。竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

ケ 指定河川洪水予報

山形、酒田、新庄の各河川（国道）事務所、又は県と山形地方気象台が共同して、河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報で、下表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。

種類	標 題	概 要
洪水 警報	氾濫発生情報 【警戒レベル5相当】	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	氾濫危険情報 【警戒レベル4相当】	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	氾濫警戒情報 【警戒レベル3相当】	予報基準地点の水位が、 ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 高齢者等避難発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
洪水 注意報	氾濫注意情報 【警戒レベル2相当】	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

コ 県が発表する水位到達情報（水位周知河川）

県が、河川の増水や氾濫などに対する住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位を示して発表する水位到達情報である。

標 題	概 要
氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫警戒情報	避難判断水位に達したときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

サ 水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

シ 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに山形地方気象台が山形県知事に対して通報し、山形県を通じて上山市や上山市消防本部に伝達される。

定時に行う通報としては、午前5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前5時頃に山形県に通報する。

臨時に行う通報は、定時通報の対象期間内で、火災気象通報の内容に変更があった場合、臨時の通報を行う。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

2 通信手段の確保

※ 第2編第2章第7節「災害情報収集・伝達計画」の2項を準用する。

3 災害情報の収集・伝達

※ 第2編第2章第7節「災害情報収集・伝達計画」の3項を準用する。

4 被害状況の調査

※ 第2編第2章第7節「災害情報収集・伝達計画」の4項を準用する。

5 被害関連情報の発信

※ 第2編第2章第7節「災害情報収集・伝達計画」の5項を準用する。

第9節 広報計画

(本部総括班、市民班、福祉班、消防班)

風水害が発生した場合に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、市、防災関係機関及び報道機関等が協力して行う広報活動について定める。

＊ 本節については、第2編第2章第8節「広報計画」を準用する。

第10節 避難計画

(本部総括班、市民班、建設班、学校教育班、消防班)

風水害から地域住民の生命・身体等を保護するため住民の自主的避難行動並びに市及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

1 住民等の自主的避難

住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

市は、住民等の主体的な避難行動を支援するため、平時から防災教育の推進及び防災知識の普及を図るとともに、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、主体的な避難行動を促す情報提供を行う。

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実には被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 市の支援措置

市は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受け入れられるようにしておく。

2 行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知及び情報収集

市及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、パトロールを強化して、危険箇所の把握に努めることで、高齢者等避難、避難指示を適切なタイミングで発令するよう留意する。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

(2) 避難実施の決定及び必要な措置

ア 高齢者等避難発令の実施者

市長は、市内において災害が発生するおそれがあり、高齢者等要配慮者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は高齢者等避難を発令し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて上山警察署長及び消防長に住民の避難誘導への協力を要請する。

要配慮者は、避難行動に時間を要することから、高齢者等避難を避難指示に準じる扱いとし、避難誘導等の措置を適切に実施する。

イ 避難指示等発令の実施者

避難指示等の発令は、災害対策基本法第60条に基づき、原則として市長が行う。

その他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表のとおり。

	警戒 レベル	実施責任 者	措 置	実施の基準
				指示等を実施した場合の通知等
高齢者等避難	3	市長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき ・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける
避難指示	4	市長	・立退きの指示 ・立退き先の指示	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 → 避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 市長（報告）→知事
		知事	・立退きの指示 ・立退き先の指示	・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 → 避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示
緊急安全確保	5	市長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	・災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき。 ※ 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意 市長（報告）→知事
避難の指示等		警察官	・立退き先の指示	・市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合（法第61条） 警察官（通知）→市長（報告）→知事
			・避難等の措置	・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置（警察官職務執行法第4条） 警察官（報告）→公安委員会
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置	・警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置（自衛隊法第94条） 自衛官（報告）→防衛大臣の指定する者（第6師団長等）
		知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	・立退きの指示	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき（水防法第22条） 水防管理者（通知）→警察署長
				・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき（地すべり等防止法第25条） 警察官（報告）→公安委員会
		知事又はその命を受けた県職員	・立退きの指示	警察官（報告）→公安委員会

(※ 法＝災害対策基本法)

ウ 避難情報と居住者等がとるべき行動

	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 ・ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・ その他も必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自主的に避難を開始することが望ましい。 ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	危険な場所から全員避難 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※¹への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※²を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫 ・ 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・ 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難指示等が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(3) 避難指示等の発令

ア 避難指示等の発令基準

次の基準のいずれかに該当した場合に、今後の気象予測や巡視からの報告等を含めて総合的に判断し、国のガイドラインに合わせ警戒レベルを付して、避難情報を発令する。

※警戒レベルについては、資料編P120「警戒レベル」を参照

(ア) 洪水害

区 分	河川の種別	発令基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	洪水予報河川	1 指定河川洪水予報により、次の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ・須川上流の石堂観測所：1.80m 2 指定河川洪水予報の水位予測により、次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ・須川上流の石堂観測所：2.10m 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	水位周知河川	1 次の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 ・前川の河崎観測所：2.10m ・前川の北町観測所：1.60m 2 次の水位観測所の水位が氾濫注意水位を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・前川の河崎観測所：1.90m ・前川の北町観測所：1.40m ①上記の水位観測所より上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で上記の河川に「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測が洪水警報基準に到達する場合） ③上記水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

区 分	河川の種別	発令基準
避難指示 (警戒レベル4)	洪水予報河川	1 指定河川洪水予報により、次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合 ・須川上流の石堂観測所：2.10m 2 指定河川洪水予報の水位予測により、石堂水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	水位周知河川	1 次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合 ・前川の河崎観測所：2.70m ・前川の北町観測所：2.00m 2 次の水位観測所の水位が避難判断水位を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・前川の河崎観測所：2.10m ・前川の北町観測所：1.60m ①上記の水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で上記の河川に「危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上記の水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
緊急安全確保 (警戒レベル5)	洪水予報河川	1 決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）
	水位周知河川	1 決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

(イ) 土砂災害

区 分	発令基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	- 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒」（赤）が出現した場合 - 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 - 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
避難指示 (警戒レベル4)	- 土砂災害警戒情報が発表された場合 - 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険」（紫）が出現した場合 - 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
緊急安全確保 (警戒レベル5)	土砂災害が発生した場合

a 土砂災害の危険度分布

気象庁が提供する土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）と県が提供する土砂災害危険度分布をまとめた総称

b 土壌雨量指数

降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

c 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と山形地方気象台が共同で発表する。

d 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切な避難指示等の判断を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を市に提供する。市は、その情報を基に速やかに避難指示等を実施する。

イ 避難すべき区域

避難指示等の対象となる「避難すべき区域」は、次のとおりとする。

(ア) 水害

洪水ハザードマップにおける浸水想定区域とし、水位等の状況に応じて避難すべき区域を設定する。

(イ) 土砂災害

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とし、土砂災害の危険度分布に基づいて避難すべき区域を設定する。

ウ 留意事項

(ア) 洪水予報、土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報等の重要な情報については、情報を発

表した県、山形地方気象台等との間で相互に情報交換を行う。

(イ) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。

(ウ) 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確に出来ないものも考慮しつつ、避難指示等の発令及び避難すべき区域の指定は、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断する。

(4) 避難場所

第1章第6節「避難体制整備計画」で定める指定避難所等に避難するものとする。

(5) 住民等への伝達及び避難の実施

ア 高齢者等避難の内容

(ア) 警戒レベル

(イ) 要避難準備対象地域

(ウ) 避難準備理由

(エ) 避難先

(オ) 避難経路

(カ) 避難時の注意事項

イ 避難指示の内容

(ア) 警戒レベル

(イ) 要避難対象地域

(ウ) 避難理由

(エ) 避難先

(オ) 避難経路

(カ) 避難時の注意事項等

ウ 緊急安全確保の内容

(ア) 警戒レベル

(イ) 災害発生区域

(ウ) 災害概況

(エ) 命を守るための最善の行動をとること

エ 避難の広報

(ア) サイレン吹鳴装置、警鐘、広報車の巡回、拡声器、口頭及びテレビ、ラジオ及び緊急速報メール等あらゆる広報手段により住民等に対して、迅速に周知・徹底する。

(イ) 避難行動要支援者への周知にあたっては、自主防災組織及び地域の消防団等を通じ確実に伝達する。

(ウ) 市は、住民に対する避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

(エ) 市は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の

喚起に努める。

(6) 避難指示等をした場合の報告等

ア 知事等に対する報告

(ア) 市長は、避難指示等を実施したときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。

(イ) 警察官が単独で避難指示等を実施したときは、市長は直ちにその旨の通知を受け、速やかに知事に報告するものとする。

イ 関係機関等に対する連絡

避難の指示等は、上山警察署と緊密な連絡をとりながら行うものとする。

ウ 避難場所等の管理者に対する連絡

実施責任者は、避難の指示等を行ったときは、直ちに避難場所等として利用する施設の管理者に通報し、当該施設に避難場所等の設置を依頼するものとする。

(7) 避難誘導

市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、可能な限り自主防災組織、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

この際、避難行動要支援者を優先的に避難させるものとする。

ア 市は、自主防災組織単位に避難集団を形成するため、上山警察署及び消防本部の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。

また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

イ 消防本部は、避難指示等が出された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を市及び上山警察署に通報する。

(8) 避難経路の安全確保

市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員を派遣するとともに、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、知事に対して車両及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

(9) 避難の手段

ア 避難者は個々の徒歩による避難を原則とする。ただし、避難者の自力による避難が不可能な場合は、地域の自主防災組織等が協力して避難を行うものとする。

イ 市は、必要に応じて、車両等を活用し、住民を迅速かつ安全に避難させる。

(10) 携帯品の制限

避難にあたっての携行品は、地勢・天候・季節等により異なるが、その状況に応じて最小限度のものとし、円滑な避難が実施されるよう努めるものとする。

(11) 避難指示の解除

災害による危険が解消されたときは、避難指示を解除する。この場合、解除の伝達は、避難指示と同様の方法により行うものとする。

3 学校・病院等における避難

＊ 第2編第2章第9節の「3 学校・病院等における避難」を準用する。

4 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

- ＊ 第2編第2章第9節の「4 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令」を準用する。

5 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

- ＊ 第2編第2章第9節の「5 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供」を準用する。

第11節 避難所運営計画

(本部総括班、市民班、福祉班、物資・救護班、商工班、上下水道班、施設管理班)

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市が開設する避難所の適切な管理運営について定める。

- ＊ 本節については、第2編第2章第10節「避難所運営計画」を準用する。

第12節 救助・救急計画

(消防班)

風水害の被災者に対し、地域住民、自主防災組織及び防災関係機関が一丸となり、連携して迅速かつ的確な救助・救急活動について定める。

- ＊ 本節については、第2編第2章第12節「救助・救急計画」を準用する。

第13節 医療救護計画

(物資・救護班、消防班)

風水害によって、傷病者が多数発生した場合又は医療機関の混乱によりその機能が十分に発揮されない場合における応急医療体制の確保について定める。

- ＊ 本節については、第2編第2章第15節「医療救護計画」を準用する。

第14節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・収容・埋火葬計画

(本部総括班、市民班、消防班)

風水害による行方不明者等の搜索及び遺体の処理、埋火葬を的確かつ迅速に実施するための災害応急対策について定める。

- ＊ 本節については、第2編第2章第17節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・収容・埋火葬計画」を準用する。

第15節 交通確保計画

(建設班)

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑

に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保について定める。

＊ 本節については、第2編第2章第18節「交通確保計画」を準用する。

第16節 緊急輸送計画

(本部総括班、財務班、建設班、消防班)

緊急輸送の実施にあたっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行うために実施する災害応急対策について定める。

＊ 本節については、第2編第2章第19節「緊急輸送計画」を準用する。

第17節 土砂災害応急計画

(本部総括班、農林班、建設班、消防班)

風水害発生時は、がけ崩れ等の土砂災害の発生が予想されることから、被害の拡大及び二次災害の防止を図るための災害応急対策について定める。

＊ 本節については、第2編第2章第20節「地盤災害応急対策計画」を準用する。

第18節 ライフライン施設の応急計画

(本部総括班、上下水道班)

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等が実施する応急対策について定める。

＊ 本節については、第2編第2章第21節「ライフライン施設の応急計画」を準用する。

第19節 食料供給計画

(本部総括班、商工班、施設管理班)

風水害時には、食料を確保することが困難となるおそれがあることから、関係機関と連携して行う食料供給について定める。

＊ 本節については、第2編第2章第22節「食料供給計画」を準用する。

第20節 給水計画

(上下水道班)

風水害発生時には、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水するための計画について定める。

＊ 本節については、第2編第2章第23節「給水計画」を準用する。

第21節 生活必需品供給計画

(本部総括班、福祉班、物資・救護班)

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具等生活必需品を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な供給が必要であることから、生活必需品を住民等に供給するための計画について定める。

＊ 本節については、第2編第2章第24節「生活必需品供給計画」を準用する。

第22節 保健衛生計画

(市民班、福祉班、物資・救護班)

災害時の一時的な生活環境の悪化は、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となるため、的確かつ迅速な防疫措置を実施し、感染症の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に配慮した保健衛生活動を実施するための計画について定める。

＊ 本節については、第2編第2章第25節「保健衛生計画」を準用する。

第23節 廃棄物処理計画

(市民班、建設班、上下水道班)

風水害によって住居又はその周辺に運びこまれた土石・竹木等の廃棄物を適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るための応急対策を定める。

＊ 本節については、第2編第2章第26節「廃棄物処理計画」を準用する。

第24節 文教対策計画

(施設管理班、学校教育班、地域援護班)

風水害時における児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るための応急対策について定める。

＊ 本節については、第2編第2章第27節「文教対策計画」を準用する。

第25節 要配慮者の応急対策計画

(本部総括班、福祉班、物資・医療班、観光班)

風水害発生時には、特に高齢者、障害者、あるいは外国人、旅行者等に対する様々な応急対策が必要となることから、市及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

＊ 本節については、第2編第2章第28節「要配慮者の応急対策計画」を準用する。

第26節 応急住宅対策計画

(本部総括班、税務班、建設班)

風水害により住宅が滅失した被災者のうち、自己の資金では住宅を確保することができない者について、その援護を推進するために実施する災害応急対策について定める。

＊ 本節については、第2編第2章第29節「応急住宅対策計画」を準用する。

第27節 災害救助法の適用及び運用

(本部総括班)

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合の応急救助措置に適用される災害救助法に基づく災害応急対策について定める。

＊ 本節については、第2編第2章第30節「災害救助法の適用及び運用」を準用する。

第28節 自発的支援の受入計画

(本部総括班、企画班、会計班、福祉班)

風水害発生時に、県内外から寄せられる善意の支援の申入れに適切に対応するため、市が実施する対策について定める。

＊ 本節については、第2編第2章第31節「自発的支援の受入計画」を準用する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興計画

(全班)

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の崩壊・流出等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮の中に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、人心の安定と社会生活の回復を図るための災害復旧・復興計画について定める。

＊ 本節については、第2編第3章第1節「災害復旧・復興計画」を準用する。

第2節 被災者の生活再建等への支援

(本部総括班、税務班、福祉班、物資・救護班、商工班、建設班)

災害により被害を受けた住民の自力復興を促し、安定した生活の早期回復を図るために実施する被災者の相談受付、見舞金の支給及び就業の斡旋などの民生安定化対策について定める。

＊ 本節については、第2編第3章第2節「被災者の生活再建等への支援」を準用する。

第3節 産業復興の支援

(農林班、商工班)

被災した中小企業者及び農林業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るために実施する金融支援対策について定める。

＊ 本節については、第2編第3章第3節「産業復興の支援」を準用する。

第4節 激甚災害の指定

(全班)

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受け、公共施設等の災害復旧事業を迅速かつ円滑に行うための計画を定める。

＊ 本節については、第2編第3章第4節「激甚災害の指定」を準用する。

第 4 編 個別災害対策編

第1章 雪害対策

第1節 災害予防計画

降雪によって住民生活が著しく阻害されることを防止するため、降雪時における交通・通信の確保、建物の倒壊防止、雪崩及び豪雪時の農作物、特に果樹の災害予防措置等について定める。

1 雪害対策の具体的方針

- (1) 降雪時の交通を確保する。
- (2) 雪害に対する知識の普及と防災意識の高揚を図る。
- (3) 自主防災組織等と連携し、地域の防災力を高める。
- (4) 速やかに災害応急活動及び被災者支援活動を実施するための体制づくりを進める。
- (5) 災害に強いライフライン施設の整備を進める。
- (6) 雪崩防止対策を推進する。
- (7) 総合的、計画的に雪害対策を実施する。

2 気象情報の伝達

防災関係機関等に対して降雪に関する気象情報を伝達・広報し、雪害の予防を図るものとする。

3 雪崩危険箇所の把握及び周知

市は、国、県等の調査結果及び現地の定期的な調査点検、聴き取り調査等により市域の雪崩危険箇所を把握するとともに、学校や社会福祉施設、多数の住民が集まる施設等については特に留意して、地域住民への周知徹底を図る。

4 火災防止

降雪時期は、暖房器具等の使用及び雪の重みによる電気・ガス設備の損傷事故等により、火災の危険性が高まり、また、雪による道路、水利の障害等消防活動に支障が予想されるため、火災予防の徹底を図るものとする。

5 道路交通の確保計画

市は、積雪時における道路機能の確保を図るため、各道路管理者と連携し、幹線道路や生活道路の除雪を行うとともに、除雪計画を樹立し、交通確保のための体制を整える。また、市道以外の道路でも市民生活に支障を生ずる場合は、この計画に準じて措置する。

6 通信・電力の確保

着雪によって通信線や送電線等に被害が出るおそれがあると予想される場合、東日本電信電話株式会社や東北電力株式会社と連絡を密にし、施設の点検を実施するなど、通信及び電力の確保に努める。

7 住民への啓発

積雪に対する次の一般的心得を住民に徹底し、災害の未然防止に努める。

- (1) 建物の構造によっても異なるが、おおよそ屋根に 40cm 以上積った場合は、雪下ろしを励行すること。
- (2) トタン屋根等の場合は、すべり止めの施設があっても外気の上昇により雪崩となる場合があるから十分注意すること。
- (3) 外気が上昇している場合、山際の道路を通行するときは、雪崩による被害を受けないよう注意すること。
- (4) 比較的気温の高いときの降雪は、果樹の枝折れ等の被害が発生するので、雪下ろしを怠らないこと。
- (5) 建物から道路上に雪下ろしした場合は、速やかに排雪を行い通行の邪魔にならないよう措置すること。

第2節 災害応急計画

冬期間における市民生活を確保するため、道路交通の確保、公共建物の倒壊防止、雪崩及び暴風雪時の人命救助、農作物、果樹等の対策等の応急対策について定める。

1 道路交通の確保

市は、冬季における道路交通を確保するため、道路除雪実施計画に基づき、道路等の除雪を実施する。

(1) 除雪計画（令和4年度）

ア 道路種別（車道）除雪計画路線延長	253.6 km（除雪率 71.0%）
イ 道路種別（歩道）除雪計画路線延長	27.6 km（除雪率 66.0%）
ウ 生活道路延長	34.0 km
エ 公共施設延長	11.6 km

(2) 除雪作業

ア 除雪出動基準

除雪出動は、降雪量がおおむね 10 cm を超え、その後の降雪状況を勘案し出動する。

イ 除雪作業時間

夜間降雪において、午前 2 時で判断、午前 2 時 30 分出動、午前 7 時 30 分完了を目標とする。
 （観測で降雪量が出動基準に達した時点で判断）

ウ 車道・歩道除雪

車道及び歩道除雪は、除雪計画で指定された路線に基づき実施し、歩道除雪においては、全路線の効率的な除雪は困難であるが、小型ロータリー除雪車及び歩道専用ロータリー除雪車を使用し、通学路を優先的に除雪する。

エ 除雪に対する市民への広報

「市報」等で、市民参加による除雪作業を呼びかける。除雪作業が円滑に行えるように注意を促す。

2 上山市豪雪対策本部の設置

市は、豪雪により市民生活への影響が重大で、かつ、関係機関との緊密な連絡調整を図る必要があると認めた場合は、副市長を本部長とする上山市豪雪対策本部を設置し、被害状況の的確な把握及び雪害対策の総合的な推進にあたる。

- (1) 本部長 副市長
- (2) 副本部長 教育長
- (3) 本部員 庶務課長、市政戦略課長、財政課長、市民生活課長、健康推進課長、福祉課長、子ども子育て課長、商工課長、観光・ブランド推進課長、農林夢づくり課長、建設課長、上下水道課長、消防長、管理課長、学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長

3 公共建物等の積雪の除去及び通路の確保

公共建物等の積雪の除去及び通路の確保については、おおむね次により行う。

- (1) 各管理者は、当該建物の積雪の状況に応じて除去する。この場合、体育館、集会場等内部仕切りの少ないものを優先し、倒壊防止を図る。
- (2) 下に降ろした雪は、建物の外壁面に力が加わらないようにし、出入口は安全な道、広場等に通ずる避難路を2つ以上確保しておく。
- (3) 学校、その他大規模な建物については、道路から建物に通ずる通路、敷地内の消火栓、貯水槽、その他消防用水利のそばまで自由に消防自動車が通行できるよう確保しておく。

4 雪崩及び暴風雪のため遭難した者の救出

雪崩又は暴風雪のための生命身体が危険な状態にある者、孤立状態にある者又は生死不明の状態にある者の救出は次による。

- (1) 警告等
地形及び気象情報等に基づき、雪崩の発生等が予想される場合は、状況により当該区域に対する消防団員等の警戒を強化し、関係者に必要な警告を行う。防災関係機関は相互に連絡の上、迅速な出動体制を整える。
- (2) 救出
雪崩又は暴風雪等により生命身体が危険な状態にある者がいる場合は、直ちに防災関係機関と協力の上、救出する。

第2章 火山災害対策

本市は、活火山である蔵王山を有しているため、火山現象を早期に把握し、住民、登山者及び観光客等の生命と財産を守るため万全を期す必要がある。噴火等の火山現象による被害を防止し又は軽減するため、平成28年2月8日に蔵王山火山防災協議会において策定した「蔵王山火山防災対策」その他当該協議会における決定事項に基づき火山災害対策について定める。

第1節 災害予防計画

噴火等の火山現象によって住民生活が著しく阻害されることが予想されることから、被害の防止及び軽減を図るための災害予防計画について定める。

1 火山活動に伴い予想される主な現象及び概要

火山現象	概 要
大きな噴石	大きな噴石は、爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされたる20～30cm以上の大きな岩石のことで、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高い。被害は火口周辺の概ね2～4km以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊されたりする災害が発生している。
火砕流 (火砕サージを含む)	高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気为一体となって急速に山体を流下する現象である。規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生する。大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象である。流下速度は時速百km以上、温度は数百℃にも達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となりえる。 火砕流の先端部や周辺部は、火山灰や砂塵を含んだ爆風となっており、この部分を火砕サージと呼ぶ。破壊力、殺傷力は極めて強力で、掃過域の中で生き残ることは困難である。また、火砕流と違い成分の大部分が気体のため、地形の制約を受けることなく、尾根を乗り越えるなどして火砕流本体よりも広範囲に襲来する。いずれも高温(数百～一千℃)、高速(秒速20～100m)で広範囲で覆うため、人的・物的に大きな被害をもたらすことがある。(避難を検討する上では火砕サージと火砕流と区別する必要は低く、火砕流に含める。)
融雪型火山泥流	積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が溶かされて大量の水が発生し、周囲の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速数十kmに達することもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。
溶岩流	マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下るもの。通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的遅い。
火山泥流	火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。また、火口から直接熱水等が噴出し火山泥流となって流れ下る現象を火口噴出型泥流という。

降灰後の 土石流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがある。これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。
小さな噴 石・降灰	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径2mm以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は、火口から10km以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまで数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。 火山灰は、時には数十kmから数百km以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、水質汚濁、交通麻痺、家屋倒壊など広く社会生活に長期的な影響を及ぼす。
岩屑流 （岩屑なだ れ）	火山の山体が、噴火や強い火山性地震などの衝撃により崩壊し、大量の砕けた岩片が大なだれとなって流下する現象である。
火山ガス	火口や噴気孔からマグマに溶けている様々な成分が気体となって噴出する現象。噴出するガスの成分によっては人体に有毒なガスもあり、過去には死亡事故も発生している。くぼ地や谷地形、火口の風下側では、火山ガスが高濃度になることがある。

第2節 災害応急計画

火山による被害を軽減するため、火山情報の伝達、避難体制の整備等の応急対策について定める。

1 噴火警報等の発表及び伝達

（1）噴火警報・噴火予報等の内容と発表

仙台管区气象台は、必要に応じ噴火警報及び噴火予報等を発表する。

ア 噴火警報

噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険が及ぶ範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」として発表し、「噴火警報（居住地域）」は警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警戒レベルが運用されている活火山（蔵王山（※平成28年7月運用開始））において、噴火警報又は噴火予報に付して発表する。

具体的には、次頁の表のとおり。

蔵王山の噴火警戒レベル（噴火警報及び噴火予報の種類）

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動 の状況	住民等の行動 及び登山者・ 入山者等への 対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流または御釜由来の泥流が発生、あるいは切迫している。 ・噴火の規模や位置が特定できない噴火が発生し、融雪型火山泥流または御釜由来の泥流の可能性がある。 【過去事例】 ・1821年の噴火 鳴動、御釜沸騰・湖水氾濫、河川増水 ・1867年の噴火 御釜沸騰、洪水で死者3名 ・1895～96年の噴火 噴石、火砕サージ、御釜の湖水氾濫、洪水
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難準備が必要。	・融雪型火山泥流または御釜由来の泥流を伴う噴火が予想される。 【過去事例】 ・1939～43年の活動及び1940年の噴火 御釜の変色、湯気、水温上昇、浮遊物、丸山沢で小規模の噴火、噴気孔生成
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 （状況に応じて特定地域の避難等が必要）	・火口周辺の広い範囲に影響を及ぼす噴火が予想される。 ・融雪型火山泥流及び御釜由来の泥流が予想されない噴火の発生。 【過去事例】 ・1918年の活動 御釜で白濁及びガス噴出、地震 ・1923年の活動 御釜からガス噴出

警報	噴火警報（火口周辺）	火口周辺	2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。 （状況に応じて特定地域の避難準備等が必要）	・火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 ・1949年の活動 丸山沢の噴気活発化 ・1966年の活動 振子沢で噴気発生、温泉噴出 ・2015年の活動 御釜周辺で火山性地震の増加、火山性微動の発生、地殻変動
予報	噴火予報	火口内等	1 （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等	・火口内での少量の噴気や火山ガス等が発生

注1）御釜由来の泥流とは、噴火に伴い御釜の水が溢れ出ることや火口壁が崩壊することによって発生する現象。火口地下から直接噴出する水が熱泥流となって流下する可能性もある。

注2）火口は、御釜を含む馬の背カルデラ内のいずれかに想定される。

注3）特定地域とは、濁川上流域の民間施設を指す。噴石、火砕流、融雪型火山泥流、御釜由来の泥流で避難道路などが通行不能となるおそれがある地域では、早期避難等が必要

（2）噴火速報の内容と発表

仙台管区気象台は、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(3) 火山の状況に関する解説情報の内容と発表

仙台管区気象台は、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(4) 降灰予報・火山ガス予報の内容と発表

気象庁及び仙台管区気象台は、必要に応じ降灰予報・火山ガス予報を発表する。

ア 降灰予報

A 降灰予報（定時）

a 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表する。

・ 噴火の発生に関わらず、火山の活動状況に応じて一定規模の噴火を仮定して定期的に発表する。

b 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

B 降灰予報（速報）

a 噴火が発生した火山^{※1}に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。

b 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要になる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

C 降灰予報（詳細）

a 噴火が発生した火山^{※2}に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。

b 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要になる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報（詳細）も発表
降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

イ 火山ガス予報

火山ガス予報は、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(5) その他の情報等の内容と発表

噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を知らせるための情報で、仙台管区气象台が発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山の活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

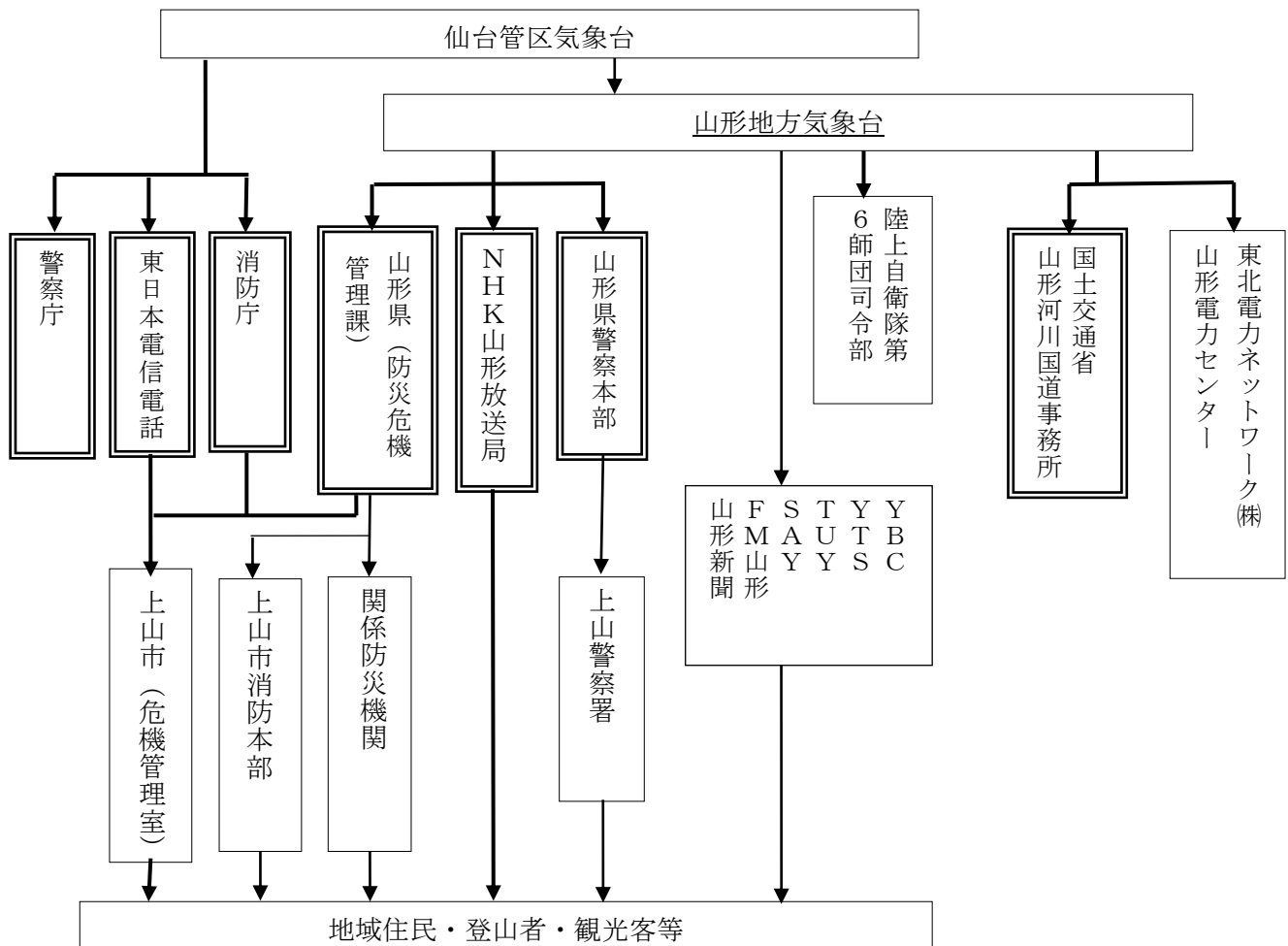
ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせるために発表する。

(6) 噴火警報等の伝達

市は、伝達を受けた噴火警報、臨時に発表する火山の状況に関する解説情報、噴火速報等（以下噴火警報等とする）を防災ラジオ、サイレン、緊急速報メール等により、関係機関、住民、観光客及び登山者等へ伝達する。また、報道機関は、伝達を受けた噴火警報等を住民、観光客及び登山者等への伝達に努める。なお、市は、噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、観光客及び登山者等に伝達する。

噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベルを含む）、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報等の伝達は、次の系統による。



(注) 二重枠の機関は、法定伝達機関を示す。

(注) 太線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る）及び噴火速報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

(7) 異常な火山現象に関する情報の収集及び伝達

異常な火山現象を発見した者は、直ちに市町村その他関係機関へ通報するものとする。また、市町村その他機関が異常な火山現象を覚知したときは、直ちに山形地方気象台に連絡する。なお、通報を要する異常な火山現象とは、概ね次の内容のものをいう。

ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、火砕流等）及びそれに伴う降灰砂等

イ 火山地域での火映、鳴動の発生

ウ 火山地域での地震の多発

エ 火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化

オ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化

カ 火山地域での湧泉の新生あるいは枯渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化

キ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大あるいは移動及びそれらに伴う草地の立枯れ等

ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

2 上山市災害対策本部の設置

市長は、蔵王山が活火山であることを踏まえ、噴火警報等が発表され、噴火により市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、上山市災害対策本部を設置し、蔵王山火山防災協議会の決定事項に基づき、火山活動の状況の周知等必要な措置を講ずるものとする。

3 警戒避難体制の整備

市は、県と協力し、火山防災協議会における検討を通じて、噴火シナリオや火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ設定することにより噴火警戒レベル設定を共同で推進し、噴火警戒レベルごとの具体的で実践的な避難計画を策定する。さらに、当該避難計画に基づく避難訓練の実施と避難計画の住民への周知徹底に努める。

(1) 噴火警戒レベルごとの避難計画

ア 噴火警報「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」の発表に伴う対応

(ア) 警戒事象等及び想定される防災対応

警戒事象及び警戒範囲

警戒事象	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合	
警戒範囲	大きな噴石	馬の背カルデラの縁から概ね1.2キロメートル以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	馬の背カルデラの縁から概ね1.2キロメートル以内の範囲

※火山活動の状況に応じて、噴火警戒レベルを維持したまま警戒範囲を縮小することがある。

(イ) 想定される防災対応

警戒範囲への立入規制

(ウ) 避難指示等の発令

市長は、噴火警報の発表に伴い、上山市災害対策連絡本部又は上山市災害対策本部を設置し、警戒範囲に対して避難指示を発令する。

(エ) 市民、観光客等への周知

市は、次の手段により、噴火警報の発表及び避難指示等の発令について、市民、観光客及び登山者等へ周知する。

A 緊急速報メール

B 市ホームページ

C 災害情報共有システム（Lアラート）

D テレビ・ラジオ（報道機関を通じた情報提供）

E 防災ラジオ

F 蔵王坊平地区自主防災会組織及び小倉ペンション村へ連絡

G 蔵王坊平観光協議会、蔵王猿倉スキー場及びエコー山荘へ連絡

H 索道事業者への連絡

なお、連絡を受けた索道事業者は、管理するリフト等に設置してある放送設備等により登山者等に周知する。

I 市立北中学校、中川小学校及び中川児童館へ連絡

J 蔵王坊平スキーパトロール隊へ電話連絡（エコーライン閉鎖期のみ）

K その他、必要に応じ関係者及び関係機関等へ連絡

(オ) 施設の閉鎖

A 対象施設

a 蔵王刈田リフト（エコーライン開通期のみ）

B 対応策

a 市は、「A対象施設」の施設管理者に対し、施設の閉鎖について連絡し、施設管理者は、蔵王山火山防災対策に基づき、避難者の誘導等必要な対策を講じたうえで、施設を閉鎖する。

(カ) 登山口等における立入規制の看板設置

市は、蔵王山火山防災対策に基づき、必要な登山口等に立入規制の看板を設置する。

イ 噴火警報「噴火警戒レベル3（入山規制）」の発表に伴う対応

(ア) 警戒事象及び想定される防災対応

警戒事象等及び警戒範囲

警戒事象	火口周辺の広い範囲まで影響を及ぼす噴火（融雪型火山泥流が予想されない噴火に限る。）の発生が予想される場合	
警戒範囲	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5キロメートル以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2キロメートル以内及び八方沢・濁川上流域の範囲

※火山活動の状況に応じて、噴火警戒レベルを維持したまま警戒範囲を縮小することがある。

(イ) 想定される防災対応

警戒範囲への立入規制

(ウ) 避難指示等の発令

市長は、噴火警報の発表に伴い、上山市災害対策連絡本部又は上山市災害対策本部を設置し、警戒範囲に対して避難指示を発令する。

(エ) 噴火警報及び避難指示等の周知

・第3の第1項アの規定を準用する。

(オ) 施設の閉鎖

A 対象施設

- a 御田ノ神避難小屋（施設なし）
- b 蔵王刈田リフト（エコーライン開通期のみ）
- c 蔵王ライザワールドスキー場《エクスプレス、ライザペアⅡ》（エコーライン閉鎖期のみ）

B 対応策

- a 蔵王刈田リフト（エコーライン開通期のみ）
- b 第3の第1項アの規定を準用する。
- c 蔵王ライザワールドスキー場（エコーライン閉鎖期のみ）

市は、「A対象施設」の施設管理者に対し、施設の閉鎖について連絡し、施設管理者は、蔵王山火山防災対策に基づき、避難者の誘導等必要な対策を講じたうえで、施設を閉鎖する。

（カ）登山口等における立入規制の看板設置

第3の第1項アの規定を準用する。

（キ）観光客等の避難対策

市は、噴火警報の発表後において帰宅が困難となった観光客及び登山者を保護するため、蔵王山火山防災対策に基づき、ZAOたいらぐら（状況に応じて体育文化センター）を指定避難所として開設。ライザレストランを一時避難所（エコーライン閉鎖期のみ）として状況に応じて開設し、避難者の誘導等必要な対策を講じる。

また、索道事業者及びスキーパトロール隊は、エコーライン閉鎖期に噴火警報が発表された場合は、蔵王山火山防災対策に基づき、ゲレンデ内のスキー客等の避難誘導等必要な対応を講じる。

ウ 噴火警報「噴火警戒レベル4（高齢者等避難）」の発表に伴う対応

（ア）警戒事象等及び想定される防災対応

警戒事象及び警戒範囲

警戒事象	融雪型火山泥流を伴う噴火が予想される場合	
警戒範囲	融雪型火山泥流	高野地区における蔵王川流域の一部の居住地域（避難区域）
	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5キロメートル以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2キロメートル以内及び八方沢・濁川上流域の範囲

※火山活動の状況に応じて、噴火警戒レベルを維持したまま警戒範囲を縮小することがある。

※融雪型火山泥流の警戒範囲の詳細は、市が別に定める避難計画において定める。

（イ）想定される防災対応

A 融雪型火山泥流

警戒範囲における避難準備及び要配慮者の避難

B 大きな噴石及び火砕流・火砕サージ

警戒範囲の立入規制

（ウ）避難指示等の発令

市長は、噴火警報の発表に伴い、上山市災害対策連絡本部又は上山市災害対策本部を設置し、警戒事象に応じた警戒範囲に対して避難指示等を次のとおり発令する。

A 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流の警戒範囲に対して高齢者等避難を発令する。

B 大きな噴石及び火砕流・火砕サージ

噴火警戒レベル3の警戒範囲に対して避難指示を発令する。

(エ) 噴火警報及び避難指示等の周知

市は、次の手段により、噴火警報の発表及び避難指示等の発令について、市民、観光客及び登山者等へ周知する。

- A 緊急速報メール
- B 市ホームページ
- C 広報車
- D 災害情報共有システム（Ｌアラート）
- E テレビ・ラジオ（報道機関を通じた情報提供）
- F 防災ラジオ
- G 警戒範囲に関係する自主防災組織への連絡
- H 教育施設、社会福祉施設、医療施設等への連絡
- I 関係者、関係機関等への周知

(オ) 避難所等の開設

市は、避難指示等の発令に伴い、次の表に定める施設に指定避難所を開設する。

地 区 名	施 設 の 名 称
高野地区	中川地区公民館
	中川農業者等トレーニングセンター

(カ) その他避難に関する事項

上記に定めるもののほか、融雪型火山泥流に係る避難に関する事項は、市が定める避難計画による。

エ 噴火警報「噴火警戒レベル5（避難）」の発表に伴う対応

(ア) 警戒事象等及び想定される防災対応

警戒事象及び警戒範囲

警戒事象	火山活動により融雪型火山泥流が発生し、又は切迫している場合	
警戒範囲	融雪型火山泥流	高野地区における蔵王川流域の一部の居住地域（避難区域）
	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5キロメートル以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2キロメートル以内及び八方沢・濁川上流域の範囲

※火山活動の状況に応じて、噴火警戒レベルを維持したまま警戒範囲を縮小することがある。

※融雪型火山泥流の警戒範囲の詳細は、市が別に定める避難計画において定める。

(イ) 想定される対応策

A 融雪型火山泥流

警戒範囲における避難

B 大きな噴石及び火砕流・火砕サージ

警戒範囲への立入規制

(ウ) 避難指示の発令

市長は、噴火警報の発表に伴い、上山市災害対策連絡本部又は上山市災害対策本部を設置し、警戒事象に応じた警戒範囲に対し避難指示等を次のとおり発令する。

A 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流の警戒範囲に対して避難指示を発令する。

B 大きな噴石及び火砕流・火砕サージ

第3の第1項ウの規定を準用する。

(エ) 噴火警報及び避難指示等の市民、観光客等への周知

第3の第1項ウの規程を準用する。

(オ) 避難所等の開設

第3の第1項ウの規定を準用する。

(カ) その他避難に関する事項

上記に定めるもののほか、融雪型火山泥流に係る避難に関する事項は、市が別に定める避難計画による。

(2) 避難促進施設の指定及び避難確保計画の作成

ア 避難促進施設の指定

活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号の規定に基づく避難促進施設の指定範囲は、御釜中心から概ね3.5Km以内の区域とし、区域内にあり、かつ活動火山対策特別措置法施行令第1条に定められている施設で、火山災害発生時、施設利用者の避難を円滑かつ迅速に確保しなければならない施設の名称及び所在地について本計画に定める。

イ 避難確保計画の策定

本計画に名称及び所在地の定められた施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市に報告する。

また、施設の管理者等は、当該避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

ウ 施設への支援

市は、施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について必要な支援を行う。

避難促進施設

No.	施設名称	所 在 地	施設の種類	備 考
1	蔵王ライザワールドスキー場	山形県上山市蔵王坊平高原	スキー場	夏季閉鎖
2	蔵王刈田リフト	宮城県刈田郡七ヶ宿町刈田岳	リフト	冬期閉鎖

(3) 避難の長期化への対応

一般に、火山災害に伴う住民避難は長期間にわたる場合が多い。市は、避難先での住民生活の安定のため、住居、就業、医療及び教育等に関する長期的な対策を実施する。

(4) 避難の解除

市長は、噴火警報等（噴火警戒レベルの引き下げ等）により危険が去ったと判断したときは、避難指示又は警戒区域の設定を解除し、住民の帰宅及び生活再開を支援する。

避難指示等の解除に当たっては、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分な安全性の確認に努める。

(5) 救助対策

蔵王山火山防災対策に定めるところによる。

(6) 登山届等の提出の周知・啓発

市は火山災害の発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）等の積極的な提出及び携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービス等について周知・啓発を図るものとする。

登山者は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手

段の確保、登山届の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

(7) 火山ガスによる危害の防止

市は、火山ガス噴出状態の把握に努めるとともに、周辺地域の立入り制限措置を講じ、火山ガスによる中毒事故の防止を図る。

(8) 降灰対策の実施

市及び県は、火山噴火に伴う降灰により火山周辺地域の住民や農林水産業者等に支障を生じた場合は、活動火山対策特別措置法に基づく降灰除去事業や各種資金の融通等の施策を実施し、その軽減に努める。

(9) 緊急調査及び土砂災害緊急情報の提供等

市は、土砂災害防止法に基づき国が実施する火山噴火に起因する土石流についての緊急調査並びに土砂災害緊急情報の通知及び周知を迅速かつ的確に実施するために、県及び関係機関等との連携を強化し、実施体制の整備を図る。

4 防災知識の普及

(1) 住民に対する防災知識の普及

市は、火山防災マップを活用し研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。

(2) 登山者等に対する防災知識の普及

市は、観光関連の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者等に対して防災知識の普及を図る。

5 その他

突発的な噴火の発生等この計画に定める事象以外の事象が発生した場合は、この計画の定める規定を準用するほか、市が、蔵王山火山防災協議会その他関係機関と連携したうえで、必要な対応を講じるものとする。

第3章 原子力災害対策

第1節 災害予防計画

原子力災害による被害並びに市民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、市等が実施する平時における原子力災害予防対策について定める。

1 本市と近隣原子力発電所との距離

福島第一（福島県）	福島第二（福島県）	女川（宮城県）	柏崎刈羽（新潟県）
105.4 km	113.8 km	111.3 km	167.4 km

2 活動体制

市及び県は、各々の役割に応じて体制を整備し、活動するものとする。また、市及び県は、必要に応じて、実施体制や実施方法等を記載したマニュアルを策定するものとする。

3 平時におけるモニタリング

市は、空間放射線に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努め、県が実施するモニタリングに協力する。

4 防災体制の整備

（1）通信連絡体制の整備

市は、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

（2）県及び市町村は、国が示す緊急事態の初期対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、住民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施するものとする。

ア 市及び県は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）等に応じた市民への注意喚起体制を整備するものとする。

イ 市及び県は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第15条第1項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定するものとする。

（3）防災訓練等の実施

市及び県は、緊急時通信連絡訓練、市民に対する情報伝達訓練等を定期的実施する。

5 防災知識の普及等

（1）市は、国や県と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること

- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - ウ その他必要と認める事項に関すること
- (2) 市は、国や県等と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。
- ア 全国の原子力発電所の稼動、休止等の概要に関すること
 - イ 原子力災害とその特性に関すること
 - ウ 緊急時における国、県及び市等が講じる対策の内容に関すること
 - エ 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること
 - オ 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項等に関すること
 - カ その他必要と認める事項に関すること
- (3) 防災教育
- 市及び県の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第2節 災害応急計画

原子力災害による被害を軽減するため、近隣県の原子力発電所で大規模な事故が発生した場合に、市等が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

1 上山市災害対策本部の設置

市は、近隣県の原子力発電所における事故を覚知した場合は、県と協力して、直ちに情報収集活動等を開始し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第15条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合で市長が必要と認めた場合は、上山市災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

2 モニタリングの強化及び対応

(1) 緊急時におけるモニタリングの実施

県は、環境放射線の状況に関する情報収集、O I L（※）に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階において、平時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り換える。

なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係地方公共団体、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、気象情報等を参考にする。

※＜O I L＞

原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

ア 緊急時におけるモニタリング

(ア) 空間放射線モニタリング

県及び市は、初期段階においてはO I Lによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

(イ) 放射性物質の検査

県は、空間放射線モニタリング結果及び国の指示等を踏まえながら、環境試料、食品・水道水等の放射性物質の検査を行う。

イ モニタリング結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果について、県のホームページ（ポータルサイト）に掲載するとともに、報道機関にプレスリリース等を行うことにより迅速に公表する。

また、結果については市町村に情報提供を行う。

(2) 基準値超過食品の流通防止措置

ア 県は、県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。

イ 県は、緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林水産物等の放射性物質濃度が、O I Lや基準値を超えたこと等により、国の原子力災害対策本部から摂取制限・出荷制限の指示を受けた場合、関係市町村、関係事業者及び県民に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。

ウ 市は、県から摂取及び出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

(3) 水道水の摂取制限等の措置

ア 水道事業者は、水道水の放射性物質検査の結果、O I Lや管理目標値を超えた場合には、直ちに浄水場及び水道原水中の放射性物質濃度及び濁度の検査結果並びにろ過設備の運転状況に基づいて超過原因を究明するとともに、その旨を水道利用者に周知する。

また、管理目標値を超える状態が長期間継続することが見込まれる場合は、他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。

なお、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害対策本部が設置されている間については、同本部の指示又は厚生労働省からの要請に基づいて摂取制限を行う。

イ 県は、水道事業者に対し適切な措置を講ずるよう要請する。

また、国及び県は、必要に応じて水道事業者に対する給水停止命令等の措置を講ずる。

3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条第3項等に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

市及び県は、本市への影響が懸念される場合に早い段階からの注意喚起を行うとともに、本市に対して原災法第15条第3項等に基づく指示があった場合には、住民に対して指示を行う。

(1) 市は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示（緊急）を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、住民を屋内退避又は避難させる。

(2) 市は、市の区域を越えた広域避難が必要となった場合は、避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について、県に調整を依頼する。

4 住民への情報伝達

市は、住民に対して、広報車や緊急速報メールなど様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

- (1) 事故の概要
- (2) 災害の現況
- (3) 市、県及び防災機関の対策状況
- (4) 住民のとるべき措置及び注意事項
- (5) その他必要と認める事項

5 風評被害の軽減等

- (1) 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するために、市産農作物や市内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行う。

- (2) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

市は、将来の損害賠償請求等に資するため、応急対策等に関する諸記録を作成・保存するものとする。

6 市外からの避難者の受入れ

市は、県等と連携し、必要に応じて、原子力発電所における事故による市外からの避難者の受け入れに協力するものとする。